

世田谷区政策検証委員会
(第2回)

平成22年6月19日

午前10時開会

世田谷区議会大会議室

午前10時00分開会

○政策経営部長 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから世田谷区政策検証委員会第2回委員会を開催させていただきます。

私は、世田谷区の政策経営部長の金澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日でございますが、世田谷区は6月から9月末まで、いわゆるクールビズということで、職員もネクタイをしていなかったり、上着をとったりさせていただいておりますので、どうぞご了承いただければと存じます。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。お手元でございますが、「世田谷区政策検証委員会（第2回、3回）資料 素材事業」という参考資料、もう1つ「世田谷区政策検証委員会事前説明会資料（参考資料）」というのがございます。それから、「世田谷市民大学 2010年度生入学案内」、参考資料として健康増進法抜粋というのが上に書いた資料、それから厚生労働省健康局長からの通知文で「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」というものでございます。それから、世田谷区の各種検診のご案内が2枚ございます。それから、世田谷区の子宮がん、乳がん検診のご案内という資料を入れさせていただいております。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、委員長に委員会の進行をお任せしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○白井委員長 皆さん、おはようございます。委員長を仰せつかっております白井でございます。よろしくお願いいたします。

○和田副委員長 副委員長の和田でございます。よろしくお願いいたします。

○白井委員長 それでは、早速議論に入りたいと思いますけれども、前回、私ども、この委員会で決定をいたしました3つの視点とその素材について、各委員に再確認をさせていただきたいと思っております。

1つ目の視点でございますけれども、行政と民間の役割について、この素材としての生涯学習事業として、具体的な事業であります青年の家、池之上青少年会館または世田谷市

民大学について、各これをご担当している皆さんにご質問等をさせていただく機会を設けさせていただきました。

2つ目の視点としまして、サービス提供体制のあり方について、これは各関係地域でもいろいろ議論の寄せられているところがございますけれども、外郭団体との協働がどうあるのかということ、そしてその素材の事業として、先ほどもご案内しました外郭団体、また具体的に世田谷サービス公社、世田谷区社会福祉事業団の内容について、各ご担当の部門の方にご案内をいただいたものがございます。

3つ目の視点でございますけれども、受益と負担についてでございますが、その素材の事業として、区民の皆さんにとって大変身近でかつ重要でございます健康づくり施策、具体的にどのような内容かといいますと、がん検診であるとか、子ども医療費についてどのような助成をしているのかということをご各部門のご担当者から詳しくご説明をいただいたものでございます。

このような内容を踏まえまして、各委員の皆さんと具体的な事業の素材をベースに検討していきたいと考えております。

また、議論の進め方でございますけれども、各委員の皆さんには忌憚のない意見を闊達にお願いしたいと思っております。1番目として、具体的な議論の進め方ということで、本日の午前中の時間帯の中では視点1、午後は視点2、また、きょうとあしたの長丁場の時間でございますけれども、あしたの午前中の時間帯については視点3についての議論ということでスケジュールを設定させていただきたいと考えております。

また、あしたの午後でございますけれども、きょうの午前中、午後、またあしたの午前中の議論をサマライズした形でまとめの時間ということで、その議論をまとめたものをうまく整理して、私どもの委員会として提言をさせていただくことができると考えております。

第1回目の委員会の後、この委員会では、各素材について区からいろいろご説明を受けてまいりました。そのときに出された意見等を整理して、また、本日の議論を効率的に進

めるためのポイントをこの委員会で作成いたしまして、いろいろ準備いたしまして、これに沿った今後の展開という形で議論を進めてまいりたいと考えておりますけれども、各委員の皆さんにおかれましてはいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

せっかく与えられた機会でございます。これから区の各部門の皆さんのいろんな作業において、実り多い成果につながるような委員会のご提言という形で進めさせていただければ幸いです。

このような形の前置ということでございますけれども、それでは、早速視点1の議論に入りたいと思います。視点の検討ポイントとしてご案内をしたいと思いますが、行政と民間の役割ということでございますが、区民の生活においてどのような形で充実かつ必要なサービスであるか。かつては民間がやれるものでもあるのではないかと、なぜ民間でやれるものを区でそのようなサービスを提供しているのかということも、1つ委員の皆さんの中では念頭に置いているものがあるのではないかと考えております。

もう1点、現在では生涯学習ということを考えてときに、カルチャーセンターや青少年向けの学習教室を提供することであっても、既に多くの民間企業が取り組んでいるものがございますけれども、これに加えまして、成人向けに公開講座を行っているものがございます。これは大学がエクステンションセンターというような形で、社会人講座を非常に幅広くとらえている面がございます。こういう環境をかんがみたときに、行政と民間の取り組みが重複しているのではないかと。こういうものをとらえたときに、この委員会の中ではどのような提言ができるか、これは各委員の皆さんのいろんなご経験からご発言を賜りたいと思います。

さて、そのような素材事業のねらい、または目的、効果、その達成状況等を十分検証しまして、今、区がやっていることに対して、民間との違いはどこにあるのか、このような形を踏まえまして議論を進めていくことができると考えております。

続きまして、これからいろいろ議論を進めていく上における素材事業について、区の関係者から、ご相談をさせていただく上における事前の説明をお願い申し上げたいと思

いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育政策部長 教育政策部長の萩原と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、生涯学習に関連する当部の事業についてご説明をさせていただきます。

区教育委員会では、区民の方が生涯を通じて、いつでも、どこでも自由に学ぶことができる学習機会が得られるよう、多様な生涯学習事業を展開しているところでございます。今回、素材に取り上げられました池之上青少年会館、青年の家の事業について、素材事業の資料、1ページ、2ページをベースに概要をご説明させていただきたいと思っております。

池之上青少年会館、青年の家は、いずれも社会教育法第5条に掲げられております社会教育施設でございまして、学習や体験などを通して青少年の健全な育成を図るというねらいを持ちまして事業を展開しているところでございます。

対象となる方々は、小学生から20代までの青少年、あるいは青少年の関係団体、さらにいろいろな場面で一般団体にも施設を提供しているところでございます。いずれも直営で運営をしております、一部業務を委託しているところでございます。利用に当たりましては、青少年や青少年関係団体は無償でご利用いただいているところでございます。

池之上青少年会館は、井の頭線池之上駅から徒歩三、四分の非常に交通至便なところに位置しております。一方、青年の家は野毛2丁目ということで、駅からはやや離れておりますけれども、自然や歴史的な環境には恵まれているところに位置している施設でございます。

それから、この青年の家は宿泊機能を持っておりまして、区内の青少年施設では唯一宿泊型の施設でございます。宿泊といいましても、いわゆるホテル業務をやっているわけではございませんで、自炊等体験活動を通してさまざまな活動の場として提供しているところでございます。このような施設は、23区では世田谷区のほかには8区で存在しているところと把握しております。この施設、青少年会館は築30年余り、青年の家は築45年余りということで、かなり老朽化が進んでいるところでございます。

利用状況でございますけれども、当然のことながら青少年、中高生、大学生といった

方々の利用が多いわけでございます。他の公共施設ではなかなか利用が少ない方々の利用が3割以上を占めているということでございます。青少年会館につきましては、ほぼ年じゅう同様な利用状況が続いておりまして、ここ数年は利用者はやや横ばいというような状況でございます。青年の家は、利用者数は漸減傾向がございます。非常に老朽化が進んでいるということで、外壁の一部がはがれ落ちるような事態も起こった状況でございますけれども、特に夏場に利用が多いという状況がございます。

続きまして、事業費でございますけれども、青少年会館につきましては年間約1800万円、青年の家につきましては約3500万円の事業経費を要しております。池之上青少年会館では、正規あるいは非常勤職員5名が常駐しておる状況でございます。青年の家につきましては、日常の運営は事業者が行っているわけでございますけれども、随時本所から職員がそちらに赴きまして、指導、それから事業の企画立案等を担っているところでございます。

これらの事業、私どもは青少年会館あるいは青年の家におきましても、事業を提供するという考え方だけではなくて、青少年みずからが企画運営にかかわるように促したり、あるいは施設を拠点とするリーダー活動をサポートするということを通じまして、青少年の健全育成を図るということで、民間とは違った場面での公的な役割を果たしているものと考えております。今後、さらに家庭や地域、異世代との交流が促進されるような施設展開を目指していきたいと考えております。

その他でございますけれども、青年の家は、先ほど申しましたように特に老朽化が進んでおりまして、実は今年度に改築に向けた実施設計を予定したところでございますけれども、全庁的な整理の中で整備計画を2年先送りしている状況でございます。

以上、2つの事業につきまして概要を説明させていただきました。

○生活文化部長 引き続き生活文化部でございます。素材事業のうち、市民大学を所管しておりますので、私どものほうから説明させていただきます。説明につきましては、文化・国際課の花房課長より説明させていただきます。

○文化・国際課長 よろしく願いいたします。

それでは、市民大学の入学案内をごらんください。

1 ページ目をお開きいただきますと「市民大学とは」とございますけれども、市民大学は、区民のだれもが参加できる区民のための学習の場とございます。対象は18歳以上で区内在住、在勤、在学の方となっております。政治、社会、人間、経済に関連した幅広いテーマで地域社会に密着した問題を取り上げて、市民自治の担い手に必要な現代社会の諸問題に対する確かな物の見方を培うよう、講師陣が時間をかけて丁寧に系統的な講義を行っているところでございます。昭和54年の基本計画の7つの重点事業の1つになっておりまして、昭和56年に設立しまして30年がたったところでございます。

場所ですけれども、東急世田谷線松陰神社前から歩いて3分ぐらいの都税事務所の2階にございます。

続きまして、2ページをごらんください。「学習の方式」とございますけれども、ゼミナールとしまして、2年間かけて約25名の方が学んでいらっしゃいます。内容は、政治、社会、人間、経済の4コースとなっております。1年次は概論、2年次は各論ということで日々活発な討議、講座が行われております。

聴講とございます。これは午前の講座を自由に選択し、受講していただくことができます。公開講座、一般の区民の方にも広く呼びかけまして、年二、三回実施をしております。そして、少人数特別講座、夜間講座とありますが、夜間は昼間の参加ができない方のために開催しているものでございます。最後に、世田谷市民サマーフォーラムでございまして、これは夏の中旬に5日間連続で開催しているものでございます。

次のページをお開きください。こちらに2010年度のプログラムがございますけれども、社会コースのところに「アジアの家族」とございます。こちらは区内大学との連携ということで、国士舘大学の先生に講師をお願いしております。内容をごらんいただきますと多岐にわたっておりまして、環境問題、年金問題、若者たちの課題といろいろ取り組んでいるところでございます。

恐れ入りますが、8ページをごらんください。8ページの下段に世田谷市民大学運営委員会／評議会とございますけれども、学長の米山先生を初め、各学界でご活躍の先生方に運営委員を区長が委嘱してお願いしております。カリキュラムや市民大学のあり方等について日々ご議論いただき、進めていただいているところでございます。評議員でございますけれども、こちら区長から委嘱しております、こちらの先生方は、やはり区の54年の基本計画策定の際からいろいろご尽力をいただいた先生方でございます。

次のページをお開きください。申し込み方法等でございます。コース、対象、それから申し込み方法は記載のとおり、募集期間、定員につきましてもこのようになっております。受講料でございますが、ゼミ生が年額4万円、2年次は2万8000円、聴講生、夜間講座生が6000円、少人数特別講座生が4000円ということでやっております。サマーフォーラムは1コース2000円となっております。

恐れ入りますが、素材資料の3ページをお開きください。こちらの中段に経緯とございますけれども、平成17年度に利用者の負担の適正化を図るために受講料の改定を行っております。金額はこのようになっております。これは前年の世田谷区の総事業点検で事業を点検した際に、見直す必要があるのではないかということでこのような形にしております。

他自治体の状況でございますが、世田谷市民大学のようにゼミを行っているところはないようです。江戸川区が若干類似しているかと思えます。

成果の目標ですけれども、より多くの幅広い世代の区民の方に受講していただけるように、質が高く、多種多様な講座を提供したいと考えております。

実績等は別紙のとおりです。

裏面をお開きいただきます。事業費でございますけれども、3年を平均しますと、およそ3069万円の経費がかかっております。利用者負担は1340万円で、負担率は44%ということでございます。

事業の評価でございますけれども、市民大学1カ所で、学界の第一線で活躍されている

先生方の質の高い講義を受講することができている。区の特徴でもあると思うんですが、そういう高度な学習意欲を持っていらっしゃる区民の方が多いということがあろうかと思えます。単に教養や専門知識を学ぶのではなくて、講師と学生が一緒になって、一体となって学習をしているところが特徴的なところでございます。

今後の方向性としましては、昼間に講座が行われておりますので、仕事や子育てをしていらっしゃる世代の方にも参加を促したいと思えます。それから、新たな受講生の確保も同様にPRを重ねて工夫していきたいと思っております。市民自治の担い手ということでございますけれども、設立当初、地域の課題を地域で住みながら解決していく正しい判断のできる区民の方こそが住民自治には大切だという観点で始めたということですので、その方たちが地域で活動されているかどうかということは、これからアンケート調査をとってまいりたいと思えますが、本来目的、そこで暮らす区民の方々が生き生きと地域の課題を考えていらっしゃる、それこそが市民大学の目的だと思っております。

先ほど申し上げましたように、30年継続をしております。今後も、世田谷区は地域の再生等に今取り組んでいるところですが、市民大学もそうした趣旨を生かしてこれからも取り組んでいきたいと思っております。

○白井委員長 ありがとうございます。多少事前のご案内の中でいただきました時間にちょっと余裕がありますので、もう少し補足的なものがもしありましたら。

○教育政策部長 特には結構でございます。

○白井委員長 それでは、今ご案内いただきました内容、また私どもは6月1日、14日にちょっと時間をいただきまして、各委員の皆さんには区側からご案内をいただいたものの中で質疑応答等をさせていただいておりますけれども、それを踏まえまして、これから忌憚のないご意見を承りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、私から、議論のポイントという形で何点かご案内をさせていただきたいと思えます。素材事業の検証という形で、まず1番でございますけれども、素材事業のねらいや目的はどこにあるのか、また、その効果、もう1つは、その達成状況はどうであるのか、こ

んなところが1つのポイントになろうかと考えております。

2番目としまして、民間企業によるサービスが提供されているかどうか。されている場合、その民間企業との大きな違いは何なのか。

そして、3番目として、素材事業の民間との役割分担の見直し、その事業の中での改善できるところはないかどうかというところがあるのではないかと思います。

4番目としまして、もし仮に今の区で対応している事業を民間で行うとした場合、どんなデメリットが生じるのかという観点からも考える必要があるのではないかと考えています。

5番目として、今の内容について、こういうものを行政が行う必要が本当にあるのかどうか。このような視点での皆さんのご意見を賜りたいと思います。

さて、もう1点の行政と民間との役割の考え方でございますけれども、1番目に、どのような事業を民間に任せるべきかどうか。

また、2番目として、事業を民間に任せていく場合に、行政が果たさなくてはならない役割は何か、民間に任せっきりでなくて、どういうところを補佐しながら、サポートしていくことが必要なのかというところがございますけれども、こういうものをどのように考えるか。

3番目として、行政が本当にやる必要があるのか、また、民間がやれるのか、やる必要があるのかどうかという選択だけでなく、お互いに相互に補完し合いながら、協力し合いながら、こういうものを進めていくことが考えられないか。また、4番目として、区が取り組んでいる事業の中で、その内容、対象等が類似している事業が幾つか考えられるものがあるわけですが、その内容を整理統合することは考えられないか、する必要があるのではないかとこのものがあります。

このような内容を踏まえまして、各委員の先生方のご意見を賜りたいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、前回、青山先生からご意見を賜りましたので、今回は第2回目ですから、ま

ず最初に渡辺委員から、一通り順繰りでご案内をいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○渡辺委員 私の意見としましては、恐らく2番、行政と民間との役割分担の考え方というところにあると思いますが、先ほどの説明で大学の教員を中心とした高度な学びの場の提供というお話があったんですけれども、私自身、市民大学というものの構想をお伺いして思うことは、そういった教員のみならず、それこそ地域にさまざまな非常に専門的な知識をお持ちの人材がいらっしゃると思うんですね。それを行政のほうでぜひ把握していただいて、そういった実際の市民の人たちの参加、企画、運営等に参加する機会をこれからどんどん拡張していただいて、そのことで市民大学——今、市民大学のほうなんです、さらに自主的な取り組みというものを育てていっていただきたいというのが1点ですが、そうした方向性というのは何かお考えなのか、それとも現在のところはもう取り組んでいらっしゃるのか、お伺いできればと思います。

○文化・国際課長 市民大学につきましては、平成18年度から学生の企画といたしまして、カリキュラムを学生自身がつくっているようなこともございまして、あと、地域でどのような企画をやっているかというのはちょっと把握しておりませんので、そういう意味では今回のアンケート調査等でも把握をしていきたいと思っています。ただ、生涯学習部のほうでは、そういう区民の方の企画とかもあるのではないかと思うのですけれども、もしありましたら。

○生涯学習・地域学校連携課長 教育委員会の地域人材の活用といたらおこがましいんですけれども、お力をいただくという観点でどういうことをしているか、また、今後どのようにしていこうかということで2点ご説明を差し上げたいと思います。

まず1点が、区立の小中学校、小学校が64校、中学校が31校ございますが、この学校の授業の中で、地域で国際的な活動をしていらっしゃる超一流の方、また地域ならではの地場に根差した活動をしていらっしゃるような方々をゲストティーチャーとしてお招きしていくということを積極的に進めています。

学校が直接にご依頼を申し上げるケースもございますし、また、学校だけでは情報がどうしても得にくい部分もございますし、いわばそういった方々の情報を非常に豊富に有していられるような方をコーディネーター、調整役という形でお願いを申し上げて、実は学校支援コーディネーターと私どもは呼ばせていただいているのですが、今、38名、約40名の方がいらしていただいている、年間百数十件、実際にそのような教育活動の支援プログラムということで、ゲストティーチャーの派遣などのお願いを申し上げます。これが1点です。

もう1つは、学校の授業から離れて、これも小中学生を対象にして、ふだんの学校の授業ですとか生活の中では得られないいろいろな体験学習、自然体験であったり、科学技術であったり、芸術、文化、音楽、スポーツ、こういったところでの第一線の人材の皆様のお力をおかりして、子どもたちにいろんなものを単発で教えていただくケースもあり、連続で教えていただくケースもあり、その中で区内の大学のご協力ももちろんいただいておりますし、大学教員以外のそれぞれアーティスト、アスリート、トップクラスの皆様のお力もちょうだいしている。そのようなことを進めておりまして、今後ともそういった取り組みについては積極的に進めてまいりたいと考えております。

○白井委員長 ありがとうございます。では、堀口委員、お願いします。

○堀口委員 市民大学について、先ほどお話があったので、世田谷区にたくさん大学があって、市民向けの公開講座がたくさん行われていて、それをずっと見てみると、市民大学の講座と似たようなものもありますし、受けるほうにしては結構料金も大事になってくると思うんですけども、それを見たところでも、民間のほうが特別授業料が高いということもないように思うんです。そうすると、市民大学の特色というのをどういうところに持っていくかというのをちょっと疑問に思ったんですね。

それがまた市民自治につながるような方法と伺ったのですけれども、卒業なさった方たちが実際にどの程度世田谷区のいろいろな活動に従事なさっているのか、そういうことも知りたいと思いました。

あと、せたがやeカレッジというのを前に資料で見たことがあるんですけども、その活用をもっとしたらば、むしろそちらのほうがいいのではないかとちょっと感じました。

○白井委員長 では、文化・国際課長、どうぞよろしく申し上げます。

○文化・国際課長 民間とかほかの大学でやっていらっしゃる講座にも、市民大学の学生さんは結構参加していると話を聞いております。市民大学は、先ほども申し上げましたように、ゼミを行っておりまして、同じメンバーで2年間継続するゼミというのは、3年生が4年生になり、4年生が卒業してしまうということで大学でもなかなかないそうなんです。非常にコミュニティーができ上がっていて、世田谷区への愛着と申しますか、世田谷区を好きになっていただくような雰囲気も非常に出ています。そこが一番違うのかなと思っております。

その方たちがどのように活動されていらっしゃるかということは、もちろん中に町会の役員さんだったり、民生委員さんだったり、たくさんいらっしゃるわけだと思うんですけども、個人情報もありましてなかなかあれですが、今後アンケートの中でそこら辺はとらえていきたいと思っております。

○生涯学習・地域学校連携課長 では、教育委員会から、eカレッジのお話をいただきましたので、ご紹介を差し上げたいと思います。

せたがやeカレッジといいますのは、インターネットを使って、いわばご自宅でも学習ができる生涯学習と申しますか、成人教育という観点で、区民の皆様の多様な学習要望にこたえていこうと。実際に大学に出向いてということではなくて、おうちにいながらにしてもできるような、1つでも多くの選択肢を用意していこうということで進めているものでございます。

世田谷区内の4つの大学と世田谷区教育委員会で共同で運営をしております、現在約5000名ほどのご利用登録がございます。年々利用登録もふえておりますし、プログラムも好評なものは継続、また、タイムリーなテーマに即した形のプログラムを年6回のペースで定期的に大学と協議の場を持ちまして、その都度その都度アップデートしていくという

取り組みをさせていただいております。

ですので、これはパソコンを実際にご利用いただけない方も一方でいらっしゃいますので、全部eカレッジだけで済むかという、そういうわけにはなかなかいかないと思えますけれども、そういったものもあわせて活用していくということが大切ではないかと考え、また取り組みを進めているところでございます。

○白井委員長 よろしゅうございますか。ありがとうございます。では、平野委員、お願いいたします。

○平野委員 私は千歳船橋に住んでいるんですけども、青年の家と青少年会館の関連なんですけれども、中学時代に実は夏休みに1日、団体で生徒が泊まって、先生が世話してくれてということをお話を聞いて思い出しまして、それを今も非常に鮮明に覚えているんですね。仲間と肌を触れ合ってキャンプファイヤーをやったり何とかということで、ほとんど500円もかからなかったと思うんです。

そのような機能を青年の家とか青少年会館で、青年の家のほうが宿泊設備があるというので、その辺でこういうものをうまく利用していれば別なんですけれども、学校とか教育関係の方とタイアップしてやっていただければ、よりよろしいのではないかという感じで、特にこれから教育問題というのは非常にだれもが関心があって、これからの子どもたちにどうやってより幸せな人生を歩んでいただきたいかということを考える中で、そういう機能として、こういう施設を区として使ってやっていただきたい。については老朽化云々という話があるので、いろいろお金の問題はあるでしょうけれども、これは優先順位を高めていいのではないかなという印象を持ちました。

それから、もう1つの市民大学のほうなんですけれども、実は私の母が今85歳ですけども、数年前に、今、老人大学と言わないで、何と言うんですか。

○文化・国際課長 生涯大学です。

○平野委員 生涯大学に2年ぐらいお世話になって、大した学歴もない者なんですけれども、非常によかったということを感じていまして、生涯大学と市民大学のすみ分けという

んですか、どのような使い分けをしているのかどうか、それを聞きたいなということが1つ。

もう1つは、これは私の独断と偏見かもしれませんが、世田谷区というのは非常に高学歴者が多いのではないかという中で、昼間にこういう講座をやって、どのくらいのニーズがあるのかという点でどうなのかなという感じなんです。それなりに知識欲が高い人が多いとは思いますが、そういう点でどのようなより活性化させる工夫をされているのかなということを知りたいなと思っています。

○白井委員長 それでは、今のご質問に対して。

○教育政策部長 では、教育委員会から、青年の家の宿泊について今お話をいただきました。ご案内のとおり、あそこの施設は国分寺崖線だとか等々力溪谷、それから近くに野毛大塚古墳という史跡もございまして、区内では珍しい豊かな自然と歴史を有する地域環境がございまして。そういった中で宿泊という、ホテルとか、そういうところに泊まるのとは違った意味で非常に体験的な活動ができるということで、青少年育成の上からも非常に施設価値は高いと私は思っております。

ここは青少年、あるいはその関係団体だけではなくて、例えば姉妹都市であるウィニペグの中学生が来日されたときにあそこに宿泊されたり、いろいろな区と他自治体との交流事業が世田谷区でも行われているのですけれども、先方の自治体の方もそこにお泊まりいただいて区の関係の人と交流するとか、幅広い交流の機会もございまして、こういったものはやはり私どもの立場からすれば、84万自治体では有用性はあるのではないかと考えております。

○生活文化部長 それでは、私から市民大学と生涯大学のすみ分けという点、それから市民大学についてのニーズの点について話をさせていただきたいと思っております。

市民大学と生涯大学につきましては、資料の6ページに対比したものがああります。歴史的にいきますと、生涯大学は市民大学より先にスタートしている事業です。確かにもう30数年前の話ですので、生涯大学については年齢が60歳以上の方ということでスタートして

おります。当時から考えますと、まさに生涯学習について民間も資源が豊富でない時代の中でスタートしているということがございます。その後スタートしているのが市民大学。

これは先ほど花房課長からも申し上げているところなのですが、市民自治を担う区民の方、住民の方を育てていくという、今も地域主権ということが改めて言われる時代になってきましたけれども、そういう中で自治体をよくする、それは行政だけがよくなるわけではなくて、住民の方もそれに合った力をつけていくものができたらいいなという構想の中でスタートしているということですので、そういう意味で目的も違っていたということがあって、それが今も続いているのだらうと思います。

それから、ニーズの点なのですが、確かに昼間という状況があって、私どもも昼間だけでは受けられない方がいらっしゃるということから、市民大学の講座の中でも夜間というようなものも設けられてきた経過がございます。ただ、どうしても昼間が主になっているということがあって、これに対するニーズですが、やはり非常に高いものがあるとは理解しております。

○白井委員長 ありがとうございます。平野委員、よろしいですか。

○平野委員 はい。

○白井委員長 ありがとうございます。では、熊倉委員、お願いします。

○熊倉委員 私からは、今、宿泊機能のお話が出ましたが、そのことについてちょっとお伺いしたかったことがあったんですけども、宿泊機能というのはとても素晴らしいことです。近くの児童館でも、うちの息子も児童館に泊まろうという形で寝袋を持って1日、夏休みに体験して帰ってくることもあるんですが、それもすごく有効で楽しいと言って帰ってくるがあるので、とてもいいことだと思うんです。

ただ、こちらの稼働率をお伺いしたときに、宿泊するから次の日は使えなかったり、前後が使えなかったりして、50%ぐらいだとおっしゃっていたんです。それであれば、ここが宿泊機能である必要があるのか、宿泊するのであれば、もっと山奥とかに連れていって

林間学校ということもできますので、逆に今これが見直しされて2年後に延びていると書いてあるんですけども、そのときにこれが本当に宿泊機能として機能すべきなのか、それとも、今、古墳などもあるとおっしゃっていたので、図書館も隣にありますから、もっと地域に密着する形での施設、青年の家とはいっても、すべての青年が使えるような施設にすることは区では考えていらっしやらないのかなということをちょっとお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○白井委員長 お願いします。

○生涯学習・地域学校連携課長 ありがとうございます。今、青年の家の改築に当たっての私どもの基本的なコンセプトとして設定したものが3つありまして、それを簡単に触れさせていただきたいと思います。

まず1つは、名前が青年の家とはいえ、この野毛の周辺には公共施設が余り多くないという立地がございます。地元要望としても、ぜひ地域利用を広げてほしい。それによって他世代の子どもと、例えば高齢者の方であったりという部分の接点もふえるのではないかとこのご要望もかねてからちょうだいをしておったことがありまして、地域利用を広げていくという観点が1つ。あと、先ほど部長からも説明を申し上げましたが、周辺の世田谷の中で非常に豊かな環境との調和ということ。あと、今日的な施設として地球環境、地域環境も考慮した環境に配慮した施設づくり、この3つのコンセプトということで進めてまいりました。

青年層の宿泊だけにしか使えないということではなくて、隣接して図書室もございまして、それと一体の建物にしていく中で、その機能をより高めていこうということも検討をさせていただいているところです。宿泊機能のあり方ということについてお話をいただきましたが、区としては区民健康村、川場村に大変規模の大きな、それこそ移動教室で小学生などが宿泊体験をするという施設も持っております立場から、なぜ世田谷にもう1つ要るんだということになろうかと思っておりますけれども、例えば合宿であったり、キャンプの技術をそこで学ぶといったことであったり、また、その場での経験、あと多摩川が非常に

近いですから、それをすぐそこで実践していく。それを都会の中で1日ないしは1日半のプログラムで実践をしていくという意味では、私どもとしては、こういった機能も機能としては必要性があるのではないかと考えております。

○白井委員長 ありがとうございます。それでは、片田委員、よろしく願いいたします。

○片田委員 2つの事業について伺いたいことと市民大学について伺いたいことがありますので、教えていただければと思います。

まず、両方の事業についてなんですけれども、先ほどご説明の中で他自治体の状況というところで、例えば青年の家であれば都内8区がある。大学のほうも、似たような形態は江戸川区ということだったんですけれども、今、世田谷区では両事業とも設置しているわけですが、法令根拠を見る限り必置ではない、必ずやらなければならない事業ではないと思うんですね。それはやっている団体とやっていない団体があると思いますけれども、やっていない団体さんがこの機能を何で、どういう形で代替しているかというところが、もしご存じでしたら教えていただければと思います。

もう1点が市民大学のほうですけれども、先ほどから地元には大学がいっぱいあるというお話が出ています。例えば地元の大学に区民の方がちょっと図書館の本を借りたい、本を見たいというようなことをしようと思っても、基本的には学生ではないので利用できないという現実があるんだと思います。

そこから何名かの先生を呼んで市民大学という形で授業をやっているのだと思いますし、その中でゼミを通じて自治を学ぶんだということで設置されているのかなとは思いますが、1カ所でまとめてやりますということだと、世田谷区は非常に広い区なので、わざわざここに来てやるのか。それを補完するために、先ほどのeカレッジがあるのかなとも思うんですけれども、せっかくたくさんあちこち大学が立地しているということもあるので、例えば地元にある大学の講座を受講されている方に、クーポン券かわかりませんが、何か利用料の支援をすとか、そういう方法も考えられるのではない

かと思われるんですけども、そういうことを検討したようなことがあるかどうかというのを教えていただければと思います。

1つ理由は、先ほど委員からも利用料が区でやっているものが必ずしも非常に安いということではなくて、民間の例えばオープンカレッジとかも結構安い値段で行われている機運もございまして、それだったら例えば民間のほかの大学の利用料金、授業料の半分、50%をクーポンで支援するとかしたほうが地元の大学との連携も強まりますし、アクセスという観点からもいいのではないかとと思われるんですが、そのような点ではいかがでしょうか。

○白井委員長 今のご質問に対してお答えをいただければと思います。

○教育政策部長 では、教育委員会からですけども、青年の家のような社会教育施設、今、先生がおっしゃったように必置ではございません。これがない自治体は、私どもの認識では、例えば東京都の施設を利用するとか、区内の他の公共施設を一部使うという形で行っているものと思います。青少年を対象とした施設というのは、はっきり言わせて公立では余りない。こういった中で84万の自治体として、これから次代を担う青少年が地域の中でさまざまな人間形成に役立てられるような活動ができる拠点があるということは、私ども教育の立場からしますと非常に必要ではないかと考えております。

○生活文化部長 それでは、私からは他の自治体で代替施策があるかということとクーポン券の件などをお答えします。

まず、他の自治体については、視点の資料の3のところ、他自治体の状況ということで、自治体23区のうち幾つかの区、それから市などを挙げております。確かに生涯学習というレベルでは、いろんな自治体がある形で展開しているとは思いますが。あと、今回こういうことがございましたので、他の自治体で市民大学、あるいは先ほどから出ている生涯大学のようなものがあるかなということで調べたのが先ほどの3ページに載っている自治体の例ということです。

冒頭、花房課長からもご説明しましたけれども、市民大学に非常に似ているのかなと、

実際に私どもが行って聞いてきたとか、そういうわけではないものですから、正確なところではないかもしれませんが、似ているのかなというのが江戸川区の江戸川総合人生大学というものがあるようです。あと、杉並区ですと、すぎなみ地域大学というような名称でやっている。荒川区では、荒川区はことしの10月からスタートのようなんですけれども、あらかわ地域大学というようなものがあるということで、多分項目というんでしょうか、主な講座などを見ますと、どちらかという生涯大学に近いような形のものなのかなと、これは推測ですけれども、あります。

あと、クーポン券の話なんですけど、私の知るところでは検討したことがないのかなという……。

○生涯学習・地域学校連携課長 区長部局としてではなくて、教育委員会事務局のほうで今、委員からのクーポン券のようなことだというご提案をいただいたことについてお話を申し上げたいと思います。

教育委員会では、区内の大学がいろんな形で公開講座など、さまざまな魅力的なプログラムを展開してくださっていて、それぞれ特色がありますが、全体像を一覧で見られるものがなかなかなくてご不便をおかけしているということがあったので、せっかく世田谷区内に13も大学がありますのでということで、大学のご協力をいただいて、全部1冊にまとめてという公開講座情報というのを年2回、まとめた形でお出ししています。

その中で大学との関係で、これはやりましょうということで合意が得られたものにつきましては、区の広報紙も活用いたしまして、講座のご案内などを区のほうで行っていく。そのかわりに受講料を実質その分ちょっと下げていただくというような形で、リカレント学習という表現をとっておるのですけれども、いわば社会人のための継続的に学習していただくような連続講座を、区内の4つの大学とはそういう形での提携をして進めているものがございます。

ただ、広報紙に掲載するスケジュール等の関係もありまして、また紙面の制約などもありますものですから、かなり早い段階でプログラムが固まっているものにどうしても限定

されてしまうところなどはございますが、一部そのような形もとらせていただいています。

○生活文化部長 ちょっと補足という形で、先ほど大学との連携、それから大学があるのになぜ市民大学かというようなことも出ていたものですからお話しさせていただきたいんです。やはり市民大学の意義というんでしょうか、考えているところなんですけれども、どうしてもいろんな講座ということになりますと、単に聞くというんでしょうか、先生、講師の方からすれば、伝える、伝達するという形式、形態が多いと思うんです。スタート時からゼミを中心にしてきたということがございます。これは、やはりいろいろと議論する中で、それぞれ学生というんでしょうか、生徒の方が力を蓄えていくという過程も大切にしているのかなとは考えております。

○和田副委員長 先ほどの片田委員のご質問の回答の中に、4つの大学と提携をし、何がしかの料金をとというのは、それはどのくらいの額なんですか、割合でも結構ですけれども。

○生涯学習・地域学校連携課長 実際にクーポン券という金券の形でお戻しするわけではございません。金額的に少し下げているということですが、マックスで区の教育委員会の設定ですが、受講料としてお支払いになった部分の3割、金額的には1万円を上限という形での助成制度は設けさせていただいております。

○白井委員長 よろしいですか。ありがとうございます。それでは、小野寺委員。

○小野寺委員 青年の家での質問なんですけれども、施設整備ということは全面的な建てかえということでよろしいのでしょうか。

○教育政策部長 今、非常に老朽化、45年余りたっております。それから、今、棟が2つに分かれていて、使い勝手の面でもいろいろな制約がございますので、全面改築で環境にも配慮したものをつくろうと考えております。

○小野寺委員 整備計画が2年先送りということは、あくまでも今は流動的ということでしょうか。

○教育政策部長 全庁的な公共施設の整備方針の中で、この施設も含めていろいろ見直しをしているところでございます。

○小野寺委員 やはり古い施設ということで、今、相当メンテナンスにも費用がかかっているとは思いますが、先ほどの平野委員のお考えのように、使いやすい形に建てかえて利用者をアップさせて、利用料金もそれなりにいただくというような前向きな取り組みの形が望ましいのではないかと考えているんですけれども。

○教育政策部長 快適性というか、環境に配慮したつくり、それから周囲の自然とか歴史にもマッチしたような建物、基本的には現在、例えば宿泊についていいますと、利用料はシーツ代とか、要するに実費を取っております。その辺、どうするかですね。私どもとしては、対象が青少年あるいはそれを支えてくださる方々ということで、余り大きな負担をおかけしない中で、この活動がつながっていくような金額負担のことも考えていきたいとは思っております。

○平野委員 私のイメージでは、ユースホステルみたいな感じで、2段ベッドか何かでいいんですね。そんなに金をかけなくていいので、ただ、清潔さだけがあればいいので、そんなイメージでぜひ残してもらえればいいのではないかと考えています。

○教育政策部長 私もそのように考えておりまして、特にデラックスということは考えておりませんし、要するに生活体験、あるいは社会体験の場として使えるような施設を考えております。

○白井委員長 よろしいですか。では、江尻委員、お願いします。

○江尻委員 幾つかあるんですけれども、青少年会館と青年の家についてです。まず、宿泊施設は青年の家ということですね。これが2年後に建てかえの予定にしているところで、計画を練っている最中にそろそろ入っていくだろうと考えられるんですけれども、計画を設計する段階で区民の意見をどのぐらい取り入れていくのかということですね。設計から使う人たちが入っていくというような考え方が今、割合主流になっていると思います。その辺はどのようにお考えなのかということですね。

それから、直営なんだけれども、例えばこれを指定管理にしたらどうなるのかということころは議論をなされたことがあるのかどうか。直営である意味というのは、それなりに大きなものもあると思いますけれども、より自由に有効に使っていくということであれば、指定管理にするということも一方法ではあると思うんですね。ですが、これを例えば建てかえの段階で同時に考えていくということもありではないかと思います。

それから、市民大学ですけれども、30年間やってきたということで実績を重ねていて、卒業なさった方もそれなりに地域の中で活動なさっていらっしゃるであろうというのは、恐らくアンケートをとるまでもなく、きっとそうなのだろうと想像できるものはあるんですけれども、あえてアンケートをとらなくてはいけないのかなというのが実は思う部分でもあるんですね。

といいますのは、アンケートをとって、あと、どうするのかしらということころがあります。どんな活動をしているのかということ調べて、例えば人材バンクのようなものをつくって、そしてまた、そこから自治の発展ということで進めていくということも考え方としてあるかもしれませんが、ゼミというのを大事にするというのであれば、私はいっせぜミだけを残すということも一案かなと、考えていただいてもいいかと思うんですね。ほかに区内に大学がたくさんありますのと、生涯大学もあるというようなところで、少しそちらのほうに、いわゆる教えてもらうというんですか、知識を受けるといいうほうはそちらに任せて、ゼミという形式の部分だけを30年を機会に少し残して考えていくということも方法ではないかと思います。

18歳以上の方が対象になっているとはいっても、恐らく18歳以上といってもかなり以上の人であると想像ができますので、18歳以上の人というのであれば、では、18歳以上の人たちを取り込むための方法というのを、やはりこの30年を機会に考えるのか、それとも別の組織とか別の案として、市民大学ではないものについては考えていくのかということころで、白紙に戻すということころまでは必要ないと思うんですけれども、そこは自由になった段階で少し考え直してみるということが必要ではないかと思います。

○白井委員長 それに対してお願いいたします。

○生涯学習・地域学校連携課長 最初に、青年の家の関係で区民の皆様のご意見をというお話と、あと、運営形態として現在は業務委託であるわけですけれども、指定管理者制度というものを視野に入れての検討はということの2点のお話であったと思います。

区民の皆様のことでは、この青年の家の施設が物すごく住宅地に近接して、一般の戸建て住宅とも接しているような立地なものですから、特に近隣の方々には、単に説明会ということではなくて、それ以前の段階、また個別の懇談会という形でのご意見をちょうだいすることも含めてやってまいりました。

また、あわせて現にこの施設を利用されていらっしゃる個人もグループも団体もいらっしゃるわけですけれども、個人の方からは、さすがに全部は聞き切れないですけれども、グループ、団体としてご利用されていらっしゃる方からのご意見もちょうだいして、基本設計の案の段階までまとめたという経緯がございます。この間は教育委員会所管の社会教育委員の会議という、いわば学識経験の方も含めたところからもご意見をちょうだいして進めてきておりまして、今後さらに2年後以降に実施設計というふうな段階にもし進んでいくのでありますれば、この流れを踏まえてということで進めていきたいとは考えております。

それとあわせて、2年間ないしはそれ以上になるかどうかは私ども所管としてはわかりませんが、検討期間がある意味いただけたとも考えておりまして、運営形態については既に他の自治体で指定管理者制度をとっている施設もございますことから、私どもの担当職員、そういう施設にも実際に出向いて運営形態、実態の状況なども把握をさせていただいておりまして、これらの他自治体の状況も踏まえて運営形態のありようについても検討を進めていきたい。その中には指定管理者制度をとるのかとらないのかというところの検討も当然含まれてくると考えております。

○文化・国際課長 市民大学のアンケート調査のことでお答えいたします。

活動をどうしていらっしゃるかという点のみならず、ちょうど30周年を機に、今後どん

な講座がよいとか、そういう意識調査をするということで考えております。

後段、江尻委員のお話は意見として賜って、今後検討させていただきたいと思っております。若手の方の参加というのは私どもも非常に課題だと思っておりますので、考えていきたいと思えます。

○白井委員長 ありがとうございます。では、次に牛山委員、お願いします。

○牛山委員 よろしく申し上げます。この分野がここで議論になっているというのも、恐らく昔からの生涯学習とか、あるいは市民活動の推進とか、いろんなことをこれから整理していく過渡期の中でこういう形になっていて、それを今後検討していかななくてはならないということなのだろうと理解をしております。そういう中で、青年の家にしましても市民大学にしましても、類似の他の領域のいろいろな政策とどんなふうに重複しているのかとか、あるいは二重になっているのかということも全体としては検討しなくてはならないのかと思っております。

例えば市民大学で、これは所管が生活文化部文化・国際課ということになっているわけですが、正直言って中身を見ますと、かなり生涯学習的ないろんな勉強をするということに講座の中で主眼が置かれていて、ゼミナールという形式をとるとするのは私もとてもすばらしいことだと思うんですけども、要は少人数の討論形式でやるんだという形ですね。

そうしますと、例えば他の自治体、すぎなみ地域大学などの話も出ましたけれども、そういったところで取り入れているようなNPOとか市民活動の皆さんが、今おっしゃられた地域のきずなを強めるとか、市民活動の推進をするとかということに本当になっているのか。もちろん、こういう少人数のゼミをやれば、地域の方が知り合ってきずなができるとか、そういうことは付随的にあるかもしれませんが、果たしておっしゃられたような当初の目標の1つである市民活動の推進とか、地域のネットワークの形成とかいうことがあるのかなというのがちょっと気になる場所なんです。

そういった意味では、こういったさまざまな経緯があるのは十分理解しておりますけれ

ども、政策目標が果たされているのかというところについて、やっぱりちょっと疑問があるのかなと。先ほど片田委員がおっしゃられたような、これだったら補助金を出して大学に勉強に行ってもらおうほうがコストが低くて、また、大学なんかにも要望を出せばいいわけですから、連携していけるのではないかということもありますし、その一方でおっしゃられたような政策目標を達成しようとするのであれば、その内容ややり方についても検討の余地があるのかなと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○生活文化部長 今お話の中で、世田谷区も各セクションがあって、いろんな学習、それは高齢の方だけでなく、社会に出てから学んで、人として成長していくということは大事だという認識の中で、いろんな取り組みがなされているということだと思えます。そういう意味で、生涯学習というのはいろんなセクションでやっていますから、区としてこれを契機というんでしょうか、1つ体系的に整理するという点については非常に意義のあることなのかなとは感じております。

あと、市民大学の話なんですけど、確かにゼミの中で議論をしてということなんです。これは私の考え、今回このセクションで仕事をやるということで考えたところなんですけれども、市民大学が30年前に自治の担い手を育てていくということで、その理念を持ってスタートしたということは、先ほどちょっと申し上げたんですけれども、単に生涯学習の側面だけでなく、自治体として、世田谷区としてよくなっていく要素をいろいろつくっていく1つだったのではないかなと。

自分たちで決めて、自分たちで判断して、自分たちで物事を進めていく人たちが、住民の方として、区民の方として、世田谷区全体にいるという状況を目指したのだらうなと思っております。そういう意味で、この市民大学の理念というのは非常に大事なかなと思っております。ですから、いろんな見直しとか、そういうことはあるかもしれませんが、こういう理念のもとに自治体として、こういう機関というんでしょうか、今、市民大学という名称なんですけれども、こういうものを持っているということは大切なかなと感じております。

では、それがどういう形で、まさに政策目標として達成されているか、それを確認する手段というのは非常に難しいのかなとは思っております。今回、アンケートをとる中で、そういうことが確認できるようなものがあれば、それもアンケートに載せていきたいなどとは思っておりますが、その難しさは正直言って感じているところです。

○白井委員長 ありがとうございます。それでは、次に上田委員、お願いいたします。

○上田委員 では、私からは、特に質問という形ではないんですけども、自分の考えというか、今、私は小さな子どもがおりまして、児童館には毎週のように通っているんです。そこで思うことは、民間と違うのは、だれでも参加できて、なおかつ来ている人たちは皆さん区民の皆さんなんですね。なので、そこでの交流、やはりきずなづくりというのはすごくよくできているのではないかなと私は感じています。

世田谷区は、民間の企業も、大学もそうなんですけれども、すごく恵まれていると思うんです。民間の子どもも参加できるようなお金を払って参加することもあるんですけども、やはりそこでは区外からの皆さんも来ますし、お金を払うので似たり寄ったりの人が集まってしまう。それに比べて行政がやるポイントというか、メリットとしては、いろんな区民の皆さんがみんな自由に、平等に参加できるということが行政が行っているところの一番ポイントではないのかなと思うんですね。

市民大学も同じようなだれでもが気軽に参加できるという意味ではすごくいいですし、そこできずなもできるかとは私は思うんです。ただ、限りある予算の中で、それをどのように維持していくのかと考えたときに、私は区でしかできないことだけを残して、規模をちょっと縮小したらいいのではないかなと思うんですね。この青少年会館にしても青年の家にしても、やはり箱が古くなってしまったら、親としては少し敬遠してしまうような時代も来ると思うんです。余りに汚いというか、古くなり過ぎていたら、それはやはり引いてしまいます。

また、市民大学に関しても、いろんな講座があるのはすごくいいことだとは思いますが、維持費もかかるかと思えますし、運営自体も大変になるかと思うので、いわゆ

るきずなができやすいようなゼミナールだけを残す。それも、ゼミであれば2年がベストなのかもしれないんですけども、果たしてきずなをつくるのに2年本当に必要なのかといえば、先生のやり方だとか雰囲気によっては、1年とか半年とか短い期間でもできるのではないのかなと思うので、特に市民大学に関して、30周年を記念してアンケートをとるのであれば、もうちょっと期間を少なくしても、短い期間でも参加したいと思うかですか、そういったこともアンケートをとられてはどうかと思います。

○白井委員長 ありがとうございます。今のご質問に対していかがでございましょうか。

○教育政策部長 生涯学習の各種の事業だとか講座は、かつては地域や民間で住民のニーズの受け皿が少なかった時代に、行政がいわば先行して始めたり、地域の方ですとか団体へ働きかけて実現させたものも多いかと思います。ただ、今日、民間の役割とかシェアも高まってまいりまして、そちらへの利用がシフトしていくというのも自然な流れだとは思っています。

ただ、民間事業の中には、参加費が高かったり、先ほど最近は大分安くなっているというご意見もありましたけれども、参加費の問題ですとか、あるいは民間ですとどうしても会場が交通至便な駅周辺に集まりがちであったり、参加者の住所要件がなくて参加者同士の交流だとか学び合い、継続的な活動を続けるというような視点がどうなのかとか、そういうこともあって、そこに参加しにくい区民もいらっしゃると思っております。

そういう中で行政がかかわる事業というのは、地域の中で気軽に、また公立ということで安心して、自己啓発だとか自己実現を図ろうとするさまざまな方にとっては、いわばきっかけづくりといいますか、セーフティーネットといった役割が担えればいいかなと私は思っております。感想でございます。

○白井委員長 ありがとうございます。上田委員のほうはよろしゅうございますか。それでは引き続き、浅野委員、お願いいたします。

○浅野委員 皆さんからいろいろ意見が出ていますので、重複してしまうところもあるかもしれないんですけども、あえて違う立場で2つ、意見といいますか、質問をさせてい

ただければと思います。

世田谷区の何千億円という予算規模から見ますと、今お話をさせていただいている青少年会館、青少年の家、そして市民大学というものについては、パーセンテージにすると少なく見えるのではないかという考え方があるのではないかと思います。別の委員の方もおっしゃっていましたが、やはり教育というものは一般的な中学、高校、大学、いろんなところで学ぶべきものを生涯にわたってすべきという観点からいうと、そもそも今回の視点1については見直しの対象としなくてもいいのではないかという考え方もあるのではないかと感じます。

逆に2つ、今度は別の言い方をさせていただくんですけれども、これも別の方がおっしゃっていましたが、必置ではないのではないかと。例えばですけれども、先ほど話のあった青少年会館、青年の家ですと、23区では8区のみです。あるいは市民大学ですと5区のみですということを見ると、東京都だけで考えるべきではないかもしれませんけれども、世田谷区がむしろ少数派ということを考えますと、例えば利用者負担をいま1度考え直す。既に市民大学については1度改定をしていたようですけれども、改めてそれをもう1度考え直す。

つまり、区民の利用者の方に意識改革を持ってもらうためにもやってもらうという考え方もあるのではないかということも改めてお話しさせていただきますが、後ほど視点3で出てくるかもしれないのですけれども、子ども医療費などは東京都23区すべて大体横並びである。それに対して、今回の視点1については、むしろ世田谷区は少数派ということを見ると、さっき申し上げたような利用者負担をいま1度考え直すということもいいのではないかと。あえて2つ、違う考え方を質問として挙げさせていただきます。

○白井委員長 ありがとうございます。今のご質問に対していかがでございましょうか。

○教育政策部長 学校教育の話になりますけれども、世田谷区の場合は学校選択制をとってなくて、地域の中で子どもを育てる教育というのに力を入れております。そういった面で、こういった生涯学習の面でも、どうしても地域に目を向けた活動といいますか、ち

よっと民間とは違った面での地域とつながった活動というのは非常に大事なのかなと思っております。

これは6月15日号の「区のおしらせ」なんですけれども、例えば「ジュニアリーダーとキャンプに行こう」ということで今募集しているんです。もちろん、こういうのは区の職員もついていきますけれども、私どもがさまざまな事業だとかサポートの中で育ててきたジュニアリーダーに、自分たちよりもっと小さい小学生だとか中学生の指導役を担ってもらうとか、あるいは秋には池ノ上青少年会館で青年文化祭というのをやるんですけれども、ここも運営スタッフを募集して、青少年に文化祭についていろんな企画運営をお願いする。この日は全館使ってそういったことをやるということで、やはり地域の中でこういった活動ができる居場所といったものが区としては必要ではないかという考えは私を持っております。

○文化・国際課長 市民大学につきましては、委員おっしゃったように、平成17年にゼミ生は1万円の値上げをさせていただきます。これはかなり破格といたしますか、大きな値上げだと思うんですけれども、それでもやっぱり市民大学がいい、市民大学はほかにはないという区民の方の思いが非常に強く、ご理解をいただいたと思っております。

○白井委員長 よろしいですか。ありがとうございます。それでは、青山委員から引き続きお願いします。

○青山委員 仕事柄、税金にいつもかかわっているものですから、納税者の視点という観点から意見を述べさせていただきたいと思います。

総論を申した後で、各論として2つばかり具体的なお話をさせていただきたいと思うんですけれども、何か月前に名古屋の河村市長が市民税を半分にしようという非常に大きなセンセーショナルな政策をおっしゃって随分話題になっていたんですけれども、私は税金を半分にするというあの発言に非常に感動しまして、いいことだと思いました。

今から30年ぐらい前までは、所得税と住民税合わせて85%という高い税率が課せられた時期があったんですけれども、そのときに、どういう効果があらわれたかという、ある

整形外科の先生ですけれども、気がついたら自分の税金が所得税や住民税を合わせて85%までかかっていた。小指を1本切断したものを接続すると、当時は150万円ぐらいの収入になったらしいんですね。神経を1本1本縫い合わせて、非常に経験と能力が要求される手術らしいんです。ただ、150万円の売り上げを上げたと思っても、そのうち85%が税金で持っていかれるとなると、どういう気持ちになったかという、そんなに稼ぎたくない、働きたくないという勤労意欲の低下というのがまず見られたと思うんですね。稼いでも85%国と自治体に持っていかれるのでは、そんなに働きたくないよと。

ですから、それまでは救急患者をどんどんとっていたんですけれども、もう救急車も受け入れたくないという効果が出ました。とにかく税金が重たいということをこぼしていらっしやっただのを記憶しているんですけれども、今現在は所得税と住民税を合わせて最高税率50%ですから、昔に比べると随分安くなったとは思いますが、それでも会社に勤務していて健康保険、厚生年金に入っていると、17%ぐらいはかけられますので、ある程度の所得になってくると、67%、3分の2ぐらいは税金で持っていかれてしまうという気持ちになっちゃうんですね。いかにも税金が高いと。

だから、昔は税率が高くて税金が重たいということをよくこぼしていらっしやる納税者の方を見受けたんですけれども、最近は国にしても自治体にしても、政治の内容はこうですよ、こういうふうに予算を使っていますよということが非常にオープンにされてきて、国民も区民もある程度はそういう内容を知るようになったと思うんです。

納税者のほうから見ると、国は、あるいは区は、こんなことまでやっているのか。おれたちの税金を何でこんなことにまで使っているのかという話が時々出てくるんですよ。そんなんだったら税金を安くしてくれればいいではないかと、私もそういう意見に賛成です。そうすると、区が何をやるか、あるいはどこまでやるかということについて、納税者という視点から見ると、そんなところまで必要ないのではないかという意見も出てくると思うんですね。その視点というか、考え方というか、観点も、やっぱりこの委員会の全体の考え方としては取り入れるべきではないかという気がします。

区がどういう政治を、何をやるのか、どこまでやるのかというのは、私もわかりませんし、区民もわからないと思うんです。区の方自体も、ここまでこういうふうにするんですよという法律で決められていることはともかく、そうではないことについてはわからないと思うんですよ。そうすると、区と区民との間で、そういう意見というか、気持ちのすり合わせをして、将来的に両者のコンセンサスをつくり上げていくという努力が必要だろうなど。そのときには、決して税金を将来上げなければいけないということを考えないで、税金をどんどん安くしていけるような方向で考えていただくといいのかなというのが私の総論です。

具体的に視点1で取り上げられている素材について、2つばかり意見を申したいんです。市民大学については、入学案内に「市民大学とは」ということが書いてあるんですけども、その中に市民自治の担い手を育てるというふうに記されていると思うんです。プログラムの内容としては、政治、経済、社会、人間等というのを学習すると書かれているんです。暴論だと言われるかもしれませんが、私の考え方としては、結論から言うと、区の行政としては必要ないと思います。

こういうことを大学のゼミ、あるいはゼミではなくても、通常の授業で学習した方というのは世田谷区にたくさんいらっしゃると思うんですね。あえてそういうものを勉強していただいて、市民自治の担い手をつくるというようなことは、区としてそこまでやるのは必要ないのではないかと思います。

民間企業がいろんな商品売って、市場は飽和状態になってしまったし、これ以上売れないねというときに何をするかというと、これまで人が気がつかなかったような新しい商品とか、新しいサービスを考え出して、コマーシャルを打って、消費者の気持ちとか、考え方をくすぐるんですね。こういう便利なものがありますよとか、こういういい商品がありますよと。そうすると、それによって需要が起きてくるんですね。それに基づいて企業が事業を拡大していくということが間々あるんですけども、何かそれに近いようなところまで区の政治というのは手を突っ込んでいるのではないかという気がしてしょう

がないんですよ。

だから、そういうことで、視点で素材として取り上げられたものが2つ3つあるんですけども、その1つとして、世田谷市民大学というのは私はなくしてもいいのではないかと、暴論に近いことかもしれませんが、思っています。恐らく参加される方も、学習意欲があって、暇だし余暇対策ですね。それから、個人的な興味ということから参加される方が多いだろうと思うんですよ。だけれども、具体的な区政のプログラムに参画するような意識は余りないのではないかと思うんですね。

だから、そういう状況だろうと仮定を持っているんですけども、そんな中で区がそれを行政としてやるようなことはないのではないかなと考えています。だから、生涯学習施設についても、同じようなことがあるのではないかと。仮にこれを続けるならば、受益者負担ということを徹底的に考えて、区のコストがふえないように、あるいはむしろ減るように考えていかないとまずいのではないかとというのが私の意見その1です。これは別にお答えいただかなくても結構だと思います。私が勝手に思っているだけですから。

2番目に、実は視点2の外郭団体のほうにかかわってくる問題なんですけれども、私から前から思っていることは、世田谷区民というのは東京都民でもあるし、日本国民でもある。私どもが受ける行政のサービスというのは、区から受けるものなのか、あるいは都から受けるべきものなのか、国から受けるべきものかという違いがあると思うんですね。それについて、すみ分けと言ったら変ですけども、そういう区分けが国、都、区との間でちゃんとできていないのではないかと。

だから、それについて将来的には、先ほど区と区民との間のコンセンサスづくりと言いますけれども、同じように政治としては、都、国、あるいは区との関係性というか、やるべき政治の区分をしっかりとするというコンセンサスづくりとか、世論づくりという努力をやっていかなければいけないのではないかと。

具体的には、エフエム世田谷というのが外郭団体にあるんですけども、私が理解したところでは、エフエム世田谷というのは災害時のラジオによって区民の災害救助とか、復

旧の施策をするのに役に立つだろうということで維持されているものだと思っているんですね。

ところが、仮に地震が来たときは、世田谷区だけが地震を受けるというようなことはまずないと思うんです。もっと広域に隣の杉並区も受けるだろうし、目黒区も、あるいは渋谷区のほうも受けるだろうし、そんなことよりも、むしろ都が管轄すべき業務ではないのかなという気がしてしょうがないんですね。

だから、区がそういうお金を出して、世田谷区民のためだけにエフエム放送局を持つというのは、ちょっとやり過ぎではないのかなという気がしてしょうがないんですよ。だから、少なくともそれを維持しなければいけない理由が世田谷区にあるんだったら、世田谷区だけ地震を受けるということはないんだから、杉並区とか目黒区とか、共同の事業体にして資金をそれぞれ3分の1にするとか、4分の1にするとか、そういう努力も必要なのではないかという気がします。

これに絡んでちょっと教えていただきたいんですけれども、区からエフエム世田谷に対してどのぐらいの資金が毎年流れているのかということと、これも暴言かもわかりませんが、エフエム世田谷をラジオで聞いている区民の方は余りいないのではないかなと思うんですね。どのぐらいの聴視者がいるのかということ把握をなさっていたら、それも教えていただきたいと思います。

○白井委員長 ありがとうございます。今、青山委員からいろいろご案内いただきましたけれども、それに対するご回答をいただければと思います。

○生活文化部長 私からは、市民大学に関連するところで少し話をさせていただければと思います。

青山委員から、納税者の視点ということで、昔でいう賦課制限額、今はそういう言葉があるのかどうかかわからないんですが、最高で50%になってきた中で、その過程でいろんな説明がされるようになって、透明性が高まったということから、行政がここまでやっているのかというようなことが幾つかもわかってきた、その1つとして、今、市民大学のこと

なのかなとお聞きしたんです。

先ほど申し上げましたように、市民大学については、行政ということだけではなくて、自治体というんでしょうか、そこにいる住民の方も含めての話なんです、その自治体がよくするための人材を育成していく。それはよくするためのかわり方としては、いろんなかわり方があるかと思うんです。

もちろん、参画するという方もいらっしゃるし、単に意思を表示するというだけで、判断するというような方もいらっしゃると思うんです。そういうところで、私どもは自治の担い手を育てるということを考えたいということとして、所管の責任者としての考えなんですけれども、決してこんな点までというところではないのではないのかなというふうに考えております。

○白井委員長 ありがとうございます。

○政策経営部長 エフエム世田谷ですが、聴視率というのがございまして、84万の人口で1%という数字がございまして。それから、これは株式会社でございまして、補助金等は区から出てはございませんけれども、区のほうで委託料ということで、放送番組の提供というお金がございまして。全体のエフエム世田谷の収入総額、平成21年度が1億6300万円ぐらいなんですけれども、その27.6%ぐらいが区の委託料、額にしますと4500万円ということでございまして。

○白井委員長 よろしいですか。

○青山委員 はい。

○白井委員長 ありがとうございます。では、和田副委員長、お願いいたします。

○和田副委員長 行政と民間の役割分担という視点で検討をして、所管、担当のお話を聞かせていただきましたが、今の議論の中で特に1点目の青少年会館と青年の家について、どのように考えるべきなのかなと前回のヒアリングを通して私も感じていたんですが、きょうの上田委員の発言が、やっぱり民間とどう違うのかというときに、民間の場合だと、ある一定のそれを支払えるだけの社会層とか階層設定がある。しかし、区の場合だと、住

民あるいは区民という資格ですね。そうすると、さまざまな層が利用できるという点においては、極めて納得した意見だったなということを改めて教えられたということです。

私は、もう1つの市民大学についての議論、前回もいろいろ考えさせていただいて、改めてきょうも政策目標としての市民自治の担い手、人材育成だということを大変強調されておられ、その点については、ある意味では世田谷区のこれまでの位置づけが大変理解できたんですが、そうであればあるほど、きょう図らずも区内の大学の4つの大学と提携をして、何がしかの負担を区としても、それは生涯学習という領域の中での対応、施策だと思います。そうすると、これまで市民大学については、プログラム、カリキュラムの内容から見ると、区内の大学を利用できないかというような議論が出ていたかと思うんです。

そこで、片方で生涯学習のほうでも、そういう手当てをしているということを考え合わせると、先ほどの政策目標を達成するためのカリキュラムの内容を含めて、かなり整理すべき、精査すべきことが現状としてあるのではないかなと、きょうのお話を聞いていて大変感じたところです。

もし可能性として、今のこのカリキュラム体制で、内容でいくと、大学の提供するものとほとんど同じであるわけで、そうすると、既に国士館とは今年度、1講座でありますけれども、組んでいるというようなことでしたが、これは大学との共催事業みたいな形になっているんですか。予算の点も含めて、ご説明をしていただけたらと思います。

○文化・国際課長 市民大学の国士館大学との連携は、先生をお招きして、講師をお願いしているということですね。

○和田副委員長 そうすると、予算は今までと同じように何らそこで削減されるということはないということですね。

○文化・国際課長 そうですね。

○和田副委員長 講師との連携。そうすると、もし市民大学で区内の大学との連携を強め、そういう意味では、そういうものを活用していくというふうに考えた場合は、今のやり方、今年度のやり方のような講師陣との交流といいますか、委嘱するというようなこと

を差し当たりは考えられるということですか。

○文化・国際課長　そういうことも考えられるかと思います。あと、放送大学の先生には、無報酬で講義をしていただくなど、そういうことも行ったりしておりまして、厳しい財政状況、それから大切な税金ですので、そういう工夫もしながら30年間参ったところでございます。

○和田副委員長　最後に、先ほどの市民大学と生涯大学との関係ですけれども、生涯大学は、かつての老人大学が生涯大学と名前が変わっているわけですが、通常考えると、いわゆる高齢者施策といいますか、そういう位置づけでとらえてよろしいのでしょうか。

と申しますのは、ここで内容を見る限り、通常でしたら市民大学が生涯学習の位置づけにむしろ入るのではないかと。老人大学が生涯大学という名称をとることによって、60歳以上の受講生ですね。そうすると、内容も見て、いわゆる老人対策、高齢者施策の中に位置づけられて、こちらの市民大学は、むしろ生涯施策といいますか、そういうとらえ方のほうが素直ではないかと。

しかし、お話を伺っていると、政策目標は単なる生涯学習という位置づけではなくて、市民自治の担い手の育成と極めて世田谷区の自治というようなことに限定した運営であるということだったんですが、他の自治体は市民大学と似たようなものとして挙げられているものは、むしろ地域大学、つまり地域の資源を生かしたような、もし市民自治というようなことでおくならば、内容はそちらのほうに組みかえたほうが私としてはストレートに理解できるんです。

つまり、言いたいことは、市民大学の政策目標なり位置づけが、片方で生涯大学というものとのかわりと、他自治体でやっているここで言うところの地域の人材育成、市民自治というようなことで位置づけられるならば、内容は、カリキュラムをもう少し変えて、むしろ地域の自治を託せるような地域寄りのコミュニティー関連といったらいいですか、講師陣にNPOの人たちの人材も生かしたような内容のほうがよりふさわしいのではないかと。その辺が、世田谷区の市民大学の位置づけがちょっと説得的でないという印象を持つ

たんですが、その点はいかがでしょうか。

○白井委員長 お願いいたします。

○生活文化部長 先ほどのことと重複してしまうかもしれませんが、区の生涯大学、昔は老人大学、それから市民大学の生まれてきた経過は、先ほど申し上げましたように、生涯大学のスタートが先で、それから数年後に市民大学がスタートしたというところがあって、まさに区の政策目的のところについていいますと違っているところでは。

あと、その目的を実現するための仕掛けというんでしょうか、仕組みとして市民大学の主なものを単に話を伝えるというんでしょうか、講座形式でなく、ゼミということで討議、討論、それから情報提供を交互にその場でやっていくゼミ形式を中に入れた。それが長い、短い、いろいろ議論はあるのかもしれませんが、2年間という形でゼミの形態をとったということと、それから特に入学して1年目のゼミ生については、それに関連する講義が必須というんでしょうか、聞くようになっていて、確かに講義形式で知識を得ながらもゼミでやっていくというような形をとっているところでは。

今、和田副委員長のおっしゃったところについても、1つの考え方としていろいろあるのかなとは理解します。

○文化・国際課長 現状といたしましては、生涯大学を卒業された方が市民大学にいらっしゃっているということもございますし、区内大学の講座を受けられて、やはりまた市民大学を受けたいと思っていらっしゃる方もいると聞いております。基本的に区民の方たちが高度な学習意欲を持っていらっしゃるという区の特徴がありますので、そうした意味で市民大学の役割というのがあるかと考えております。

○白井委員長 よろしいですか。それでは、今、一通りご案内をいただきましたけれども、多少お時間も残っておりますので、まだ言い残したこと、これだけは言っておきたいということがございましたら。

○牛山委員 市民大学に関する今のお答え、それから和田副委員長のご質問に重なるようなことになるかもしれないんですが、さっき申し上げましたように、確かに存在の意義と

か政策目標については理解いたしますし、非常に重要だと思うんですけども、実際にそういう目標を達成できるような講座になっているかということについて、いろいろ私は意見はあります。その場合、例えば当然利用者の方のご意見ということではありますが、この運営委員会、評議会といったところで考えていただくために、委員会や評議会を置いているのだろうと推察いたします。

私も、拝見すると、本当に大先生ばかりですごいなと思うんですけども、これはどのくらい開かれて、カリキュラムを検討したり、それからゼミナールということでおっしゃるんですけども、それはあくまでも形式であって、それが実態として市民自治の強化につながるものであるかというのは本当に中身次第になると思うんですね。ですから、そういう運営形式等々についても、この運営委員会、評議会がどのくらい開かれて、どんな議論がされているのかというのを教えていただければと思います。

○白井委員長 お願いいたします。

○文化・国際課長 運営委員会につきましては、2カ月に1度ぐらいだと思います。あと、ゼミ担当者会議というのを開催しております、そこでゼミの様子を共有化したり、改善点を見直したり、そういう議論も行われております。

○牛山委員 中身についてはいかがですか。

○生活文化部長 この職に来て今2年目になります。市民大学の運営委員会については、私も参加させてもらったりしております。大体先生方なものですから、夜ということで少なくとも2時間、長いときはもう少しになりますけれども、その中でどういう議論がされているかという話なんです、例えば来年度に向けて、この時期からどういう科目で、どういうことをしたらいいのかという議論が、先生方の激しいやりとりというんでしょうか、そんな場面も見聞きしております。ですから、形式で運営委員会が運営されているということではないです。

○白井委員長 ありがとうございます。先生、いかがですか。よろしいですか。ほかに。

○片田委員 きょうこの会議なのか、あしたの最後、午後なのかというところもちょっ

とあるんですが、視点の中で行政と民間の役割分担という話があって、今回の事業2つが選考されたのだと思うんです。

先ほどから伺っていて、ちょっとしっくりこないなと思うところは、きょう、例えばお答えいただくという中ではちょっと難しいことなのかもしれないんですけども、目的は市民自治とか青少年育成ということで、さらに青少年の育成は何のためにやるのかというあたりが、多分崇高なものがきっとある。すごく根源的な目的があるのだと思うんですけども、それを実行した後、成果が出ていると。当然成果を期待した目的になっているのだと思うんですけども、その成果が例えば区政に還元できているのかというところが見えない部分なんです。

それは先ほどアンケートの結果を今後見ていくとか、そういうところでも多分出てくるのだと思うんですが、例えば自治をすれば共治にかかる、団体自治にかかるコストが下がるという考え方もあるのだと思うんです。身の回りのことは自分たちが自治で自分たちのことをやります。そうすれば、共治にかかるコストは下がります。さらに、コミュニティーのきずなが活性化されていけば、安全安心という観点からも区政のいざというときにも非常に貢献する。そこに、例えば市民大学を出られた方、あるいは青少年会館、青年の家を出られた方がどう貢献したのか、どう貢献しているのか、どう貢献させようと思っているのかというところが多分見えないんです。

例えば目的と手段ということでいうと、さっき例としてクーポンの話をしたんですが、クーポンがいいかどうかというのは別の問題なので、それはまた別の手段とお考えいただければと思うんですけども、例えば地元の大学がこれだけあるので、冠講座をつくって、そのゼミにはフィールドとして世田谷の区政、政策、事業を教材として提供しますよというやり方で、若手、特に10代後半、20代前半の学生を世田谷の中に還元させるという方法もきっとあるでしょう。

もし先ほどのゼミナールということが重要だということであれば、ゼミナールの中で取り扱う教材についても、やはり同じように世田谷区に行っている事業などをテーマにして

取り組んでみるという方法があるのかと思うんですね。それは恐らく凝縮された結果として、本来の目的は何だったかということを考えるきっかけに今あるのだと思うんです。青年会館であれば、建てかえの時期、これだけのお金をかけて建てかえてまでやる必要があるのかどうかということもありますし、民間のプレーヤーが非常にふえてきている中で競合していて、ここで挙がっている事業であれば、例えば大学に行くための補助をしたり、オープンセミナーなんかを利用できるような機会をふやしてあげるというようなことで代替できるのではないかということもあると思うんですね。

恐らく他の自治体で地元で大学があるところなんかは、そのような工夫なんかもきっとされているでしょうし、逆に世田谷区は、そういった資源が非常に豊富にあるので、余り足元が見えていない中でやっているのかなという感じもしなくはないんですね。なので、時代が随分変わってきて、いずれも30年ほどの歴史を持ってやってきているということもあるんで、いま1度目的と出てきた成果をどうやって区政に還元していくのかというところを考え直さなければならぬのかなと思います。

手段として、先ほど青山委員からも、区でやっている事業は、都でもやっているものもありますねと。それから、先ほど私がお話させていただいた青少年会館も、ないところは都の施設を利用しているというお話だったり、隣の区を優先というようなこともありましたので、恐らく官と民の分担というだけではなくて、行政間の分担ということもあるでしょうし、先ほどの生涯大学ということであれば、区の中の部署間での見直しということも、当然共同でやっていくということも含めてですけども、見直しが必要なのかなと思われるんです。ここのテーマの本質というところの持っている視点の重要性について、改めて考えるタイミングなのかなと考えたんですが、いかがでしょうか。

特にこれは私の意見ということであるので、今、私がお話しさせていただいたような点について、こういうことがあるんだということであれば、それでも構わないし、特に成果のフィードバックが見えないというところについて、もしご意見があるようでしたら教えていただければと思います。

○白井委員長 今のご質問に対して、よろしくお願いいたします。

○生涯学習・地域学校連携課長 最初に、青少年関係の取り組みに関しましてということで事例としてご紹介をさせていただきます。これがすべての事業成果だというふうには必ずしも申しませんが。

1つには、先ほども部長からお話を申し上げた中でも触れましたが、青少年会館、また青年の家を拠点にして、中学生、高校生、大学生ぐらいまでの層が主に事業の企画立案からかかわってくれている。かかわるといっても、彼らがまさに主体になって、区教育委員会がそれを必要に応じてサポートするという形で行わせていただいているんですが、その参加者が今度は次の実行委員になって全体を牽引していく。その人たちが社会人になって活動からは卒業していくわけですが、そうなりますと、今度は次の世代の実行委員会の活動を影ひなたになってサポートしてくださるという形で、この間ずっと続いているのかなと考えています。

一例としてということではありますが、昨年1年間かけて世田谷区としては子ども計画という大きな行政計画の策定に取り組んだわけですが、その途中段階でシンポジウムを開催しました。まさに子どもという幅広くとらえると20代前半ぐらいまで入ってくるわけですが、こういった層の声をぜひ聞いてみたいというお話が子ども計画にかかわるさまざまなところからございまして、当課でかかわらせていただいているジュニアリーダーという形での研修プログラムに参加をした、いわばOB、OGがこのシンポジウムでも事例発表をし、大変に評価をいただいたという事例などもございました。

成果が出るまで、どうしても子どもたちを相手にする事業というのは、1年2年ですぐ出るというよりは、非常に長いスパンで見なければいけない部分もあるかと思えますし、ずっと世田谷区内に住み続けるということでは必ずしも子どもたちもいますから、それが見えにくいという部分は私どもとしても確かにあるかと思えます。ただ、私どもとしては、そのように受けとめをさせていただき、その中でやられたものはぜひ次の事業展開などにも反映をしていきたいと考えているところです。

○教育政策部長 補足ですけれども、こういった区のほうで育っていった青少年、あるいはジュニアリーダーがこのほかにも、例えば区民まつりですとか、新年子どもまつりですとか、親と子のつどいとか、全区的な行事がいろいろあるわけでございますけれども、その中で子どもコーナーというのを設けまして、その運営にも携わっていただける。そういったところに集まってくる特に若い保護者とお子さんたちのお相手といたしますか、啓発にもご協力をいただいているということがございます。

それから、子どもが集まる施設、あるいは区の中の施策の中に児童館、あるいは新BOPというのもございますけれども、そういうところは当該の地区とか、学校の子どもたちが利用するわけでございます。青少年会館とか青年の家というのは、特に対象区域は設けていなくて、学校を離れて子ども同士と知り合う、それからそこを育ったリーダーのお兄さん、お姉さんと交流ができるというような場でございます。当該の地区とか学校では、居場所がなかったり、友達との人間関係が築けない子どもたちが実はおまして、そういったところを離れたこういった施設とか、そういった場面で心を開いて活動できるという青少年といたしますか、子どもたちもいるわけございまして、こういった子たちの活動の場というの、区としては必要ではないかなと最後にちょっと感想を述べさせていただきました。

○文化・国際課長 市民大学のゼミの中では、区で行っている教科「日本語」というのがございまして、そこの中学生の授業風景を見学に行ったり、区の施策についてのフィールドワークも行っているゼミもございます。先ほども申し上げていますように、市民大学の中で区民の方が連帯感を持って、区に愛着を持って学生さんたちが学んでいただいている。特におひとり暮らしの高齢者の方なども積極的に参加いただき、そこで皆さんとお話をしたり、学習することで生き生きと暮らしていらっしゃる。目には見えないのですけれども、そういう効果もあると思っております。

○片田委員 今お話しいただいたことが恐らく成果の大きな要素だと思うんですね。であればこそ、今いただいている資料の中で、本来主張すべきところというのは、そちらにあ

るのではないかなと思うんです。目的に対して成果ということであれば、本来、こういう成果を出すために、こういう目的があって、こういう手段を使っているんですよという話だと思うんですね。

政策に還元できているかどうかとか、例えば根源的な市民自治ということについて、特にこういう効果があるというお話を今ご説明の中で伺ってはいるんですけども、むしろここで何回やったとか何とかということではなくて、それによって得られた本来の成果というものを主張していただいたほうが、事業の継続性ということとか、例えばほかの事業を見ていく上でも非常に有効なのかなと思いますので、ぜひ資料をつくっていく中で、そういう視点を取り入れていただければと思います。

○白井委員長 ありがとうございます。それでは、時間になりましたので、各位から大変多面的なご意見、ご提言を賜って、また、なおかつ区側から詳細のご説明を賜りましたが、私のほうで総括的なところ、時間の関係がございますので、簡潔にまとめさせていただきます。

詳細については、明日の午後の時間帯の中でとらえていこうと思うんですけども、まず、行政と民間の役割の中の最初、青少年を対象とした事業のところでございます。やはりこれは世田谷区という地域の特性を生かした中で、この世田谷区を将来どのような形でリードしていただける人材を育成できるかどうかというのにかかっているのではないかな。そういう中で、健全な青少年育成的な観点の中から、そういうものが本当に行われているかどうか。その内容が現状のままでもいいのかどうか、世田谷区ということを考えてみた場合に、ほかの自治体と違って13の大学があるということの中で、もう少しそういうものを生かしていくこともできるのではないかな。また、もう1つは小中学校の教員等の環境も含めて、それが本当に大きくかかわっているかどうか、こういうもののご提言が非常に多かったのではないかなと考えております。

もう1つ、その活動の場としての建物、会館のところがありますけれども、平野委員からは、これだけのすばらしい環境でいろんな活動をしているんだったら、積極的に費用を

投入してということでもいいのではないかという区民のお立場としては大変すばらしい協力者がいるわけなんですけれども、反面、そうではなくて、もう少し合理的な、お金をかけずに、そういう環境をつくることができないのか。または、そういうものを運営管理していく場合には、指定管理の環境をとらえた形でやっていくことが必要ではないかというようなご指摘があったのではないかと考えております。

私の個人的なところは、少子・高齢化ということを考えてときに、特に少子化ということになったときに、世田谷区の中では小学校の廃校、中学校の廃校的なものが存在しているのかしていないのか、そういうことを考えたときに、新しく建て直すということではなくて、そういうところの施設的なものを有効的に活用できるということも1つの発想としてあるのではないかと考えておりますけれども、これが私の最初の青少年のところのテーマに対するまとめでございます。

もう1つ、2番目の生涯学習の市民の大学のところでございますけれども、やはりここは各委員全員から出たところでございますけれども、都内23区の中で大変すばらしい環境、また恵まれた環境にある中で、13大学という大学が存在しているということでございます。まず、市民大学というものを運営している中で、渡辺委員からは、そういうところの付加価値の提供というものをもっともっと受け入れた中での運営をしているかどうかというのも出ました。もう1つは、生涯学習と市民大学との統合的なもの、パラレルでやるのではなくて、統一した形の活動的なものも考慮に入れて取り組むべきではないかというような意見もたくさん出ております。

そういう中で考えたときに、市民大学を含めて、30年の活動という形だろうと思うんですけれども、これは日本の経済発展過程の中では、そういう地域住民の皆さんに対する行政としての取り組みということは大変すばらしい環境で取り組んで、大きな貢献をしている現実的なものがあるわけなんですけれども、その時期に関しまして、片や大学ということを考えてときに、大学は最近では開かれた大学、地域社会に貢献する大学という形の中のメッセージが発信されております。これに取り組んでくる中での市民大学、生涯学習の

過程の中では、曲がりなりにも、そういう過程ではなかったというのがあるかと思いません。

それは今までの先生方の意見の中でもそうなんですけれども、ただし、各委員のご提言は、今や大学は開かれていますよ、いろんな要素を持って、社会人講座、エクステンションセンターと色々な講座を持っています。したがって、行政で取り組むのではなくて、もう少し大学をうまく活用しなさいよと。それが地域住民に対する、世田谷区というところに住んでいる住民の皆さんに対する行政の大きな特典を区民の皆さんに与えるのではないかと。

このような要素のものがあつたのではないかと考えておりますけれども、その中でこれからのところは、これも各委員の皆さんの全体のところなんですけれども、お金をかけずに、いい区民に対するサービスの提供ができるかどうかということを考えたときに、ほかの自治体ではできない環境であっても、この世田谷区の中では、そういうファシリティー、いろんな環境が整っているということを考えたときに、もう1度見直してみることも必要ではないかと、このように皆さんのご提言があつたように私自身は理解しております。

したがって、これからの環境の中で、これをもとに新たな形の企画立案をしていくということを考えたときに、事業計画の企画立案というのは、やっぱり多面的にとらえないといけない。ポイント、ポイントでとらえるのではなく、多面的にとらえる。もう1つは、骨格を、ベースのところをしっかりと形のものをつくり上げるということで考えたときに、今の各委員の意見も参考にさせていただいて、企画立案のシミュレーションをしていただくとよろしいのかなと考えております。

もう1つは、その中で考えたときに、いかにお金をかけずにいいものを提供することができるかどうか。お金というのは大事なものですから、そのお金を必要最小限で食いとめて、より一層いい行政としての活動ができるということを考えるということは、ベースがしっかりしていないとだめだろうと思うんですね。そういう点で考えたときに、各委員の

的を射たご提言というのを参考にさせていただくことができると考えております。

最後に、私のメッセージですけれども、今回は牛山先生、渡辺先生、和田先生と現実に大学の場にいる先生方、私もそうなんですけれども、いるんです。そのことを考えたときに、この13大学の各大学の組織を自治体はもっと巻き込むべきだと思っております。それを巻き込むことによって、大学の負担もさることながら、自治体の負担はより軽減できる可能性が非常に高いと考えておりますので、ぜひご参考にさせていただければと考えています。やはり大学も開かれた大学を目指しております。ということは、どんどん相談に来てくださいよ、大学ができることはやりましょう。大学もリスクを背負いますから、そのかわり区の皆さんのほうもリスクを背負ってくださいという要素は非常に高まっておりますので、ぜひご参考にさせていただければと思っております。

特に片田委員から、冠講座的なもののお話がありましたけれども、ある程度公平的な観点も必要だと思うのですけれども、世田谷区としての冠講座の今後の計画、発想を持った形で取り組むということも念頭に置いた形の企画立案ということをしていただければ幸いです。

ということで、いろいろ貴重なご意見を賜りましてありがとうございました。また、行政の皆さんにおかれましても、今までの提言をご参考にさせていただきながら、これから新しいシミュレーションをしていく上においての知恵として、ご参考にさせていただくことができれば幸いです。

それでは、これで午前部を終わりますけれども、あと事務局のほうから、いろんな面に関しましての対応ということで、ご準備をいただくものはぜひよろしくお願いをしたいと思っております。

○政策経営部長 午前中、ありがとうございました。では、これからご休憩をいただきまして、再開は1時半ということでお願いしたいと思います。午前中はどうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後0時15分休憩

午後 1 時 27 分再開

○白井委員長 それでは、午後の部の討議に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。
ます。

視点 2 のポイントでございますけれども、サービスの提供のあり方、外郭団体との共同という形のを素材としましてご討議をいただくことになります。

外郭団体は民間企業にも行政にもない新しいサービスの提供という形で取り組んでいただいておりますけれども、その専門性や特徴を持った団体として立ち上げられたものがあります。その専門性を生かしたサービスの提供というものがどのような形で実践されてきたかどうかということ踏まえた形で、私どもは先般、各部門の管理者の方にご案内をいただきました。そういうものを踏まえまして、この時代や制度等の変化等に民間と同じようなサービスを提供している事業者が出てきたり、また、行政サービスに対する区民のニーズが大きくさま変わりしてきているものもございます。

このようなことを踏まえまして、外郭団体の全体や素材となる団体の状況を再度確認して、現在取り組んでおります事業またはこれらの団体でなければ実施できない事業なのかどうか、そのようなことを、今後どのような団体の中でうまく特性を生かしていくことができるかどうか。その事業を実施していく上におきまして、各委員の皆さんの活発なご討議をいただければと思っています。

それでは、今回の午後の部の素材でもあります内容につきまして、まず、部門の方にご説明をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○政策経営部長 それでは、私から、世田谷区の外郭団体の全体のお話と世田谷サービス公社についてご説明をさせていただこうと思います。

8 ページをお開きいただけますでしょうか。世田谷区の外郭団体ということで、私も、外郭団体の指導調整事務要綱というものを定めておまして、区が資本金、基本金その他これに準ずるものの 4 分の 1 以上を出資している団体及び継続的な財政支出を行っている団体のうち、特に指導・調整をする必要がある団体ということで、これを外郭団体と

私どもは呼んでございます。統合等がございましたが、現在、財団法人、社団法人、それからいわゆる会社法に基づく会社等、13の外郭団体がございます。

2番でございますが、区からの財政支援ということで、区と連携しながら民間の人材や知識、資金等を活用することによって、区民ニーズに即した多様な公的サービスを提供するというところでございまして、財団法人、社団法人等につきましては、管理運営や公的事業の実施に対して財政支援を行っております。具体的には、補助金、それから事業を行っていただく場合には委託料ということでございます。株式会社につきましては、補助金というものは出しませんので、仕事をお願いして委託料を払うという形でやってございます。

3番ですが、区の職員の派遣ということで、自主的運営をやりながらも、区に関連したことも多うございますので、区の職員を派遣するということをやっております。これは派遣に関する法律がございまして、それに基づきましてやっております。給与等については協定を締結して、我々の同僚が行く場合には、こういう形でというお願いをしております。

9ページをお願いできますでしょうか。4番で退職した区職員の雇用ということで、区での経験や事業に関する専門知識を活用するという観点から、区を退職した職員が団体からの要請に基づいて雇用をされている状況がございまして、その場合に退職金はございません。そこに掲げさせていただいておりますのは、常勤の役員が9名で、平均報酬がこの額ということでございます。

外郭団体の固有職員の状況でございますが、上から社会福祉協議会からスポーツ振興財団までございますが、それぞれ職員数、平均年齢、平均の年収、大体こういった形になってございます。

10ページをお願いできますでしょうか。私どもとしまして、外郭団体の活性化と経営の改善、効率化を進めるということで、10年間を見通した上で外郭団体の改善方針というものを平成17年4月に策定してございます。この方針に基づきまして、各外郭団体が取り組

むべき課題を明確にした改善計画を策定して、その取り組み実績を経営状況とあわせて公表していくということに取り組んでございます。

区の主な取り組みといたしましては、財政支援の見直しということございまして、定額補助制度対象事業を精査いたしまして、管理経費補助の上限の徹底と補助率の逡減を図る。平成20年度でいいますと、平成18年度、平成19年度に比すと低くなっているんですけども、補助金の構成、今のは委託料でございますが、補助金のほうは若干ふえているという状況をその表に掲げさせていただいております。

2番目として、人的支援の見直しということございまして、平成21年度当初84名の職員派遣を行っておりますが、平成17年度当初と比較すると10名の削減を行っているという状況で、同じく人員の増減状況がそこに書かせていただいているものでございます。

11ページをお願いいたします。3番として、外郭団体の統合・再編もこの間取り組みまして、産業振興公社の設立ということですが、これは勤労者に対する共催サービスをやる財団法人がありましたので、これと統合の上、新しいものをつくったということでございます。

それから、その下のトラストまちづくりというのは、トラスト関係の財団と都市整備関連の財団を統合したもので、これが平成18年度当初に統合・再編をしたということでございます。

一方、外郭団体の主な取り組みといたしましては、団体経営の透明性の向上ということで、主には個人情報保護について取り組むということと、あとはホームページ等の中で財務状況の公表に取り組んでいくといったことをやってございます。

2番目として、障害者雇用に係る取り組みということで、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づきまして、障害者雇用についても積極的に取り組んでいるということで、雇用実績のある団体が5団体という実績を持ってございます。

12ページでございますけれども、外郭団体は13ございますが、それぞれにつきまして設立年月日、基本財産、設立根拠、設立目的、主な事業と役員、評議員会、常勤の職員数、

固有、派遣、OBの区分けでございます。それから、平成20年度の決算ということで、各団体はこういった状況でございます。

先ほど青山委員からお話に出たエフエム世田谷というのがちょうど真ん中ぐらいにございます。これは通常はコミュニティー放送をやるということでございますけれども、いざ災害になったときには、災害のときの安否の放送、神戸の震災のときもそうでしたけれども、ラジオですとどこそこにお住まいのどなたはどうしているというような放送がございますので、そんなことを想定してございます。

今、都内の人口が1300万人を超えたということなんですけれども、それに対して、いわゆるメジャーのラジオ放送局というのは幾つかしかないものですから、私どもとしては、世田谷区単独のこういう放送があつて、災害時にはそれを十分に活用するということに意義があるのではないかと思いますので、参考までにご紹介をさせていただこうと思います。

お開きをいただきまして、13ページでございます。素材となっております世田谷サービス公社でございますが、資本金が4億4500万円ということで、昭和60年に設立をしたものでございます。それ以前から任意団体等ではございましたけれども、株式会社としては昭和60年からということでございます。設立目的としては、区民サービスの向上ということで、公的性格と企業性格をあわせ持つ形態として、行政と緊密な連携のもとに区民サービスを開発、提供するといった中身でございます。後ほどご紹介しますが、特に障害者雇用などにも力を入れているところでございます。

沿革としましては、そこに記載のとおりでございますが、平成元年からコンピューター事業の受託を行っております。

お開きをいただきまして、14ページでございます。職員等の人数ということで、取締役、監査役、社員の数、嘱託社員、臨時社員とそれぞれこのようなことになってございまして、雇用状況としては障害のある方、高齢の方、女性といったところを中心に雇用展開しているということでございます。障害がある方につきましては、総合福祉センターとい

うところがございますが、そこをサービス公社が維持管理しておりますけれども、そこを含めた10施設の清掃作業の中で、障害のある方々に一緒に仕事をさせていただくという取り組みをやってございます。

事業内容として、自主事業といたしましては、ル・ジャルダンという美術館の中のレストラン、ルソー弦巻というのは教育会館の喫茶店でございます。それから、スカイキャロットというのは三軒茶屋のキャロットタワーの26階のレストラン、物販事業ということで公園等の売店、駐車場事業として北沢タウンホールの地下の駐車場がございます。

次に、区からの受託事業ということで、主力になりますのが施設の維持管理、運營業務ということで、区内公共施設の受付・案内・日常清掃、設備機器の保守点検等々を行うということで、これがサービス公社の大きな仕事になってございます。もう1つ、コンピューター事業ということで、S I 課というのがございますが、区の電算システムの運用保守・操作支援、パソコン、プリンター等の機器類やソフトウェアのリース事業を行ってございます。

15ページでございます。施設管理の一環として、指定管理者ということで、5つのところについては、区で公募いたしましてサービス公社が受託できたということで今現在やってございます。

経営状況といたしましては、平成20年度で35億円余りの売上高、営業利益が1億3500万円程度ということでございます。

課題・今後の方向性としては、特に障害者雇用ということをこれからも引き続いてやっていくということが大きなテーマになっていくと存じます。

お開きをいただきまして、今申し上げました障害者雇用ということでございますけれども、障害者雇用、高齢者の雇用、女性、それから地域の雇用ということで、おおむねこんな実績のところで行っている状況でございます。

補足いたしますと、サービス公社は昭和60年前後に、いわゆる第三セクター論というお話がございまして、第一セクターが行政だといたしますと、第二セクターが民間、その中

間をとって、行政と民間の間をとって展開をする存在が必要だろうというのが、世田谷区に限らず全国でそういうお話がございまして、そういう経過でできたということでございます。特に区の公の施設というものは、当時の地方自治法の法律では、社会福祉法人等の公益団体等、その自治体が2分の1以上出資している株式会社というものしか管理委託が受けられないという規定になってございました。

したがって、公益的な法人であればできるんですけれども、株式会社形態をとりますと、そのときには世田谷区に限らず、こういった存在がないと運営委託、管理委託というのでできなかったという状況がございまして、管理委託というものが平成17年、指定管理者制度というのが入りまして、一般の民間の方でもできるように、議会の議決を経てということでございますけれども、区が出資しているような団体でなくても構わないということがございましたので、そういう意味では、そこに1つの転機があったのかと私どもは認識しております。

サービス公社については以上でございます。

○白井委員長 ありがとうございます。

○地域福祉部長 それでは、続きまして社会福祉事業団についてご説明させていただきます。地域福祉部長の堀川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料の17ページをごらんください。社会福祉法人、これは社会福祉法で定められている法人格でございますが、全国で2万近くございますけれども、そういうものの1つでございます。ただ、普通は民間で社会福祉法人というものは設立されるわけでございますが、この世田谷区社会福祉事業団は区で設立したものでございます。

設立は平成6年9月30日、500万円の基本金、こちらは区で100%でございます。と申しますが、このころは、ただいま金澤部長からもご説明がございましたように、区の施設を委託するのに制限があったということでございます。この事業団を設立する際には、区といたしましては、当時、区立の特別養護老人ホームをつくりたい。そして、それを委託して運営していきたいということがございました。そのときには、昭和46年に厚生省から

出されておりました基準がございまして、その内容と申しますのが、地方公共団体が設置する社会福祉施設は、団体がみずから経営するほかは委託先は社会福祉事業団を原則とする。ありていに申し上げれば、区がつくった施設は区が運営するか、または区が設立した社会福祉法人である事業団にしか委託をしてはだめだよという基準があったわけでございます。

そういうこともございまして、17ページの沿革のところに記載しておりますように、昭和62年から計画が始まりまして、平成6年に事業団の設立をいたしまして、平成7年から区立特別養護老人ホーム芦花ホームが開設されましたが、この際、社事団に受託していただいております。その後、沿革に書いてございますように、さまざまな事業、それから新しくできました平成11年からは上北沢ホーム、こちらも特養でございますが、このようなものを受託していただいて、いろいろな事業をやっていただいておりますが、この間、非常に大きな環境の変化というものがございました。

1つは、ただいま申し上げました委託先の限定というものが、今度は平成14年になりますけれども、厚生労働省から、今まではそういう規定であったけれどもということで、平成14年のときの通知では、特段の要件を付することなく委託先を選定することなどができるものとするというようなことで、ほかの団体にも委託できるような見解が厚生労働省より示されたわけでございます。

また、指定管理者制度などの導入が平成15年から始まったというような制度的な変更があった。それとともに、大きなことが、特に福祉の分野についてのことでございますけれども、いわゆる社会福祉基礎構造改革というものが行われまして、それまでは福祉サービスというものは措置、行政から、この方にはどういふ福祉のサービスが必要だということを決めて、それをサービス提供させていただくということから契約へ、すなわちご本人、サービスを利用されたいと思う方がご自分で施設を選ぶ、そして契約するというふうな福祉の仕組みが大きく変わってきているのがこの10年、20年の動きでございますけれども、そのような福祉サービスの提供のあり方ということもいろいろ変わってまいりました。

それから、例えば平成12年度から介護保険制度が始まりまして、これに見られるように、明らかにそれぞれの方がサービスを選んでいくというような形になってきたわけがございます。そのように事業団を取り巻く社会状況は大きく変わってきているということがまずございます。

現在でございますけれども、資料を1ページおめくりいただきまして、18ページでございます。事業団では、現在、事業所数といたしましては28カ所、ここに書いてありますように、介護保険の事業などの施設で事業を行っております。職員等の人数でございますけれども、こちらは記載のとおり、パート等の職員の方も含めると、全体で750名を超える、ある程度の大きな組織となっております。

事業内容でございますが、まず、主な自主事業といたしましては、こちらは大体介護保険事業になりますが、ホームヘルパー、これは要介護の方のお宅へヘルパーを派遣するものでございます。2番目は、高齢者在宅サービスセンター、これは逆に施設に要介護の方に来ていただいて、お迎えして食事とか入浴などのサービスを行う。③介護保険サービスは、介護保険のケアプランをつくるということでございます。

次の19ページに参りまして、訪問介護事業は看護師がご家庭を訪問していく。このような部分は介護保険の事業が主な部分でございます。

それから、主に区から委託しておりまして、事業団から申しますと受託でございますけれども、こちらは何かと申しますと、特養ホーム、現在、区立特別養護老人ホームは3カ所ございますが、そのうちの2つ、芦花ホームと上北沢ホームの2カ所の特別養護老人ホームを運営していただいております。

また、②でございますけれども、そこではショートステイと申しまして、ご自宅でお暮らしいただいている要介護の方を1週間とか2週間、短期間、こちらにお泊まりいただいて、その間、介護者の方の休息といいますか、レスパイトでございますけれども、そのような支援をする。

③は地域包括支援センター、世田谷区ではあんしんすこやかセンターという愛称をつけ

てPRさせていただいておりますが、これは区内に27カ所あるうち、5カ所について事業団で受託していただいております。こちらにつきましては、地区でのさまざまな高齢者のご相談、それから見守りのようなことなどの取り組みをしていただいております。

それから、高齢者センター新樹苑につきましては、高齢者の老人福祉センターという位置づけ、それから住居の提供などを行っております、あと⑤以下、母子生活支援施設等がございます。

その中で、⑥の福祉人材育成・研修センターにつきましては、この何年か前ぐらいから福祉の人材というのは非常に人材不足ということがございました。いろんな報道などもございまして、福祉に人が集まらなくなって、事業所などもなかなか大変だったというようなことがございます。そこで、平成19年から、世田谷区で福祉人材育成・研修センターということ、これはいろんな民間の施設などで仕事をしていただいている介護の職員の方などに研修を与えるとともに、資格を持っていても、今お働きになっていないような方とか、人材を募集している施設とか、そういうのをお互いに面接会でお引き合わせさせていただいて、あるいは施設の見学会をさせていただいたり、そのようなことをして何とか区内の福祉施設に人材を確保しよう。それを区のほうでやりたいという事業を考えたのでございますが、そちらを事業団で行っていただく。

20ページでございますが、こちらにつきましては、経営状況については記載のとおり、平成21年度と申しますと、収入が38億何がし、支出が36億何がしというような状況でございます。

設置自治体では、区部、市部では10区、4市で同様に事業団が設置されております。

それから、課題・今後の方向性でございますが、事業団では中期計画ということで、平成21年度から平成23年度までの計画を定めまして、記載のような課題について取り組んでおるところでございます。区といたしましては、このような中期計画にしっかりと取り組んでいただきまして、自主事業からの収入確保ということも頑張っていただきたい。このようところで指導させていただいておるところでございます。

済みません、ちょっと長くなってしまいました。

○白井委員長 ありがとうございます。あと、補足的なものはございますか。よろしいですか。

それでは、今ご案内いただきました内容につきまして、これから討議に入りたいと思います。議論のポイントでございますが、1番としまして、素材の外郭団体のところがございますけれども、これらの団体の設立のねらいや目的がどこにあるのか、その効果、その達成状況についてどうなのかというところがポイントになるのかと考えています。

2番目としまして、今ご案内いただいた団体に取り組んでいる事業は、これらの団体でなければならない、また実施できない事業なのかどうか2点目。

3点目が、これらの団体のどのような特性を生かして、事業を実施していくことがこれからより発展性をもたらすことができるか、このようなポイントになろうかと思っております。

また、2番目としまして、外郭団体とどのような連携を図っていくことがいいかどうかについてございますけれども、1番として、区と外郭団体との関係（定義、支援）は、どうあるべきかが1つのポイントになるかと思っております。

次に、外郭団体と民間事業者との違いは何なのか、どこにあるのかという内容のところポイントになるかと思っておりますけれども、このような内容につきまして、これから委員の皆さんには関連なご提言を賜りたいと思っております。

それでは、午前中は渡辺委員から発言いただきましたので、視点を変えまして、青山委員から、まずトップバッターでお願いしたいと思います。

○青山委員 私は過去に外郭団体の監査事務局の監査のときのお手伝いということで調査にお伺いしたことがありますので、若干は理解しているところもあるんですけども、それらを踏まえて幾つかお聞きしたいというか、話したいことがあります。社会福祉事業団については、いずれ近いうちにお世話になることもあるかと思っておりますので、いい経営を続けていただきたいと思いますけれども、済みません、幾つかございます。

平成18年度に団体の統合・再編ということで、世田谷区産業振興公社と世田谷トラストまちづくりという2つの法人がスタートしたということが11ページに書いてありましたね。私は、世田谷トラストまちづくりに調査に行ったときにちょっと感じたことなんですけれども、もとの団体の事業目的はかなり毛色が違うんですね。どうして統合したのかなということと、統合した結果、目的とするところの効果の1つとしては、経費を節減するということが大きく考えられていただろうと予測したんですけれども、その辺が全く見えなかったんです。要は組織を再編・統合するというのは民間でもよくあることなんですけれども、外郭団体を統合したときの統合後の効果というのは、恐らくそれなりの検証をされていると思うんですけれども、どのようにあったのかということをお教えいただきたいということが1つ。

それと、13の外郭団体のうちに非常に似通った社会福祉法人が福祉事業団と福祉協議会と2つ存在しますので、これを統合するということはできるのかできないのか。あるいはできるのだったら、どういうふうにお考えになっているのかということをお教えいただきたい、これが1つです。

それから、世田谷区保健センターの中に、いわゆるウェルネス事業というのがあるようで、定年を迎えて家で暇している知り合いの方がそこにしょっちゅう通っているということなんですよ。どうしてかと聞いたら、非常にいいスポーツ器具があって、これがなかなかいいんですって。しかも安く使えて、家に近いところであって重宝している。こんないいところはないから、ぜひあなたもどうぞとお勧めを受けたんですけれども、これはひょっとしたら民間でやっているスポーツクラブと同じことをやっているのではないかなと思いましてね。これは偏見かもしれませんが、民間がやっていることを区の外郭団体の事業としてやる必要があるのかなということと同時に、それが民業圧迫をしているのではないかという気がしました。これについて、どのようにお考えになっているのかというのが2番目です。

世田谷サービス公社についても、事業目的にコンピューターの事業がありましたね。こ

れは今、民間でもコンピューターのシステムをつくるとか、ソフトウェアを受託して作成するとかというのはいっぱいやっているところがあると思うんですけども、恐らくサービス公社がやっているコンピューター事業というのは、区あるいは区の外郭団体が使用するコンピューターのハード及びソフトのメンテナンスとか、そういうことを請け負っているのではないかと思うんですけども、これはどうして民間に開放しないのかなという疑問があります。それが第3点。

それから、エフエム世田谷については、午前中の部でお話しさせていただきましたので、何も言いません。

あと、株式会社としてのサービス公社と川場ふるさと公社、これは株式会社ですから、やる気を出してみんなよく頑張って、立派に利益を上げていと聞いています。サービス公社は株主である世田谷区に対して配当も行っているというようなこともお聞きしました。ところが、川場ふるさと公社のほうはまだそこまでいっていないんですね。世田谷区というのは、この株式会社2つに対して、いわゆる親会社に相当するわけですから、民間で親会社、子会社という関係を見ると、親会社というのは子会社を投資のために持っている。子会社にせつせと稼がせて利益を上げたら、それを吸い上げるというのが当たり前の考え方なんですけれども、そういう方針というか、考え方を区はお持ちになっていないのかどうか。

あるいは、ある程度時間が経過して利益が出てきたから、これから吸い上げるんだよということでしたら、それはそれで結構だと思うんですけども、要は外郭団体である株式会社というのは、ほかの外郭団体もそうですけれども、基本的に土地とか固定資産を保有しない。だから、そういう面で事業を拡張していこうという考え方もないようです。そうすると、利益を出して、資金をためてどうするのかという疑問がわいてきてしまうんですね。

なおかつ委託料とか指定料とか払って利益を出させているんだったら、株主様である世田谷区に対して還元しろよというような考え方が出てきてもいいのではないかと思えるん

ですね。だから、利益を出させて、法人税を払った後に配当をやるというのも、それはそれで1つの方法だと思うんですけども、そうすると、税金で40%も持っていかれるとすると、指定料の減債効果も生じてしまいますから、要は利益を出す前に寄附金で持つてくるというような方法も考えていいのではないかという気さえしているんですね。その点について、民間の中小企業ばかり相手にしている我々の商売から見ると、どうしても区と外郭団体との関係というのがいま1つよく理解できないところがあるので、その辺について感想を伝えたかったところです。

それに関連して、株式会社でも外郭団体でもそうですけども、区の職員が区を退職して役員につかれた場合に、3年、5年、役員につかれて、その後、退職したときに、退職金を一銭も出さないという取り決めになっているようなんですけども、これも民間企業感覚からすると、役員で随分頑張ってこられて退職されたのに何で退職金を出さないのかというふうに思えるんですね。

だから、いわゆる天下りだの何だのという世間の評価にさらされて、要は区の定年退職を迎えた人に対する第二の職場を提供して、なおかつ退職金をふんだんに——国がどこかでやっていたような退職金を十分とらせるという仕組みではないのかという批判を避けるために、退職金をなくしているだけではないかという気もするんですけども、それについて改善していくということがいいのではないかという気がします。

最後に、前にもちょっとお話ししたんですけども、外郭団体によっては基本財産として3億円だの4億円だの5億円だのという基本財産を定期預金で持ったままで、これがずっと遊んでいるというケースが非常に多いんですね。昔、預金について6%、7%の定期預金金利がつくのであれば、5億円の預金について年間で3000万円ぐらい利息がつくんですかね。そうすると、基本財産、定期預金でたくさん持たせておけば、その運用収入で外郭団体の事業活動の維持費が出るという考えもあったのでしょうけれども、今のご時勢では全く金利は期待できない。ただ単に預金として、ちょっと語弊はありますけれども、遊んでいるという状態ではないかと思うんですよ。

そうすると、資金効率という観点から、財務の観点から考えると、極めて大きな不効率が存在している。外郭団体と区とのトータルで考えた場合には、資金の不効率を放置しておくというのはまずいのではないかという気がしますので、それを私の意見とします。

○白井委員長 ありがとうございます。大変盛りだくさんな内容ですけれども、今の内容についてご案内いただければと思います。よろしく願いいたします。

○政策経営部長 順番にさせていただこうと思います。

最初に、トラストでございますけれども、お話のとおり、トラストまちづくりという財団法人をつくりました。それ以前はトラスト協会という別のものと都市整備公社というのが2つあったんですね。それを統合・発展したということで、青山委員のお話の中では毛色の違うという話もありましたけれども、区といたしましては、区内の都市整備全体の施策の区側が外郭のほうに期待をしている施策を統合してやっていただこうというような趣旨で、これはさせていただいた面があります。もちろん、外郭団体自体をなるべく効率的にしていこうという目的もございました。

具体的な数値が今ないので申し上げられないのですが、統合した後と前との経費ですけれども、事務所等も統合しましたので、その辺は経費削減効果は出ていると思うんですが、具体には今持ってございませんので、お返事できない状況でございます。

それから、社会福祉協議会と社会福祉事業団のことについては後で堀川部長から説明させていただきます。

あと、保健センターでウェルネス的な事業というお話がございましたが、保健センターはもともと区民の健診だとか、そういうことを担っているところでございまして、健康相談その他をやってございます。その中の一環として、そういった機器等もあると承知しておりますので、それを一般開放しているということなので、大々的にフィットネスセンターみたいな形でやっているのではないのではないかと承知をしてございます。

それから、サービス公社のお話に移りますが、お話のとおりコンピューター事業、先ほどもご説明させていただきましたが、やっていただいております。コンピューターにつき

ましては、直接コンピューター関連の会社に出しているものもたくさんございます。このコンピューター事業でやっているのは、いわゆる区のコンピューターの運用という部門をやっている。

具体的に言いますと、住民票だとか戸籍だとか、そういったものについてコンピューターを使ってやっているんですけれども、民間の方々にそういった区の仕事の中身をご説明した上で、ぼんと委託してやっていただくというのはなかなか難しいものですから、そういう意味ではサービス公社に派遣している区の職員もいますけれども、そういうものと一緒になって運用管理をやっていくということで、今、コンピューター事業をサービス公社にお願いしているということでございます。

それから、利益のお話でございますけれども、サービス公社につきましては利益が出てございまして、配当もさせていただいているところでございます。委員のご指摘のとおり、区から委託して利益が出て配当するというのがあるのかどうかということはおっしゃられる部分もあるかもしれませんが、公社としては一応やったことの成果がそういう形になっているということで、順当に利益が出たから基本的にはうまくいっているねという面はあるのかと思います。

その中で固定資産は確かに持ってございませぬので、この間も議会でご答弁させていただいたんですが、今、約20億円積立金等を持っているんですね。その一部は、不動産を持っていないものですから、信用のための担保財産という扱いで一定程度は持っているということと、将来的には社屋を建てたいという希望がありますので、その積立金もさせていただいているということでございます。

サービス公社に限らず、利益を還元したらどうかというご指摘はございますので、株式会社、財団法人等に限らず、今持っているお金をどうやってうまく使っていかうかということについては、ここ一、二年の間に方向性を出して何らかの対応をしようということで今計画を立てているところでございます。

その中で寄附金を戻したらどうかということで、先月ですか、東京都の外郭団体が一定

の余剰金を都に戻して、それを都がまた別に活用するという事で補正予算を組んだというような情報がございましたけれども、都のほうもそのような動きはございます。

それから、区を退職して外郭団体の求めに応じて役員として行った方について、区のOBでございますけれども、退職金をお出ししないというのは批判をかわすめたかというお話もありましたけれども、そうではございませんで、区としてはOBの方に、行くのは外郭団体の要請に基づいて行くんですけれども、過度な対応を余りしないでくれという趣旨がございますので、お願いしているという状況でございます。

それから、特に財団法人ですが、基本財産というのがございます。これが5億円とかという数字をたしか書かせていただいていると思います。例えば文化財団ですと8億円、それから産業振興公社ですと5億円とございますけれども、これは法人設立のときに認可が東京都でございまして、基本金を一定程度積みということについてはご指導いただいている中で積んでいるものでございます。基本金でございますので、それを運用して利子が出ているものについては活用するんですけれども、それそのものを使うということとはできない仕組みのようなので、現状はそのような状況でございますが、今、公益法人改革がやられておりますので、その中で今後どうなるかと思っております。

抜けはないと思いますけれども、以上でございます。

○白井委員長 ありがとうございます。

○地域福祉部長 それでは、私からは、社会福祉協議会と社会福祉事業団とよく似たような名前で、私どもも社協と社事団と言いつけておるのですけれども、実は2つの団体とも私の部で所管させていただいております。

法的には両方とも社会福祉法人ということでございますが、社会福祉法人の中でも特別に社会福祉協議会についてはさらに規定がございます。と申しますのが、社会福祉協議会というものは全国の市区町村に、そこの区民や市民を会員として、そしてその中にある社会福祉の事業者の過半数が入ったものとして協議会をつくりなさいということがあって——ということは過半数を入れられる社会福祉法人というのは1つしかなくなりますの

で、つまり、この制度では社協というのはそれぞれ市町村に1つしか置けないという形になっております。

皆様、いろいろ社協の会費の募集などというのがご自宅のほうにお回りになっていただいて、会費をお支払いいただくようなこともあろうかと思うんですが、区民で3万人ぐらいですか、かなりの方に入っているのが社協でございます。そのような法的な作りが違うのと、目的と申しますと、やはり社協と申しますのは地域の皆様と一緒にあって福祉を向上させたい。例えば高齢者の皆様に集まっていただいて、お茶を飲んだり健康体操をやっていただくいきいきサロンとかミニデイというものをやっていただいたり、支援していただく仕組み、それから例えば子育てのほうでも、そのような取り組みをやっていただいたりということで、区民の皆さんと一緒にやっていただくようなものがございます。それに対して社事団は事業的なものでございます。

ですので、例えば同じように福祉の人材の育成ということを考えましても、社協では、それこそいわゆるインフォーマルな地域での活躍できる福祉の勉強をしていただける普通のボランティアでできるような研修とか、それに対して社事団ではプロフェッショナルの養成という形で意義づけて、その2つの団体それぞれに役割を果たしていただきながら進めておるという考え方でやっております。

○白井委員長 ありがとうございます。青山委員、よろしゅうございますか。

○青山委員 ありがとうございます。

○白井委員長 それでは、引き続きまして浅野委員から、お願いいたします。

○浅野委員 冒頭で議論のポイントということで5点ほど出してくださっていただきましたので、そのうち、私からは2つについて、1の(2)と2の(2)について、それぞれについて掘り下げてお話しさせていただければと思うんです。

1つ目がサービス公社のほうですけれども、数字の上ではお出しできないものもあるかもしれませんが、3つの事業、飲食事業と物販事業と駐車場ということで、それぞれの利益のおおよその額、あるいは利益の率であるとか、そういったものをお教え願えないか

と。ですから、それによって俗に言うもうかっている、もうかっていないというものの判断ができる材料がないかというのが1つ。

もう1つが、そのうちの飲食事業のほうですけれども、私自身も、このレストランに行ったことがあります。非常に素晴らしい環境にあって、集客率も非常に高いのではないかと。ですから、こういったところについては、当然障害者雇用といったお話もありましたので、そういったものを前提にして民間企業に委託するようなことができないのか。完全な民間企業です。入札形式がいいのかどうかかわからないですけれども、飲食事業のほうで障害者雇用率が高いお会社さんもあると聞いていますので、そういったお会社さんに喫茶であるとかレストラン事業といったものを任せることができないかということについて伺いたいのが2点目です。

3点目は、今お話がいろいろと出ていましたのでちょっと重なってしまうかもしれませんが、社会福祉事業団について改めて民間と世田谷区で取り組むべきところの明確な違いといいますか、ただ、私、個人的には福祉事業というものは民間に任せるよりは、公のまさに世田谷区でやるほうがいいのではないかと考えているんですね。民間でやると、余り個別名は出すべきではないかもしれませんが、不祥事を起こした企業もありましたので、だからこそ世田谷区でやるべきなんだというものを、より材料としていただくことができないかというのが3点目の質問になります。

○白井委員長 では、今のご質問に対して、よろしく願いいたします。

○政策企画課長 それでは、私から、まず1点目のサービス公社の駐車場、飲食、物販、これらの事業についての内容でございますが、駐車場事業につきましては、平成17年度で1700万円ほどでございます。その後、平成18年度、平成19年度と若干上回ってございますが、平成20年度の決算で同じく1720万円ほどとなっております。それから、飲食事業についてでございますが、平成17年度、同じく3億6400万円ほどです。平成20年度の決算では3億8100万円ほどということで、若干上回ってきているという状況です。物販事業でございますが、平成17年度の実績で5500万円ほど、平成20年度では3800万円ほどになってござ

いまして、若干落ちている部分がございます。

3つの事業についての実績としては以上でございます、施設管理事業については、参考までですが、同じく平成17年度で28億円です。平成20年度が23億円強という数字です。それから、コンピューター事業のお話ございましたので、こちらも参考に申し上げます。平成17年度は10億1000万円ほど、平成20年度7億6700万円ほどというのがコンピューター事業の収益ということになります。

2点目でございますが、障害者雇用の部分につきましてですけれども、サービス公社の障害者雇用については、一般の基準を大きく上回っている部分がございます、実雇人数が73名おります。ただ、一般的に言われる企業での障害者雇用の率というものは、実際の実人数に重度加算等をした上で算定されておまして、その辺の算定でいきますと、世田谷サービス公社の場合は52.78%という数字が出まして、障害者の法的雇用率は、参考までに官公庁では2.1%、特殊法人等で同じく2.1%、それから民間企業では1.8%というのが法定雇用率という定めで基準が決められておりますけれども、これらと比較して大変高い数字になっているということです。

引き続き、障害者雇用についてはサービス公社だけではなくて、外郭団体全体で取り組む改善方針の中の課題として設定しているところでして、可能な業務の分野から積極的に障害者雇用を推進していくということが今現在の各団体共通の課題ということになっております。

○政策経営部長 飲食企業のことなんですけれども、先ほど3つ申し上げました。1つはル・ジャルダンというものですが、これは世田谷美術館の中のレストランでございます。世田谷美術館は区立でございますので、これについて管理をしている指定管理者が、同じく外郭団体の文化財団というのがございまして、ここが指定管理者になってございます。サービス公社は、指定管理者の財団とさらに契約を結びまして、あそこのレストラン部分に限って受託をしている。したがって、分類としては自主事業という扱いにさせていただいているものでございます。そういう意味では、サービス公社は民間の立場でレストラン

経営をしているということでございます。

それから、三軒茶屋のキャロットタワー26階にレストランがございます。これにつきましては、世田谷区民会館の第2別館という位置づけのフロアでございます。この指定管理者は、サービス公社が指定管理者で受託しているんですね。そこでレストランをやっている。もともとのコンセプトが、位置づけとしては区民会館の集会室というのとほぼ同じ位置づけなんですけれども、展望のいいところで、区民の皆さん方にあそこで飲食をさせていただくという趣旨でございますので、それについてサービス公社が受託をしてやっている。ですから、私どもとしても、それは民間感覚を入れてやっている。ちなみに、そこはサービス公社に子会社がございます、キャロットサービスというところがあるんですが、そこに再委託をしているという形になってございます。

○地域福祉部長 それでは、私からは事業団に関する福祉サービスの民間事業者と区との役割ということでございます。1つは、私のほうで今、高齢福祉の部門を担当させていただいておるんですけれども、大きな部分は今は介護保険制度によってカバーされておるわけでございますが、その考え方自体は、基本的にサービスは民間事業者によって提供されるというのが原則だと私どもは考えておりまして、そういう意味ではさまざまな株式会社も含めまして、社会福祉法人など民間の事業者によってサービスが提供され、保険制度から支払いが行われるところになっております。

一方、区といたしまして、その中に区の代行的存在として事業団があつて、事業団が事業者として、先ほど申しましたように自主事業としてヘルパーとかをやっておるわけです。ですので、その部分について、私はある程度は皆様のご理解をいただけるのではなかろうかと思うものなんです、その考え方といたしましては、1つは、やはり民間の事業者様でございますと、いろいろなご事情の中でなかなか難しいケースなどもあるわけでございますが、それがうちでは受けられないと。

先ほど契約の話冒頭させていただきまして、利用者のほうで事業者を選べるのだという理屈をお話ししましたが、逆選択と申しますか、事業者のほうでこの人はうち

というようなケースもなきにしもあらず。そういうときに、セーフティーネットではありませんが、どこかで必ず受けられるというものがなければならない。そういう意味では、公共的な責任を果たすものとして、この事業団のサービスを、私ども、例えばそういうケースがあって区役所にご相談に来たときは事業団にご紹介するケースもございませぬ。

もう1つは、これから高齢社会でいろんなサービスをもっと工夫してやっていかなければいけないというときに、先駆的な取り組みとか、革新的な取り組みをやっていかなければいけないとは思いますが、例えばこのごろ若年性の方の認知症というものもしばしばテレビなどでも取り上げられております。若年性の認知症というものはなかなか難しいところを持っていて、例えばデイホームに来て、認知症コースというのはありますけれども、周りが70歳、80歳のところへ50歳代の認知症の方が来ても、それはなかなかうまくいかない。そうすると、若い方だけの認知症のコースをつくらなければいけない。そういうのをことしの4月から事業団ではやっていただくとか、そのようなものもやっている。

そういう意味では、公的な責任を果たす部分と先駆的なものに取り組んでいくというようなところで、事業団でのサービス提供というものは私は意義が果たしているのではなかろうかと考えております。

○白井委員長 ありがとうございます。

○青山委員 今のお話に関連して質問が1つあります。隣の神奈川県では、県が行っている社会福祉施設を運営している部分、順次民間の社会福祉法人に移行するという動きが活発に行われているようなんですね。指定管理者を募って競わせて、一番いい内容で、もちろん一番安い値段で手を挙げた人にそれを任せる。ただ、逆に指定管理を受ける社会福祉法人では、事前に県からの打診があって、あなたのところは随分しっかりもとの社会福祉法人を運営なさっていますね。そのノウハウを生かして、今度うちがどこその施設を指定管理者に任せるので、その入札に参加してくださいねという打診があって、それなりの

業者を選んだ上でやっているようなんです。

ただ、そのときに受けるほうの業者から聞いた話では、県がこれまでやっていた内容をさらに充実して、県のほうでは赤字で経営していたらしいんですけども、これをもし指定管理者として落札できた場合には、年間5000万円程度の利益を上げる自信はあるということをおっしゃっていたんですよ。だから、民のそういうもうけるノウハウと言っていいかわかりませんが、やっぱりそういうのがあるのだろうと思うんですね。だから、そういうことを考えると、世田谷区の場合も、そういう方向性を持たなければいけないのかと思ったことがあるんですけども、それについてどのようにお考えになっているか。

○地域福祉部長 今、私どものほうですと、大きな施設の委託と申しますと特養施設が3つございます。そちらにつきましては、2つが事業団、1つは民間の社会福祉法人に設立当初からお願いしております。ほかに事業団でやっておりますのですと、新樹苑という高齢者のセンター等がございます。

そういうところで、1つは私どもが今まで指定管理者で引き続きお願いしている部分があるのでございますけれども、1つは利用者の方との信頼関係がいい、ご家族を含めてやっていただいているということで今までそれなりの成果を上げてきていただいている。例えば芦花ホームなどでは、医療的ケアなども一生懸命やっていただいて、みどり介護ということでもいろいろなメディアなどでも取り上げられるような取り組みをやってきたということで評価させていただいておるところです。

ただ、確かに今、青山委員からご指摘いただいたように、例えば赤字だったものが黒字になるというようなことがもし今後考えられるとすれば、私どもも、そういう手法があるのかどうかということはまた検討しなければいけないとは思いますが、そのときに特養ホームということにつきましては、1つは、区立でなければいけないのかどうかというような根本的な議論、区立であって、それを事業団へ委託するのか、それとも民間の社会福祉法人に委託するのかというようないろいろな選択肢があるわけがございますので、そういうことも含めて将来的なことも、今後2025年問題などに向けて、いろんなことの中

で検討しなければいけないのかとは思っております。

○白井委員長 ありがとうございます。では、上田委員からお願いします。

○上田委員 私は、今回説明のあったサービス公社にしても、社会福祉事業団にしても、安定的に、なおかつ継続して行わなければいけない事業というのは、やはり行政がすべきではないのかと思っはいるんです。

ただ、サービス公社の障害者雇用を積極的に促進という面に関しては、国でやっているハローワークでは事足りないのかなという思いが1つと、あと、社会福祉事業団、こちらに関しては、これは質問ではなくて意見なんですけれども、確かに今、民間が参入してきていて、非常に効率的に、なおかつバラエティーも豊かに、例えばお食事がおいしいだとか、あと何かイベントがあつてご高齢の人たちも楽しくやっていると、そういうすごいいいメリットがあるとは思うんですけれども、やはりデメリットもあると思うんです。少しややこしくなつてしまつたお年寄りはどこからも受け入れてもらえないとか、そのような状況になつてしまつてはいけないと思うので、もしこれが赤字になつたとしても、区民全体で支えていくべきことなのではないかなと思います。

○白井委員長 では、今の内容についてお願いいたします。

○政策経営部長 障害者雇用の件でございますが、法律に基づいて、いわゆる企業も自治体もそうなんですが、法的雇用率を達成しろと。できない場合には、ペナルティーが課せられるのが法律のつくりになつてございまして、ただ、達成できるところは、民間さんはなかなか難しいのが現状のようでございます。

ですから、民間さんでも、いわゆる本社ではなくて、子会社をつくつて、そこが障害者雇用を専門にやるみたいなの、連結していますので、グループとして障害者雇用を達成していくといった動きのところもあるようでございます。サービス公社は、知的障害者の方の雇用も実はやつてございまして、これは清掃等やるんですけれども、では、何とかさん、ここをお願いしますといつてお任せしてしまうわけにいかないものですから、ご一緒にコーチがつくんですね。一緒に掃除をしていくというようなこともやつてございしますの

で、区は特に地域で障害のある方も皆さんとともに一緒に暮らして行ってほしいという逆に障害者施策もやっていますので、公社についてはその一翼を担っていただいていると今思っています。

○白井委員長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。では、牛山委員から。

○牛山委員 どんどんいろんな論点が出てきているので、関連してしまうかもしれないんですけども、第1の論点といいますか、視点とも関連してきます。行政と民間の役割分担とか、そういうことも関連すると思うんですが、サービス供給体制をこういう形で外郭団体、いわゆる第三セクターという形でやっていくということの利点として、民間のノウハウも活用しながらということでは言われてきたわけですが、職員の皆さんは十分ご承知のように、第三セクターの失敗といいますか、赤字になるところが非常に多くて、うまくいかないというようなことがかなり前に言われていたわけでありまして。

そういう中で、いろいろなそういったことを回避するようなご努力とか、あるいは本来の第三セクター、外郭団体の役割が果たせるようにということで大変ご尽力されていることはよくわかりましたけれども、逆にそういったこと、今まで言われてきた問題点を回避するために、どのような工夫をされてきたのかということ。

あと、区職員の方々の退職後の雇用ということで、求められているノウハウというんですか、先ほどの話でも区職員が団体からの要請に基づいて雇用されているということなんですけれども、当然やはり行政が持っている具体的な現場のノウハウみたいなものを退職後も生かしていただくということでやっていく。特に福祉の分野とか現場のノウハウを使っていくということではよくわかりますけれども、一方で常勤役員の方も9人ぐらいいらっしゃるって、こういう方たちがどういう役割を果たされているのかということが区民の皆さんにはわかりにくいということもあると思うので、その辺をぜひこういう点で役に立っているんだ、こういうふうには要請されているんだということもお聞かせいただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○白井委員長 ありがとうございます。今の内容についてお願いします。

○政策経営部長 各団体からの要請を受けまして、ご推薦をするという形でやってございますけれども、外郭団体は世田谷区内をフィールドとしてももちろん仕事をしています。それから、世田谷区ということに関連しての区民サービスという面の仕事をしているというところがございますので、OBの方々を求める要素としては、1つは行政の中で数十年間やってきたので、それなりに管理能力、あるいは人事管理能力だとか組織能力だとか、そういうものもあることもさることながら、区内の方々の人脈とか、区内の事情を知っているとといったこともあるものですから、そこらが1つ求められる要素ではないかと思えます。

それから、固有の職員さんたちが、まだ成り立ちが浅いものですから、採用試験が終わって昇任試験があるんですけれども、一部管理職に昇任できる方がいて、既に管理職として固有の方が上がっているところもありますけれども、例えばOBの方が行って区の実情等をいろいろお話ししていただくなどということも、向こうからすれば、そういうのが役に立っているのかなど。決して上のほうを全部区が占めてしまうという意味ではなくて、今後の中で必要な人材を各団体は求められているのだと思えますので、そういう中でご依頼があるのかと思っております。

○地域福祉部長 私から、事業団を例にとりましてご説明させていただきたいと思うんですけれども、1つは、事業団の定款の中にも明記しておるところでございますけれども、あくまでも事業団というのは世田谷区の行政のほうと連携をとって、世田谷区内での福祉の向上を図っていこうという考え方をまず持っていていただいているわけです。その実際の連携を担保する大きな意義、1つとして、職員の交流というものがあるのも現状ではなかろうかと思えます。

例えば実例を申し上げさせていただきますと、現在の事業団の理事長につきましては、私の先輩でございますけれども、常々世田谷の福祉はいかにあるべきかということは私もご議論、当時区に在職していたときもお話しさせていただいておりましたけれども、今でもやはりそういうことはしばしばご相談させていただいております。そのようなところ

で、私から、例えば区としてこういう問題について社事団で取り組んでほしいというよう
なところで、そのときに方向性というものがすぐに一致できる場所があって、連携して
いくという実態のところでは非常に役立つのではなかろうかと思えます。

○白井委員長 ありがとうございます。

○和田副委員長 今の点とかかわって、資料にもOBの数とか役員数を載せてあるんです
けれども、これは必ず9人、例えば今行っている役員が9人いると、そのポストは固定
されているものですか。OBの派遣先も、つまり、既に年によって要請、先ほどの言葉で
言うと、要請があるから人材を推薦するなり置くということなんですけれども、年度ごと
に要請の部署と人数は違っているのか、それともある程度固定されたものとして用意され
ているのか、その点。

○政策経営部長 10ページの下のほうに外郭団体の人員の増減状況とございまして、役員
数等は変化がございます。各外郭団体につきましては、それぞれ組織を持っておりますの
で、仕事に対して必要な組織というのは、頻繁ではないのだろうと思うんですけれども、
組織改正等々がいろいろされております。そういう中で、人員についても、どういう形で
やるのかということが決まってくるのだろうと思っております。

○和田副委員長 それは、どこかで一括して、そういう要請を請け負うというか、窓口み
たいなものはあるんですか。

○政策経営部長 それぞれご依頼を受けましてですね。

○和田副委員長 個別ですか。

○政策経営部長 はい。全体をまとめるところはございますけれども。

○和田副委員長 わかりました。

○白井委員長 よろしいですか。ありがとうございます。それでは、江尻委員。

○江尻委員 それでは、初めにサービス公社のほうですけれども、障害者雇用のことにつ
いて少しお尋ねしたいんです。一般就労への移行をする役割をサービス公社では担って
いるということがこの資料の中にも書いてあるんです。今、私が預かっている施設でも障害

者雇用をしているんですけれども、2人目、3人目を雇用するのが非常に難しい状況がありまして、特別支援学校の先生などとお話ししていても、今は障害者を雇用してくれるところが非常に少ないというようなお話もあります。

1つここで保護的就労から一般就労への移行をするための1つのトレーニング機関といえますか、そういった機会になっているというのは大変結構なことだと思うんですけれども、これがどのぐらい行われているのかなというところと、それから1回就職してしまいますと、なかなか次のところに移ることは難しい。障害者の場合、とても難しいということがありますし、一般就労を目指していても、なかなか思うようにはいかないというものもあると思うんですね。そういった場合に、新しい社員といいますか、人をどのぐらいの割合で雇い入れることが可能な状況なんだろうか、そのあたりのことを少し教えていただきたいと思います。

もう1つの事業団のほうですけれども、こちらは高齢の方のホームなどの運営が中心になっていらっしゃると思いますので、暮らしと命を預かっているというような状況でしょうから、ころころと運営団体が変わるといってはいけないことだろうと私も思うんですね。思うんですけれども、午前中に話がありました市民自治の観点などから考えますと、地域の中で高齢の方たちと一緒に過ごしていく、暮らしていくという視点も非常に大事だろうと思うんですね。

これはもう少し掘り下げてみないと、事業団がやるべきかどうかというところまでは何とも申し上げられないところはあるんですけれども、例えば事業団がやっている事業を地域の中での小さなNPOとか、市民グループとか、ましてや町内会のようなところとか、そういったところと連携してもう少しやることは可能な部分はあるのではないかなというのが思いの中にあります。

大きな事業は、まさに人がかわるといことは非常に難しいことなので、継続して行っていかななくてはいけないということはありますけれども、例えば配食サービスのように、お弁当をつくったり、御飯をつくったりということをもう少し小さい団体でもやることは

できるのではないか。小さい団体がやることによって、より細かなサービスの提供や高齢者の方とか障害を持った方等のケアも、安否確認を含めてできるのではないかという思いがありまして、そのあたりのところのお考えをお聞かせいただければと思います。

○白井委員長 今の内容について、よろしくお願いたします。

○政策経営部長 障害者の方の就労の形態ですが、15ページを見ていただけますでしょうか。15ページの一番下に※印がございまして、福祉的就労、保護的就労、それから一般就労という区分がございまして、福祉的就労というのは、そこにもございまして、福祉作業所などにおいて、例えばお菓子を入れる折り箱をつくるだとか、キャンディーを袋に詰めるだとか、そういったことを施設でやるというのが福祉的就労でございまして、飛びまして、一般就労は、まさにご自分で障害のある方が企業、あるいは自治体等で保護を受けずに就労するものでございまして。

今のお話は保護的就労ということで、サービス公社については、清掃などをやるときに、先ほど言いましたジョブコーチというんですけれども、そういうものがつきながら清掃する。清掃という仕事を請け負っていますから、それはきちんと掃除をしなければいけないわけですから、それをそういう形でやるということになっているところなんです。

今のところ、人数は9という数字があるんですが、そこから先の増減は今ございませぬので調べさせます。

○江尻委員 そうしますと、一般就労への移行というのはほとんどできていないということですか。

○政策経営部長 はい、サービス公社の今の9名という方についてはそうでございまして。ただ、サービス公社の本社のほうに肢体不自由の方がいらっやあって、その方は一般就労していますので、もう係長さんぐらいになっていると思うんですけれども。

○江尻委員 はい、わかりました。

○高齢福祉課長 高齢福祉課長の伊藤でございまして。配食サービスにつきましてのご質問がございましたので、お答えしたいと思います。

配食サービスの関係でございますが、事業団のほうでも行っているんですけれども、それ以外に外郭団体では社会福祉協議会などでも配食サービス等を行っております。こうした小さな事業等については、小さな団体、NPOとか、そういったところでも任せられるのではないかとのご質問だったかと思えます。

確かに、そういったNPOさんでもできない内容ではないかと思うんですが、これはもしかすると世田谷区だけの状況かどうかわからないんですけれども、世田谷区内にはサロン、ミニデイということで、区民の方々が集まって活動する場がございます。特にミニデイというのが昼食を挟んで4時間ぐらい、皆さんで昼食をつくって高齢者の方々をお招きして、一緒にお食事をしてという活動をしているグループが結構数が多いんですけれども、そういったところでもそうですし、その他、会食サービスということで昔ながらに地元で町内会のお母様方が集まって、月に1回とか年に何回とかということで食事サービスを提供するといった活動も世田谷区は多かったんですね。

でも、いずれの場合も、今聞こえてきているのがみんな高齢化がすごく激しくなっていて、今、ミニデイも結構つぶれていたりしている状況でございます。配食サービスは、そういった思いのある方々がボランティアとして活動していただいている場合も多うございますけれども、安否確認等々の関係もございますので、ある程度の組織力を持ったところにできればお願いしたい。そこでボランティアの方は、NPOさんなんかの場合には入っていただくといいなとは思っているんですけれども、今のところはそういったところを事業団から移せるようなところは私のほうはつかんではない状況にあります。

ただ、配食サービス等については一部NPOさんでもお願いしているところがございますので、そういった活動の広がりがあるところがあれば、またいろいろ検討はしてみたいなとは思っております。

○白井委員長 ありがとうございます。

○政策経営部長 間違えてご答弁しましたので、訂正をさせていただきます。

先ほどのサービス公社の障害者雇用の人数でございますが、16ページの上を見ていただ

けますでしょうか。上の段で表になってございますが、障害者雇用の人数として平成20年度実績で73というのが正しい数字でございました。私が9と申し上げたのは施設数でございますので、訂正させていただきます。失礼いたしました。

○白井委員長 ありがとうございます。江尻委員、よろしいですか。

○江尻委員 はい。

○白井委員長 それでは続きまして、小野寺委員からお願いいたします。

○小野寺委員 社会福祉事業団でお伺いしたいんですけれども、現在、特養の老人ホームなどは入所待ち何百人ということが社会問題になっております。民間の参入も多いですけれども、民間も人手不足などでなかなか経営も厳しいように聞いていますけれども、この辺で民間を、先ほどサービスは基本的に民間でというようなことをおっしゃいましたけれども、民間を支援していくとか、バックアップしていくようなことはお考えになっていらっしゃいますでしょうか。

○白井委員長 よろしくをお願いいたします。

○地域福祉部長 まさに全国でいえば42万人でございましたでしょうか、昨年末ぐらいに新聞に大きく出されていましたが、特別養護老人ホームの入所が全国で42万人、世田谷区内でも今2500人ぐらいの方がいらっしゃると思います。正直申しまして、まだお元気のように、今すぐに本当に必要かどうかという方も中にはいらっしゃると思うんですけれども、ただ、ご登録はそういう人数をいただいております。

そういう中で、今、小野寺委員にお話しいただきましたように、やはり基本は私どもは民間の方に頑張っていただく、民間の事業者を支援していこうということでやっております。そういう意味では、まず施設をつくらざるを得ないところもございます。本当はご自宅ですとご家族と一緒に介護生活ができれば一番いいのだと思うんですけれども、やはりそうもいかない。そうなってくると、これから要介護の高齢者がふえると、今の施設だけではこのままでは足りなくなるということも当然考えられるわけでございます。そういうときには、区のほうから事業者に補助金を出して、特別養護老人ホームや認知症対応

型のグループホームをつくっていただくという取り組みをやっております。

今年度でいえば、5月に新しい特別養護老人ホームが開設、93人分ですか、それからその後、グループホームも18人分開設しておりますので、施設の整備については、このようなところに事業者支援を行っていきたいと思っております。

それから、やはり職員の方の支援というんでしょうか、今、なかなか大変なお仕事で、かつ給与がそれほど高くないというようなイメージがあって、なかなかあれでございますけれども、何とかそのようなところでもなるべく給与が上がるような取り組みを進めていただいたり、そこら辺は国のほうでも努力もしておりますし、区のほうでも就職の機会が合うような、先ほど福祉人材育成・研修センターの紹介をさせていただきましたように、そのようなところの取り組みをやって、区としては事業者の支援をしていきたいと思っております。

○白井委員長 ありがとうございます。それでは引き続きまして、片田委員。

○片田委員 今までのご説明と一部重複するところもあると思うんですが、確認をさせていただきたいということも含めて、一部意見も入っていると思うんですけれども、よろしくお願いたします。

まず、全体として、あるご説明は公共的な立場で、あるご説明は民間的な立場で、どちらが本音なのかなというところでちょっと気になるところがあります。区の方針として、公共なのか民間なのかというときに、1つの考え方が出てくるところとして、公共関係の公益法人改革があるんですけれども、今、社会福祉法人とか財団とか挙がっていますけれども、これらの団体が一般法人に行くのか、公益法人に行くのかというのを教えてください。

あと幾つかありますので、あわせて質問させていただきたいと思いますが、その中で恐らく世田谷区が区としてつくっている団体なので、公益のほうに行くであろうという想定であるんです。その際に今回の事業の中でも補助金、委託料を結構入れているというお話なんですけれども、公社の事業報告の中に、その辺の内訳がなかったので、内訳を教えてください。

いただきたいと思っています。

その背景には、補助金、委託料がなくても、そもそもやっていけるものなんですかというところが疑問に思っているところで、恐らく無理なのかなと思いつつ、一方で最近のこの情勢なので、独自事業をやって区からの委託料とか補助金を減らしていけたらいいなと、負担を減らしていけたらいいなということで多分あわせてやっている事業があるかと思うんです。お互いに相殺させるという考え方が今は主流だとは思いますが、場合によっては本当に公共でやらなければならないのだとすれば、特に行政でやらなければならないのだとすれば、もっと絞り込みをして負担すべきところはここですと明らかにするという方法もあるのではないのかなと思います。

そういった観点でとらえたときに、この辺、どう取り扱うかというところなんですが、例えば先ほど来出ている障害者雇用とか、地元雇用ということについては、世田谷区において非常に公共性が高い中で重要な目的なのかなと思いますけれども、最近、このあたりは公共調達、公共契約という中で、条例化して、例えば一定割合の雇用をしなければ競争に参加できないというような取り組みも全国的には出ていると認識していますので、そういった公共調達の仕組みの中で、例えば条例化とか、そのような対処をした上での競争環境が成り立つのかどうかというあたりも、現場を知る中で教えていただければと思います。

最後に1つなんですが、これは今のお話と反対側の視点に立つものなんですが、過剰競争が行われていないのかなというところも気になっています。それは、これは競争なのかどうか、先ほどのお話の中ではわからないんですけども、区が財団に委託している事業を指定管理者制度で調達をかけたら、財団の2が受けましたというようなことがあるのかなど。

先ほどキャロットタワーの件で、財団が出したものを財団が受けて、子会社に発注をしているというような、ちょっと認識がずれていたら訂正していただきたいんですけども、そのような文脈に読めるようなところもあったので、それは結局民間企業的にいうと

中抜きがふえていって、負担がふえて、手間がふえて、最終的に実行するべきところが余り予算もなく、しわ寄せだけがいくというようなケースもなくはないのではないか。そういう意味で、不当に価格面での過剰競争が起こっていないかなということとか、あるいは負担が過剰にふえているのではないか。それによってサービスの品質が低下したのでは元も子もないですから、そういった過剰競争についての現状認識がもしあるようでしたら、教えていただければと思います。

○白井委員長 ありがとうございます。それでは、よろしく願いいたします。

○政策経営部長 最初に、公益法人改革でございます。これは民法にある公益法人、要するに財団法人、社団法人につきまして、法改正がございまして、一般財団、一般社団、それから公益社団、公益財団という振り分けをした上で、一番大きいのは、私が思うのは公益になりますと税の免除がある、一般ですと税金を払わなければいけないというような仕組みだろうと思うんですが、今、これについて世田谷区も、ここにございます財団法人、社団法人、合計5つございます。シルバー人材センターは法律が違いますので、今回の対象にはなっていないのです。今、それぞれはいずれも公益的なことで世田谷区とともにやっているということなので、公益社団を目指して取り組んでいるところでございます。

それから、サービス公社に関連しての補助金の話ですが、これは株式会社でございますので、区が補助金を出すものはございません。ただ、国から、障害者雇用しているので奨励金はもらっているようです。

それから、公契約条例のお話が出ました。確かに私どもの議会でも、さまざまな会派からこのご意見はいただいております、1つには、そこで働く方の賃金等を不当に安くしないとか、そういうことも含めて公契約条例ということで条例をつくってやったらどうだということで、野田市は既に条例があつたりします。川崎市あたりも目指しているというお話もございますけれども、もともとがこれにつきましては地方自治法の中で基本は入札ということもありますし、民法の請負契約という中で、どこまで発注者側が条例をつくってできるのかというような議論もありますので、さまざま研究を今させていただいている

というような状況でございます。

それから、過当競争ということで、さっきの三軒茶屋の26階のキャロットのことなんですけれども、指定管理者としてはサービス公社が受託をしたんですね。それでキャロットのほうに委託をしているんですけれども、ちょっと経過がございまして、あそこをやるに当たって、美術館は調理師等の職員も含めてサービス公社の直営なんですけれども、キャロットをやる際についてはレストランノウハウが要ということなので、合併で子会社を当時つくったんですね。それでやっていったという経過がございまして、それが相手方の食品関係の会社のご都合で、そちらがおりられたので、おとしぐらいにたしか区が株式を引き受けまして、今は直営になっているという経過がございまして。

○片田委員 例えば過剰な競争によって、特にサービスなどですと、一定基準というのが、先ほどのお話もありましたけれども、労働単価のところでは出てくるんですけれども、割と満足度の高い、品質の高いサービスを提供するということに対して、価格競争だけで結構絞られてしまうことが多いんですね。特に区のほうで設備を持っていて、その中の運用を民間でお願いする。競争環境にあるので、先ほど来出ている財団でやるという方法も、公社でやるとかもあると思うんですけれども、そのときにサービスの品質管理みたいなことはされていますでしょうか。

○政策経営部長 基本のお話として、仮にサービス公社がやるに際して、要するに経費面だけ言って、あとは安かろう、悪かろうという話でいいんだということは考えてございませんので、そういう意味ではサービス公社は、区民に対してサービスしているというのが基本認識でございますので、利益優先でやっているというふうには思っていないんですけれども。

○政策企画課長 補足させていただきますと、障害者雇用の施設、先ほど9施設というお話をしたと思うんですが、現在10施設で、来年度あたりにはもう1カ所ふやす予定で頑張っているようで、その対象となる施設の問題よりも、実際に知的、身体の障害の種別に応じた職場といいますか、業務の内容を研究するというところが非常に大きくて、障害の度

合い等もありますので、こういったお仕事ができるかというのは1人1人で見きわめていかななくてはいけないというところがあって、職場の拡大というのはなかなか難しいんですけども、長年それに取り組んできたノウハウがある中で、清掃と飲食のサービスが今中心にはなっているんです。

それから、さらに拡大するところを研究しているところで、実際に今やっている2つの職種の中では、サービスの部分については、こういう対比の仕方はふさわしいかどうかはあれですが、健常者の方が従事しているものと全く変わらないという品質は確保できているというのはサービス公社でも自負しているところです。

あわせて、先ほど公益法人のお話が出たんですけども、具体的なもので言えば、資料12ページの一覧表の中で申し上げますと、下から5つの財団、つまり、スポーツ振興財団、その上のトラストまちづくり、それから保健センター、産業振興公社、世田谷文化財団、この5つの財団が来年4月の公益法人化を目指して今準備しているところです。定款の変更等も含めて準備をしなければいけない部分と、今現在やっているサービス事業の中で公益性があるものに特化して再編をするという作業も物によっては必要になるかもしれません。

ふるさと公社から上は、事業団も含めまして株式会社であるところと社会福祉法人、そういった根拠法令等が異なる部分があって、それでシルバー人材センターもちょっとその準備から外れているんです。ただ、その上の13から5つを引いた8団体のうちのシルバー人材センターだけは全国組織を持っていまして、全国統一で公益法人化の準備をしているというのが具体的、詳細なところでございます。

○白井委員長 ありがとうございます。それでは、熊倉委員からお願いします。

○熊倉委員 私から、今、委員の皆様の質問とかご意見によって随分わかってきたことと、ちょっとわからないこととたくさんあるんですが、難しいことがたくさん出てきたのと、ほっとした質問ということで、まず、本当に素朴な区民としての質問として、これから老後を迎えるに当たって、では、どうしようと思ったときに、事業団にご相談に行けば

すべての区の情報が収集できるものなのでしょうか。

それは民間も含めて、今行っているらっしゃる老人ホームが2つある以外のことも、すべての情報を持っていらっしゃるって、それが個人に提供していただけるのか。逆に待っている状態であれば、区に言っておけば市のものも紹介していただいたりとか、そこまで手が回ることもやってくださるのかどうなのかというすごく簡単な、そういうことまではやっていただけるのでしょうか。

○白井委員長 よろしくお願ひいたします。

○高齢福祉課長 高齢者につきましての相談窓口というのは、もちろん区の本庁にもございますし、それ以外に各総合支所の窓口も保健福祉課とか健康づくり課がございます。それ以外に、今度は出張所単位になるんですけれども、あんしんすこやかセンター、国でつくった制度の名前でいうと地域包括支援センター、愛称であんしんすこやかセンターと言っているんですが、そちらの窓口でも、ご相談いただければ高齢者の福祉のいろんなサービスですとか、手続といったところについては情報を得ることができます。

それと、あんしんすこやかセンターの職員の方々にご相談に行ったときに、ああ、この人は見守りが必要だなという状況があった場合には、定期的にあんしんすこやかセンターの方が訪問に行く場合もありますし、まだ大丈夫かなと思いましたが、一応登録、お話は伺っておくけれども、またそういう時期になったらご相談にいらしてくださいねという場合もございます。

電話相談等々もございますので、ご自身あるいはご近所の方で、ちょっとこの方は不安だなとか、自分も心配だなと思ったときは、一番近くの相談窓口はあんしんすこやかセンターになるかと思えます。あんしんすこやかセンターが27あるんですけれども、そのうちの5つは社事団で運営をしているところでございます。

○熊倉委員 わかったんですけれども、本当にわからない区民のこととしては、たらい回しではないですけれども、ここに聞いたけれども、あっちに聞いてとか、よくある話だと思うんです。これは本当に希望の意味を含めて、事業団とか法人とかいろいろありますけ

れども、そういうのは抜きにして、世田谷区に1つ窓口があって、そこに聞いたらすべてのことがわかるよと。事業団に行ってくださいねと、そこに行けばあんしんすこやかセンターも多分紹介はしてくださるのしょうけれども、1回足を運べばできる状態にしておいていただけたら、多分今後老後が少し難しくないというか、安心ではないかなと思うんです。

済みません、こんな意見しか出ないんですけれども、本当に難しいことがいっぱい出てきて、でも、そんな難しいことは多分うちの母もわからない、父もわからない。実際、近所にそういうちょっと困った方がいらっしゃるんだけれども、うちの母も父もどうしたらいいかわからないという状態の人を抱えていて、でも、結局、行政に言っても余りもちが明かなかったというのを聞いていますので、そういうのがちょっとあったので、わかりやすくすぐに対応できる状態を、難しいのしょうけれども、とっていただきたいというのが私の希望です。

あと、サービス公社については、いろいろお伺いしていると、今、障害者の方の雇用ということをすごく前面に訴えていらっしゃると思うんですけれども、そこを一番の目的として考えていらっしゃる事業団なんですか。

○政策経営部長 サービス公社は、区の施設維持管理のお仕事と、先ほど言いましたが、コンピューター事業ということで、主力はその2つでございます。施設維持管理の中で、障害者の方の雇用をしたり、あるいは高齢者も結構たくさん雇用させていただいているんですね。ですから、その手法として障害者雇用だとか高齢者、あるいは女性の方々の雇用もしながら、施設維持管理をやっていくということでございます。

○熊倉委員 では、もし私が障害を負ったとした場合に、ご相談に伺えばいろいろ対応はしていただけるということなのしょうか。

○政策経営部長 会社として施設維持管理をやる中で、そういう雇用をしていますので、雇用先として勤めたいというご希望があって、それでどうだという話はありませんけれども、もともとが障害者の方々に対する福祉サービスをやっているところではございません

ので、例えば障害を持たれたときにどうするんだということについては、第一義的には区の窓口でご相談いただくことになると思うんです。

○熊倉委員 それでは、民間とのコラボレーションというか連携、地元には大きな民間の企業、例えば高島屋さんとかあると思うんですけれども、そういうところと連携して障害者の方を雇用するようなあっせんとか働きかけはなされたりしているんですか。

○政策経営部長 サービス公社として清掃の仕事をする中で、障害者を雇用させていただいてやろうということですので、サービス公社が区内の民間さんのところに障害を持たれた方を派遣するとかという性質の会社ではないんですね。だから、派遣業ではないんですけれどもね。

○熊倉委員 わかりましたが、認識が済みません、何か簡単な……。

○白井委員長 後でまた。

○熊倉委員 ありがとうございます。

○白井委員長 では、平野委員。

○平野委員 いろいろあるんですけれども、まず1つは、シルバー人材センターとありますけれども、これとハローワークとはどのようなかわり合いがあるのかなど。理由は、障害者、若者についてはいいんですけれども、先ほどの2025年問題というのは、高齢化、20何%が65歳以上になってしまうのが2025年という意味ですね。

60歳以上で働く意欲があっても、なかなか働くところがなくて困っている人がこれからますますふえると思うので、そういう状況を踏まえて、ハローワークですとその辺に余力を入れていないとか、ニーズがないとか、よくわからないんですけれども、その辺で世田谷区のシルバー人材センターとして独自のオリジナリティーを持って、そういうことがやっていただける工夫をよりこれからやっていただきたいんですけれども、その辺の考えはどうなんですかということが1つなんです。

それから、つまらないことなんですけれども、世田谷美術館を世田谷区民が使うということで割引制度というのはどういうものがあるのかなど。私の知る限りでは、区報日より

か何かは少し割引券が、100円引きか何か、その辺は半額券とか、そういうのを出してもいいのではないかなと。世田谷に住んでいる人間に対して、もう少しその辺をサービスしていただけないかなという1つの私の個人的な意見なんですけれども、その辺についてのお考えはどうかと。

もう1つ、最近、世田谷区で10%割引の区民券というのがたしか出たんですね。あれについて、我が家では買い損ねたんですけれども、財政の裏づけが必要なんでしょうけれども、もう少しうまくやっていただくようなことができないのかなと。この場の発言にはふさわしくないかもしれませんが、その件をお願いしたい。

○白井委員長 今の内容についてお願いいたします。

○政策経営部長 シルバー人材センターの件でございますけれども、私は10年ほど前、最初の課長をやったときに担当でございまして、隣の小田桐はこの前の職場がそうだったんです。実はシルバー人材センターというのは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律という特別の法律がありまして、これはその法律に基づいてつくられているものなんです。高齢者の臨時的かつ短期的な雇用ということと、働くことについて生きがいを持つということの視点から、おおむね60歳以上の方に場を提供するというような仕組みのものでございます。

したがって、ハローワークで生活を支えていくために雇用するということの雇用あっせんというのはちょっと位置づけが違ってございまして、実際問題、シルバー人材センターのほうでやっているのが植木の剪定だとか、元学校の先生なんかですと学習塾というんですか、補習塾みたいなものを行っていたり、あとは毛筆の筆耕というようなものですので、そういうことで今すみ分けがされて、これは法制度の問題でございまして。

それから、割引券というのは区内共通商品券、プレミアムの券でございまして、これにつきましては、一昨年来の世界的な経済危機に伴う不況の中で、世田谷区も区長のもとで発行、支援をしております。今年度、平成22年度は事業規模でございまして、3億円ということやらせていただいております、3億円そのものを全部区が出すわけではないので

すけれども、非常に人気が高いということですのですぐに売れてしまう、買えなかったというご批判はいただいているので、高齢者の方が中心に買えるようなということも今取り組みをさせていただいております。今後につきましては、経済情勢を見ながら、また区長がご判断されるのだろうと思うんですけれども、そんな現状でございます。

○政策企画課長 美術館等の区民の利用の割引というお話ですけれども、手元に具体的な資料がなくて申しわけないんですが、児童生徒については割引をするというものは美術館ではやってございます。区民全体を区民利用料というんですか、入館料という設定は今現在はしてございません。ですので、一部の方だけが割引はあるということで、区民以外の方と区民の方との差というのは今のところはないと言ったほうが正しいかと思えます。

○平野委員 ご検討いただけないですか。

○政策企画課長 区民利用の部分については、実は美術館等の利用料だけではなくて、区民施設の利用という部分もありまして、あすの課題で受益と負担というところがありまして、その課題とも共通した部分はあるかとは思ってますけれども、区の公費といいますか、集めた税金で負担する部分と利用する方々に負担いただく部分というのをまずどう考えるかというのが第1段階にあって、その後で利用する方が区民の場合と区民でない場合とどれぐらいの差をつけるかというのが第2段階、区民施設等の利用料を検討する段階では、そういった2つのハードルを1個ずつ乗り越えて考えていく必要があるのかとは思っています。

美術館の利用料についても、そのほかの施設利用料とあわせて、区民と区民以外の方との使い分けというのを検討する、研究する必要はあろうかと思えます。具体的に今のところやるという決定はまだ出ておりません。

○白井委員長 ありがとうございます。

○平野委員 地方へ行って、その市町村の人たちは結構安くいろんなものを利用するというのをよく目にするものですから、そういう点の工夫が世田谷区には少し足りないのではないかなと感じるものですから、済みません。

○白井委員長 ありがとうございます。それでは引き続きまして、堀口委員。

○堀口委員 今、世田谷美術館のお話が出たので、私も常々思っていたんですけども、しょっちゅう行くには割引があったほうが良いなと思うんですね。それで1つ提案なんですけれども、いろんなボランティアで、具体的にはあれですけども、1回ボランティアをやったらチケットか何かが出て、それを1枚か2枚で美術館が安くなるとか、そんなものがあったらいいかなと思っていたので、これは私が日ごろ思っていることです。そうすると、全くボランティアも少しは楽しくなるのではないかなと思うんですね。

今度は福祉事業のことなんですけれども、人材育成というふうに掲げていらっしゃるんですけども、この人材育成というのは、職員というか、ここで働く方たちの組織づくりというか、そういう人材育成なのか、それとも実際に現場で働く介護の方たちを育成するのか、それはどちらかというのがちょっと気になったんですね。

というのは、近所に高齢者の施設があるんですけども、そこの方たちがよく言っているのは、本当に人材に困っている。いつまでこれが続けられるかわからないというぐらいに結構みんな深刻に悩んでいらっしゃるんですね。最終的に普通の民間では受け入れていただけないような弱者の方たちの受け皿は、やっぱりここだと思うんですね。それなので、そういう介護の人材育成というのをもっと世田谷区である程度確保するということができないのかなと思っています。

○白井委員長 よろしいですか。では、今の点についてお願いいたします。

○高齢福祉課長 今、介護の人材のところでの話をいただきました。事業団で委託をしております介護の人材育成センターでございますが、そもそもは介護を担っていただけるような、いわゆる3Kということでヘルパーさんのお仕事ですとか、そういったところがなかなか定着しない。就職していただいてもすぐやめてしまうとか、そもそもそういった仕事はしたくないということでなかなか人材不足だと。そういったところの問題意識があったものですから、介護を必要とする高齢者に対しての適切なサービスができるようにということで、福祉の人材を育成しようということで設けたのがあちらの人材センターな

んですね。

さまざまな研修をやっておりますけれども、単に研修をするということだけではなくて、今度、区の施策にもなりますけれども、例えばヘルパーの2級の講習を受けたと。ヘルパー2級の講習というのは結構高いんですよ。7万円とか9万円とか、どこの研修機関に行くかによってちょっと値段が違うんですけれども、その研修を受けて、それから世田谷区内の施設で3カ月以上働いていただいたとなると、その研修費をお支払いしましょうということで、研修を受けて、かつ世田谷区内の施設での人材確保もしていこうというような助成制度も昨年からは始めていたりしています。

専門としてのヘルパーさんの研修のほかに、一般の家庭の方々の介護力を高めていくということもありまして、それは今度、事業団だけではなくて、社会福祉協議会のほうでもふれあい福祉入門という形で福祉全般とか、ちょっとした介護では、このようにすると介護が楽ですよというような研修の取り組みをしていたりとか、さまざまなコースは用意してございますが、事業団は介護の福祉人材をなるべくふやしていきたい、質を高めていきたいということで取り組んでおります。

○政策経営部長 ボランティアの関係、美術館のお話ですけれども、美術館を初めとする区の施設ではないんですが、介護保険制度の中で被保険者がボランティアをやれば、保険料について若干安くなるというような制度は今ございまして、ご提案についてはまた検討させていただければと思います。

○白井委員長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。では、渡辺委員。

○渡辺委員 外郭団体というのが民間に完全に任せてしまっただけでは公共性を確保できない。非常に重要な機能を果たしているということは、そう思います。したがって、きょう挙がっている視点の論点のような区と外郭団体の連携の関係のあり方というのが非常に重要になってくるんだと思います。

そこで、こちらの資料でいただいた言葉を拾ってみますと、例えば指導という言葉が出てきます。もう1つは支援という言葉が出てきます。この2つは二者択一ではありません

が、そういったときに、それを区別、2つあるとして、では、どうしようかといったときに、1つのキーワードが相互の依存度だと思うんですね。現状、補助金とか、そういったものでお金が流れていますし、人も派遣という形で流れていますね。

また、ここは詳しくお聞きしたいところでもあるんですが、やはり情報、人とともに流れていくとは思いますが、要請があって、こういうノウハウがありますよということで提供されている。その相互の情報の流れとかあると思うんですけども、相互依存度がどうなっているかということのをいま1度、現状がどうであるかということとともに、ちょっと矛盾しているようですが、現状は横に置いておかれて、本当に必要なものなのかどうかというような見きわめをもう1度できたらしていただきたいと思います。

その後自主的にということであれば、運営、外郭団体のほうがしていくべきだと私自身は考えますし、ただ、補助金とか委託料とか、それからまた人を送るということではなくて、ノウハウですとか、先ほど品質管理という問題も出てきましたけれども、経営とか組織体制の上で区の支援が欲しいということもあるでしょうし、その内容をしっかり見きわめていただいて、そしてちょっと言い過ぎかもしれませんが、区の方針というのがあると思いますので、方針との整合性、兼ね合いも考えていただいて、フィットしたものを重点的に指導の部分は指導、あるいは支援の部分は支援、あるいは長期的、短期的にどうしていくのかということで見直しをしていただいて、見きわめていただいていったらいいのかなと、これはお願いします。

○白井委員長 今の内容についてお願いいたします。

○政策経営部長 ご指摘を十分踏まえてやっていきたいと思います。

○白井委員長 よろしいですか。

○渡辺委員 はい。

○白井委員長 では、和田先生。

○和田副委員長 いろいろこれまで委員の皆様のご指摘、ご意見をお聞きいたしまして、やはりそもそも外郭団体がここでサービス提供体制のあり方で取り上げられてくるという

のは、先ほどの牛山先生のご指摘ではないですが、軒並み一ころたくさん自治体に第三セクターとして外郭団体ができた。それがある程度立ち行かなくなって失敗というような中で、以後どんどん民営化とか市場化が進んできている状況の中にあって、世田谷区ではこれだけの外郭団体を抱え、しかもお話を伺っている限りは、全体としてはうまくいっているというような認識に受け取れたような印象を持っております。

それはかなり外郭団体なりに努力をなさって、幾ら補助金だとか委託事業であるとはいえ、指定管理者制度も入り、その点では事業の内容やノウハウ、あらゆる意味での外郭団体の持つ評価というものも含んでここに至っているのだと思うんですね。そういう視点から考えていくと、サービス事業団のほうでは、それなりに幾つかの話も出てきましたし、事業団についても、とりわけこの2つの団体というのは、委員の皆さんからもご指摘のあったように、かなり第三セクターで民間的な役割も担っている。しかしながら、公的な役割というものを実際に機能として果たしているんだというご説明があって、それについて大変説得できるような話を伺って、その点は委員の皆さんもかなり一致した意見だったのではないかなと、きょうのお話を伺いながら受けとめました。

では、その上で、きょうの資料の2のどのような連携を図っていくかというときに、ふと外郭団体を主にしていくと、民間というふうに、3者の主体を置くとして、そうやって考えていくときに、外郭団体は自分たちの存在意義も含めて、区に対してどのような努力をしているのかということを確認のためにお伺いしたい。とりわけ事業団については、資料によりますと、補助金と委託料を含めて合計26%のシェアですね。ということは、逆に言うと自主事業と理解していいんでしょうか、75%、4分の3程度をある意味では民間と同じようなことで自助努力をなさっているというような理解をしてよろしいのか。

そうすると、今後の課題として自主性の高い収支構造を今後も確立をしていくというようなことで書かれておられますけれども、先ほどの提供する事業やサービスの質ということも含めて、もう少しこの点の民間事業者との違いを含めて、区との連携を進めていく上

での今後の考え方みたいなことをお教えいただけたらと思います。

サービス公社のほうは、障害者雇用のことを大変強調されて、皆さんからもその点のご質問が続きましたけれども、熊倉委員がご指摘したように、ここでは障害者雇用のみならず、高齢者雇用であるとか女性雇用であるとか、地域雇用も進めていくということが目的としても挙げられていますし、人員の割合などを見ても、女性雇用及び高齢者雇用が大変多いわけですね。そういう全体の雇用構造の中で、障害者雇いをどう位置づけて、全体のパイの中で今後、高齢者雇用や女性雇いを障害者雇用に振りかえるとか、そのような考え方はあり得るのか。その点も、先ほどの区との関係や民間業者との関係も含めてお教えいただけたらと思います。

○白井委員長 ありがとうございます。では、どうぞよろしくお願ひいたします。

○地域福祉部長 まず、事業団についてでございますけれども、1つは民間との違いという点につきましては、先ほど申しましたことで申しますれば、行政が果たすべき公的役割の部分も果たしたり、先駆的な取り組みを進めたりということがございます。その部分というのは、例えば介護保険事業、ヘルパー派遣だのデイサービス等は民間の方でもやっているけれども、事業団もやっていて、どこが違うんだと言われたときに、そういう点をアピールできるような姿勢を私どもは持っていなければいけないだろうということがございます。

もう1点違うことというのは、区の施策、行政施策を実施していただく部分、きょうの例で申し上げますと、人材の確保、育成、研修の事業は、区の事業として世田谷区のセンターとしてこれを実施しておるわけですが、実際のその運営を委託してやっていただいております。では、それをほかの事業者でできないかという発想もあるとは思いますが、これは当初の企画段階から一緒に練ってきたようなところもございまして、そういう意味では行政施策を実施、それこそ先駆的な部分でございますけれども、そういうことをやる際に事業団とともに企画からやり合っているということで、やはり一般の民間の事業者とは違う部分があると考えておる次第でございます。

○和田副委員長 23区で事業団を持っているというのは、お聞きしましたか。

○地域福祉部長 23区中10区ぐらいでございます。

○和田副委員長 先ほど社会福祉協議会との競合といいますか、重なりというか、事業団を持っていないところは社協が事業の内容からいっても重なるし、そういったことでしているというところもあると思うんです。社協については先ほどご説明がありましたけれども、今の点でいくと、事業団が一番適切なんだというご回答でした。社会福祉事業団では、たまたま世田谷区はこういうすばらしいものがあるから、そこが担っているというような理解をしていいのか、それとも、いや、社会福祉協議会もあるけれども、そこに勝つだけの力が自分たちにはあるんだという点でいうとどうでしょうか。

○地域福祉部長 うちの社協なんかでは事業というものを余りやっておらないんですけれども、地方なんかでは社協自体が事業体となって介護サービスなどをやっておるところも多いんです。世田谷区の場合は分けて、社協は社協活動、地域福祉活動、事業団は介護保険事業、事業体というふうに仕切っております。ですので、これを規模の関係とか、あるいは世田谷区で社協活動がこれまで歴史的経緯も含めて非常に区民の皆様方にご尽力いただいている、社協というのは外郭の一覧表の中には入れていただいておりますけれども、本当にそういう位置づけがいいのかどうかというのは私などはちょっと疑問の部分もございます。

○和田副委員長 おっしゃるとおりだと思います。

○地域福祉部長 ですので、そういう意味では役割を分けたほうが世田谷区の場合は適切なのではないかと考えております。

○和田副委員長 わかりました。

○白井委員長 よろしいですか。

○和田副委員長 はい。

○白井委員長 ほかに。

○政策経営部長 サービス公社の雇用の問題でございますけれども、16ページをごらんい

ただけますでしょうか。20年度計画、実績ということで、20年度の計画で申し上げますと社員総数が670ということで、区内在住の地域雇用が465、女性が390、高齢者が332、障害者が75という数字が出て、隣に実績がございますけれども、世田谷区の中のサービス公社でございますので、なるべくであれば、まずは区内の方々にお勤めいただくということをしてしながら、あとは高齢者が優先なのか、女性が優先なのか、障害者が優先なのかということではなくて、それぞれ雇用できるような方向で取り組んでいきたいというのが公社の考えだろうと思っております。

○和田副委員長 ということは、業務内容でということですね。

○政策経営部長 そうですね。コンピューターなんかになりますと、区内でというのなかなか難しいと思うんですけども、これは専門性です。ですから、施設維持管理なんかを中心になると思いますけれども、そんな現状でございます。

○和田副委員長 わかりました。

○白井委員長 どうもありがとうございました。大変盛りだくさんの内容のご討議をいただきまして、非常に実りある成果につながったのではないかと思っております。

さて、時間の関係もありますので、委員の先生方に補足でご案内をいただきたいと思うんですけども……。

○片田委員 済みません、1つだけいいですか。

○白井委員長 どうぞ。

○片田委員 資料の12ページのA3のものなのですが、数字についてということで教えていただきたいんですが、2つあります。

1つは、常勤職員数というところで、財団の下5つの中での派遣比率が4分の1から3分の1、大きいのは産業振興公社が65%ぐらいだと思うんですね。合計値が20人に対して派遣が13人ということで結構な比率なんですけれども、これは現状こうなっているのを今後減らしていくとか、そういう方向があるのかどうかということをお教えください。

もう1点がそれとの絡みなんですけど、役員の欄に入っているのが役員数だと思うんです

ね。例えば文化財団ですと、53人という職員に対して19人いますと。中にはスポーツ振興財団は18人に対して17人とか、非常に多いような気がするんですけども、この事情について教えていただければと思います。

○政策経営部長 役員でございますけれども、ちょうど真ん中、ちょっと右のところがございます。これは内訳が書いてございますが、理事なんかを含めての数でございます、社協ですと28とございますけれども、大半は区民の方々に理事を引き受けていただいているということで、シルバー人材センターも同じでございます。ですから、そこに全部区の関係がいるのかといたら、そんなことはございません。

○片田委員 法人の違いによって、例えば財団法人とかだとイメージがしにくいかもしれないんですけども、そこに区の職員の方が重点的に行っているのではないかということではなくて、例えばエフエム世田谷で社員5人に対して取締役6人というのは多いのではないかなと。普通の株式会社形態をとっているとした場合、非常に多いなという感触があったので、それは予想の話なんですけれども。

○政策経営部長 エフエム世田谷は私の所管でございますけれども、取締役が4人なんです、区から入っているのが1名、残りは民間の方です。会社としては非常に小さい会社なので、従業員も少ないんですね。ですけれども、株式会社として経営という観点から取締役会、それから監査役ということについては一定程度、たしか取締役は法定下限が3名以上だったと思いますので、その辺でさせていただいているということでございます。

○片田委員 思ったのは、ここで取り扱っている事業規模が大きいので、それに付随する形で、組織の規模というよりは、事業規模に引っ張られて役員が多くなったり、取締役が多くなったりしているのかなというのもあったんですが、そういうわけではないですか。

○政策経営部長 必ずしもそういうことではないのと、もう1つ、特に理事さんはほとんど非常勤でございますので、常勤でこの方々がいられるというわけではございません。

それから、職員のほうで今後、区の派遣等々を減らすのかということでございますが、第一義的には、それぞれの団体をご判断になって区への要請等があると思うんですけど

も、一般的なことで言えば、なるべくであれば、そこの従業員の方が育って行って、経営層を占めるという形は将来的な方向としてはあるのかなと思います。ただ、さまざまな事情の中で、それは今後の検討かなと思っております。

○和田副委員長 産業振興公社がこれほどの割合であるということは、何か事情があるんですか。派遣が65%ですね。

○政策企画課長 産業振興公社は、先ほど統合・再編のところでご説明したんですが、つい最近、平成18年度にできたところです。それまでは勤労者サービス公社という区内の中小企業で働いていらっしゃる方の福利厚生事業をやっている事業団がありまして、そこに産業振興政策事業を付加した形で新たに平成18年当初につくったのがこの産業振興公社でして、それまで区の産業振興部というところがやっていた事業をそのまま引き継いで移転したという経緯もあって、当時、そのスタッフを確保するために、産業振興部の職員、大変多数の人間が仕事を持って移っていったという経緯があります。徐々に減ってきているところで、ただ、プロパーといいますか、固有職員がなかなか育ってこないところもあって、もう少し早目に職員の人員構成の面でも、派遣職員から固有職員への切りかえが円滑にいけばいいなと公社も思っていますし、私どもも思っているところです。

○和田副委員長 来年4月の公益法人化を検討で目指しているというお話でしたが、これもその中に、つまり残して公益法人化していくという方向で区としてはお考えだということですか。

○政策企画課長 産業振興公社も公益法人化の準備を今しているところです。

○白井委員長 ありがとうございます。まだまだお伺いしたいテーマがたくさんあるのではないかと思いますけれども、時間の関係がありますので、この辺でまとめという形でいいと思います。内容的に大変盛りだくさんでございますけれども、まず、私から簡潔にご案内をさせていただければと思っております。

外郭団体が13団体あるということで、従来よりも再編成ということで、統廃合という形でやられて、非常に機能的なことになったということでございますけれども、その内容の

中で、もう少しその活動というものに対して民間のノウハウ的なものを活用した中で、また受け入れた中での取り組みというのができればいいのではないかということ。

もう1つは、職員の退職後の環境という中で、こういうところに行くというケースも非常に多いということでお伺いしました。1つは、そこに常勤する人たちの人材育成的な観点も多々あるかと思うんですけれども、それが今までの経験を踏まえた形で、そのような形のものがうまく効率的な形で展開しているかどうかということ。

もう1つは、こういう団体があることの中で、区からの補助金であるとか委託料的なものが出ているわけですが、この団体の環境の中で各関係者、ここにかかわる人たちがそれを既得権としてとらえているものはないだろうかということが各委員の皆さんの質問の中では多く見受けられるものがあったのかと思っております。

さることながら、国の仕分け委員会の環境とは違った形で、非常におもしろいご提言をいただいたものがございますけれども、こういうところで活動して、活躍されて、それなりの経験を踏まえて貢献をしてということであるのだったら、それこそ報償金的なことではなくて、青山委員の言われたように、今、退職金は出ないですよというようなことも伺っていますけれども、それこそ一生懸命にご尽力いただいたものの中では、退職金的なものも考慮する必要があるのではないか。こういうことは、どんな環境であれ、働いたらそれなりに報いるという発想というのは、国であれ自治体であれ大変重要なことだと思うんですね。これは非常に貴重なご提言をいただいたなと思っています。

さることながら、今までの各委員のところでは、もう少し合理的に機能できるような、外郭団体が区の行政全体の大きな支え、両輪でより一層区民の皆さんに対するサービスの向上につながるような外郭団体を目指すことが大変重要だろうということで、私自身はまとめさせていただきました。

もう1つは実際のところでございますけれども、世田谷サービス公社は1つの株式会社という形でやっている部分でございます。1つの民間企業でさえ、今、景気の悪い中で悪戦苦闘している環境でございますけれども、この状況を踏まえますと、非常にいい経営を

していらっしゃるということでお見受けしています。実際に約40億円近い売上をしている。

各委員の皆さんも、こういう環境下で民営圧迫をしていないだろうかということは1つ提言しているものがありましたけれども、その中で出てきましたのは、このところで働く環境としては、まず、障害者の皆さんの雇用に対する積極的対応をしているよと。もう1つは、地域住民の皆さんに対しての就業参加ということも非常に前向きに取り組んでいるということのお話を承っているものがあります。ここで1つのあれは、これだけの事業を展開してきているということになったときに、後で社会福祉事業団のことも関連してくるんですけども、世田谷区内というのはほかの地域と違って一般の企業が非常に少ないですね。

したがって、そういうことを考えた場合、売上40億円の事業をしているということを経験したときに、こういうものを独立企業としてより一層発展させる、なおかつこれを上場できるようなものになると非常に興味深いと思っている次第でございます。あとはサマライズでお話ししますけれども、そういう内容のもので、ますますこのサービス公社の付加価値的なものが大きくクローズアップされるのではないかと思います。

その中で企業の一般的な障害者の雇用ということを経験したときに、私自身、人事を担当した時期がありましたけれども、非常に厳しいんですね。なかなか採用できそうでできない。ただし、国の規定がありますから、それに対して約束を守ることができなければ、お国からペナルティーを食うということではいろんな指摘があるわけなんですけれども、もし雇用できなければ、その会社の組織の状況によって1人当たり幾らという形の補てんをしなければいけないというのがあるんですね。そういうことを考えたときに、やはり行政であるというゆえの大きなメリットというのがあるのかなとは感じております。

さて、もう1つの社会福祉事業のところでございます。今のサービス公社と同じでございますけれども、これも最初は高齢化社会に対する介護福祉的なところについては、やはり民間企業よりも国、自治体が先に取り組まないといけない。行政のリーダーで、こうい

うものを推進するんだという形だろうと思うんですね。そういう中での役割というのは、非常に大きな貢献を踏まえて取り組んでこられたというのは各委員の先生方の考える評価というものは感じられたとっております。

さることながら、これもサービス公社と同じように、民間企業ができることを相変わらず行政として引っ張っていないだろうかというものを懸念のところもあったかと思うんですけれども、それを思い切った形である時期に、行政でやればそれなりのことはできることも、ある程度の時期で民間企業を育てるということを考えたときに、思い切って民間にという発想を持たれるということも大変重要なことだろうということを、私自身、各委員の皆さんからご提言をいただいたときに大きな思いとしてまとめさせていただくことになったわけです。

さりとて、最後に地域福祉部長から出ましたけれども、民間企業で懸念されるのは、いいときはいい、でも、厳しい状態になったときに、それが継続的な形でできるかどうかというところのご提言も賜ったものがあると思うんです。確かに企業はある程度余裕があるんだったら一生懸命やりましょう。ただし、厳しい環境になったときには、できないことはできないよということも必ず出てくるものがありますけれども、そこは世田谷区内に存在する民間企業を育て上げるんだということを考えたときに、親心でそういうところをどこまで支援としてとらえる必要があるかどうか、こういうものも1つの課題だろうなと考えている次第でございます。

いずれにしても、このところの課題というのは、一般企業、外から見るとやって当たり前だというふうには感じますけれども、中に入っている職員の皆さん、また団体にかかわる皆さんについては大変ご尽力いただいているというのは私自身実感としてよくわかるわけです。特にサービスの向上、平野委員、堀口委員からメッセージを発信していただきましたけれども、また熊倉委員から出ましたけれども、本当に行政がかかわる機関として相談をしたときに、迅速に敏速に対応する機能を本当に持っているかどうか、これはここにかかわる職員の皆さんの意識の改革だろうと思っております。

もう1つは、サービスのなものはどうかといったときに、サービスは既にやっているのではないかということは思っている、それ以上のサービスをどうやってできるか。ほかの自治体よりも、もっと世田谷区としてのサービスというのは違うサービスを視野に入れて取り組んでいるんだということを自然体の形の中で……。

○青山委員 一言意見を言わせていただきたいと思います。委員長の今のお話を聞いていて、ちょっと私は違うかなというところが感じられたので、あえてお話しさせていただきたいと思ったんですけれども、サービス公社が身体障害者を20名雇用している、非常にいいことだ、私もそう思います。ただ、外郭団体の評価をする場合に、それは本質的なことではないと思うんですよ。

だから、これは世田谷サービス公社だけではなくて、ほかの外郭団体でも、あるいは区自体も障害者を多数雇用するという方針というか、政策をどんどん取り入れればいいと思いますし、それはそれで大変結構なことだと思うんですけれども、私は問題は、要はサービス公社が年間40億円の売上を上げて、なおかつ障害者をそれだけ雇用して、障害者を雇用しているということは、やっぱり経営上の非効率があると思うんですよ。その非効率をかなり大きく取り込んだ上で、なおかつ利益を出しているということは、逆に言うと、サービス公社のあり方自体がちょっと変なんじゃないかという疑問がわいてくると思うんですよ。

○白井委員長 わかりました。最後まで話をさせてください。

○青山委員 わかりました。済みません。

○白井委員長 ちょっと途中で入りましたけれども、というのは、いろいろな形で取り組んでいるものの中で、サービスのな外郭団体の平野委員、堀口委員のご提言というものは、いろんなものを違った視点からありましたけれども、サービスのあり方的なものもいろんな発想で取り組むことによって、区民の皆さんの大きなインセンティブにつながるといいますか、意識の高揚にもつながるのではないかと、貴重なご意見を賜ったなと思っています。

さて、そこで今、青山委員からのご提言でございますけれども、企業でも団体の行政の中でも、雇用ということを考えたときに、いろんな環境下でとらえないといけないだろうと思うんですね。いろんな時代、時代、景気のいいとき、悪いとき、また、世田谷区のいろんな諸事情を勘案した中での雇用の仕方というのはいろいろあると思いますので、その採用、雇用のところというのは非常に微妙なところなんです。ただし、今の環境ですと、行政の環境下でやっているわけですから、できるところは最善の努力をするということの取り組みというのは大変重要なことだと思うんです。

ただし、いろんな企業ですから、その中でいかに効果、業績を上げるかということを考えてときに、そこにかかわる人たちをいかにメンテナンスして生産性を上げることができるといふ面を踏まえても、教育指導的なところの面を十分考慮した中で、障害を持っているからとかということではなくて、いろんな面でそれぞれの立場の人たちが進歩できるような指導、教育指導、研修的なものを踏まえながら、その事業を進めていくというのが大変重要なことだろうと私自身思ってお案内をさせていただきました。

ということで、青山委員、ご案内をいただきたいと思います。

○青山委員 いや、もういいです。結構です。

○白井委員長 よろしいですか。したがって、私自身、長いこと人事を担当しておりますけれども、やはり一長一短の発想的なもので短絡的に考えるものでなくて、こういうものは持続性が非常に重要でございます。したがって、そういうところをよくかんがみ中での取り組みというのは、委員の皆さんのお話を承った中で私自身、非常に強い思いをしたものでございますので、こういう形でまとめさせていただきました。ありがとうございます。こういう形でご案内をさせていただきましたけれども、時間的に取り込んでしましまして申しわけありませんでした。

それでは、事務局にバトンタッチさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

○政策経営部長 本日1日、長時間のご議論、大変ありがとうございました。明日も引き

続いてということで、大変お忙しい中、恐縮でございますが、明日は午前10時から視点3の議論、それから午後につきましては提言に向けたまとめのご検討をお願いしたいと存じております。

第4回の委員会でございますが、7月12日月曜日午後1時から開催する予定でございます。なお、「区のおしらせ」6月15日号で第4回委員会の開催日を誤って、1日ずれて7月13日と掲載をしていただきましたので、おわびを申し上げて訂正をさせていただこうと思います。7月12日の月曜日1時から第4回で、明日はこの場所で10時からということとでよろしくをお願いしたいと思います。

事務局からは以上でございます。

○白井委員長 ありがとうございます。では、委員の皆さんから何か補足的なものがございましたら。よろしいですか。

それでは、朝から長丁場で大変お疲れさまでした。ありがとうございました。また、明日もございますので、ぜひどうぞよろしくお願いたします。どうもありがとうございます。

午後4時07分閉会

世田谷区政策検証委員会
(第3回)

平成22年6月20日

午前10時開会

世田谷区議会大会議室

午前9時58分開会

○政策経営部長 ただいまから世田谷区政策検証委員会第3回委員会を開催させていただきます。

私は、世田谷区政策経営部長の金澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日、牛山委員は急用ということでご欠席でございます。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただこうと思います。昨日お配りをしてございますが、「世田谷区政策検証委員会（第2回・第3回）資料 素材事業」という参考資料、それから「世田谷区政策検証委員会（第2回・第3回）議論のポイント」ということとお配りしてございます。よろしゅうございますでしょうか。——それでは、委員長に委員会の進行をお預けしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○白井委員長 わかりました。どうも皆さん、おはようございます。朝早くからご参集いただきましてありがとうございます。

昨日、長丁場の会議を行いましたけれども、けさ、先ほど部長から新聞の記事を見させていただきました。内容を見ましたら、国の事業仕分けと比べて討議が非常におとなしいというような記事も載っておりましたが、国のがらっばちの環境と、品のいい世田谷区の検証委員会の環境ではおのずと違いますよと申し上げたいと思いますが、いずれにしてもきょうは世田谷区の区民の皆さんにとっては非常に重要なテーマを取り上げております。

では、早速進めさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。本日は、その視点と素材についての再確認ですが、その1として受益と負担についてということで、その素材の事業として、まず1つ大事なのが区民の皆さんの健康づくりとその施策、これに対して具体的のがん検診と子どもの医療費助成に対する事業のテーマを選びました。

もう1つの環境として、視点についての提言を求める上においては、具体的な事業を素材として、各委員の皆さんにいろいろ活発な討議をしていただきたいと思います。

あと、実際これからの議論の進め方でございますが、具体的な内容で、昨日、視点の1

と2のいろいろな議論を行わせていただきましたが、本日は午前はその視点の3について議論させていただいて、午後は、そのまとめを行っていくと。これはまた違った観点から議論を行う形になりますが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、昨日と同じように、この委員会ではテーマごとに各部門のご担当の部課長さんにご案内をいただいておりますが、きょうはご参加いただきましてありがとうございます。それでは、いろいろなポイントに沿った形で進めていきたいと思いますが、きょう、これから委員の皆様方にご討議いただく視点と、その検討のポイントについて簡単にご案内させていただきます。

先ほどお話ししましたように、ポイントは受益と負担という形ですが、きょうの討議は区からの代表の皆さんにご参加いただいておりますが、現実を直視したご討議という形で活発なご意見を賜りたいと考えています。

さて、行政サービスを提供するという点に関して、その費用の財源には大変厳しいものがあるわけですが、その中で税収入を基本とした受益者負担の環境というものは、原則的にはどういう形でサービスをすることができるかどうか、あり余る予算の中で進めているわけではありませぬので、その中で受益者に対してもそれなりのリスク、お考えを持っていただいで進めていくということは当然ご承知のとおりでございます。そのような中でこれからどのような方向性を持っていったらいいかということは大変重要なことではないかと思っております。

さて、その中で公平性の観点は今回の討議の大変重要なポイントになるわけですが、その点を踏まえていろいろご意見を賜りたく思っております。

その中でもう1つ、子どもの医療費の助成のところですが、子どもは国の宝という言葉がございませぬように、社会全体での子育てということをお考えた場合に、どのような形で支援をしていくことが一番いい、実りある成果につなげていくことができるかどうか、これはまたこれからのことをお考えた場合には大変重要なことだと思っております。

この環境を踏まえて、今後もこの制度を続けていくということであれば、利用者の負担

や、その助成制度的な内容を考えたときに、今のままでいいのかどうか、もう少し受益者の負担ということをかんがみた形で区民の皆さんにご相談申し上げたほうがいいのかどうか、そのような観点から委員の皆さんにはいろいろ忌憚のない活発なご意見を賜りたいと考えております。

これを進めていく上で、きょう各部門の管理職の皆さんにご参加いただいておりますので、まず内容についてこれから詳しくお伺いしたいと思っております。それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○健康推進課長 それでは、まず初めに世田谷保健所から、区民の健康づくり支援ということで行っている事業の1つとして、がん検診について概要をご説明させていただきます。

事業のねらいですが、全国で毎年がんで34万から35万人の方が亡くなっているのですが、3人に1人はがんで亡くなるという現実があるかと思えます。がんという病気は多くの区民、私たちが向かい合っていかなければいけない病気ではあるのですが、私たちの事業としては、住民検診の機会を提供させていただき、区民のがんの早期発見、早期治療につなげることによって、区民がみずから行う健康管理の支援を行っていくという目的を持っております。そうしたことによって区民のがんに伴うさまざまな苦痛を軽減したり、医療費の抑制につなげたり、労働力の損失とか治療に伴う経済的な負担の軽減、さまざまな目的をもってこの事業を実施しているところでございます。

対象となる方はこの5つの、いわゆる5大がんについてはそこに記載のとおりですが、国の指針に上乘せしている部分は、①胃がん検診は、国の指針は40歳以上なのですが、現在、世田谷区では35歳以上の方で実施しております。

②子宮がん検診のほうは、国の指針は2年に1度となっているのですが、世田谷区では若い世代の20歳代、30歳代の区民は1年に1度できるような体制をとって受診率の向上に向けております。

それから事業の仕組みですが、そこに5つのがんについて記載してございます。ここで

特徴的なことは、世田谷区は区内800以上の診療所と29ぐらいの病院がございますが、そういう多くの医療機関が各地域にあるということが1つの特徴でございます。

もう1つは、昭和51年12月に保健センターを開設して、そういう地域の医療機関を支援しているという特徴がございます。

それで①胃がん検診では、保健センターを指定管理者として指定して、地区医師会とも協力しながら実施しているところでございます。

④乳がん検診では、マンモグラフィーの単価が40歳代と50歳代は違っておりますが、これは撮影方法が、40歳代は2方向からやるということで、1回多く実施しておる関係でこういう単価の違いが出ているところでございます。

事業開始年度は、そこに記載のとおりでございます。

資料22ページをごらんいただきたいと思います。事業の経緯ですが、①胃がん検診については、現在は保健センターによる実施ということで、検診車と保健センターの施設を合わせて年間約500回を、自己負担なしで実施しております。

②子宮がん検診は平成16年度に見直しをして、それまでは30歳以上の方が毎年1回受けられるという体制をとっておりましたが、国の指針の変更等も受けて、平成17年度以降は対象年齢を20歳まで拡大し、40歳以降の方は偶数年、2年に1度の受診に体制を変更し、その際に頸部がんについては800円、体部がんについては1000円という自己負担を導入させていただいたところでございます。

現在は7つの区で700円から1000円の自己負担を取っているという現状でございます。

③肺がん検診は特定健診と同時で、特定健診のエックス線撮影にあわせて、さらに側面からのエックス線撮影を実施しているところでございます。

④乳がん検診も、国の指針の変更を受けて、平成16年10月以降に一部自己負担ということで、1000円の自己負担を導入させていただいております。

これらの乳がん、子宮がんの自己負担については、生活保護受給者等については無料ということで実施しております。

②、④共通で、昨年は国の事業で女性のがん無料クーポン事業を実施してございます。

下の「成果目標」の①に記載がございまして、現在、健康せたがやプランというものを策定しております。そこでは、ふえ続けていると言われていた大腸がんと乳がんについて、当時の受診率を上昇させることを定量的な目標として設定しております。

②、③は、がん対策基本法に基づいて国や都がそれぞれ計画を立てており、受診率を、こういった保健所、区役所で行う住民検診と、会社等の職域で行われる検診と、個人の人間ドック等の検診をすべて合わせて、それぞれのがんについて50%という目標が掲げられているところでございます。

資料の23ページは、それぞれのがん検診の対象者数を書いております。一番右側の列に受診率等がございまして、胃がんについては5%を切るという状況でございます。

子宮がんは、平成21年度は15.75%ということで、無料クーポン事業の関係があつて大分高くなってございます。

肺がん検診は、年によって9%から10%前後となっております。

乳がん検診は昨年、やはりクーポン事業の影響があつて、平成21年度は16%まで伸びてきております。

大腸がん検診は受診率が6%前後で、全国の16.1%から比べると大変低い状況になってございます。

「事業費」は例年6億円前後になるのですが、昨年はクーポン事業の影響があつて7億4000万円ほどの決算額となっております。

「事業評価」は、23ページの一番下に記載があるように、区が定めている2つのがんの受診率の向上については3年連続達成しているところでございます。

24ページの「課題・今後の方向性」ですが、私どもとしてはこういう検診による二次的な予防の前に、一次予防としての生活習慣の改善、いわゆる適度な運動、バランスのいい食事、十分な睡眠などで、そういう運動、栄養、休養という生活習慣病を防ぐための一次予防の大切さを、引き続きそちらのほうの事業とも連携しながら、このがん検診の事業も

やっていきたいと考えております。

今後は国や都が掲げる受診者の精度管理——これは検診をやりっ放しにするのではなく、要精密検査という結果が出た方を速やかに精密検査に結びつけるという事業にも力を入れていく必要があると考えております。

最後の「その他特記事項」ですが、それぞれのがんが具体的にいろいろな課題を抱えておりますので、今後、学識経験者あるいは医療関係者をお願いして検討委員会を設置して、総合的に今後の進め方を検討していきたいと考えているところでございます。

○白井委員長 ありがとうございます。では、引き続きお願いいたします。

○子ども家庭支援課長 それでは、子ども部から子ども医療費助成事業について、素材事業説明資料の25ページからご説明させていただきます。

まず事業の内容、ねらいです。これは私どもの条例にも掲げてございますが、乳幼児及び児童に係る医療費の一部を助成し、もって子どもの保健の向上に寄与するとともに、児童福祉の増進を図るというものを目的としております。

なお、区の子ども医療費助成事業については、東京都の乳幼児医療費助成制度と義務教育就学児医療費助成制度を包含した制度でございます。東京都の両制度とも、後ほど経緯のところでご説明しますが、世田谷区などの先駆的な取り組みの後に、都の制度を開始、拡充したものでございます。

「根拠法令および義務性」は、条例に基づいて事業を執行しているものでございます。

「対象」は、こちらに書いてございますように15歳到達後最初の3月31日で、学齢で言うと中学校修了前までということでございます。その子どもの保険診療自己負担分を助成するというものでございます。

現在、区は所得制限を設けていませんので、ほとんどの子どもが対象になりますが、先ほど申し上げた東京都の制度では、児童手当に準拠した所得制限を設けてございます。この都の所得制限を世田谷区に当てはめた場合では、約半数の世帯が対象ということでございます。この所得の制限ですが、参考としては妻と子ども2人のサラリーマン世帯の場合

で、年間の収入が約860万円以下の世帯であれば対象になるということでございます。

次に「事業の仕組み、手法等」は、対象児童の保護者から申請をいただいて、乳幼児医療証または子ども医療証というものを保護者に交付いたします。保護者はこれを持って健康保険証と一緒に医療機関で受診していただき、そこで保護者の支払いはございませんが、医療機関は診療報酬支払機関にこの医療費を請求して支払いを受け、区はこの診療報酬支払機関からの請求に基づいて、医療費をそちらに払うというものでございます。

事業開始年度は平成4年度からで、「経緯」にあるように、平成4年8月に区単独事業として実施してございます。当時は2歳未満・所得制限ありということで始めてございます。平成6年1月に3歳未満まで拡充し、この場合に所得制限をなくしてございます。

同じ平成6年に東京都は乳幼児医療費助成制度を開始し、3歳未満・所得制限ありということで、東京都はこのとき児童手当制度に準拠した所得制限を設けてございます。

平成8年12月に3歳未満・所得制限なし、就学前の子どもに対しては所得制限ありということで制度を拡充してございます。

それから平成17年4月には、小学校第3学年修了前まで所得制限なしということで、区は制度を拡充してございます。

その翌年、平成18年12月には中学校修了前・所得制限なしということで区の制度を拡充したところです。

その翌年、平成19年10月に東京都は、先ほど申し上げた義務教育就学児医療費助成制度で中学校修了前まで制度を拡充し、東京都の場合、これに所得制限を設けてございます。

「他自治体の状況」では、都内23区は世田谷区と同様に中学校修了前・所得制限なしということで実施してございます。

それから都内市町村、政令市、さまざまに制度を行っておりますが、こちらに記載したとおりいろいろなパターンがございます。

「成果目標」ですが、具体的な目標ということでは、こちらの素材事業説明資料には書いてございませんが、平成17年度から19年度までの実施計画の中で、この制度の拡充で、

ゼロ歳から小学校3年生までということでしたが、現在は中学校修了前まで拡充できているところでございます。

また、中学校修了前まで拡大後の平成19年の区民意識調査において、区政の取り組みの評価で、この制度について区民の意識を調査したところ、よい取り組みと言う方が59%、どちらかといえばよい取り組みと言う方が22.9%で、合わせて81.9%の方により取り組みだと思うというご評価をいただいております。

「過去3カ年の事業実績等」ですが、こちらに記載のとおりでございます。

それから「事業費の推移」でございます。これは平成21年度の決算の見込みとして記載してございますが、33億6700余万円ということでございます。

その財源の内訳ですが、「その他特定財源」の欄は高額療養費の回収分ということで記載してございます。

「国・都支出金」が空欄になってございますが、先ほど申し上げたように都制度部分については都の補助対象となりますが、これは都区財政調整制度の中で算入されていることですので、特定財源には掲げてございません。

差し引き一般財源として32億6800万円が平成21年度の決算の見込みでございます。

それから「事業費の内訳」ですが、扶助費（医療助成費）と診療報酬審査委託料でございます。これは医療費の審査及び支払いに関する事務の委託に関する費用で、その他事務消耗品、郵券なども経費としてかかっているものでございます。

「事業評価」、「事業実績に対する評価」としては、目的のところでも述べておりますが、子どもの保健の向上と健やかな育成を図るということ、それから経済的負担感を軽減し、家庭における生活の安定を図れているのではないかと考えております。そういった意味で区民の子育て支援に資しているのではないかと考えております。

「課題・今後の方向性」ですが、一般財源で歳出し、都区財政調整による歳入もございますが、全国の市区町村で同様な制度が実施されている中では、国の制度として実施していただけるよう国等に求めてまいりたいと考えております。

それから、東京都におかれましても同様に少子化対策のために子育てに係る経済負担の軽減策が重要ということで、国に対して充実を要望していると聞いてございます。

○白井委員長 ほかに討議を進める上で補足的なご案内がもしありましたらお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、早速これから委員の皆さんのご討議に入らせていただきますが、今回のテーマの議論のポイントですが、もう1度、素材の事業の検証という形でご案内をしていきたいと思っております。

この事業のねらいや目的、効果、その達成状況がどこにあるのか、また2番目として、がん検診の利用者負担はどのような考え方で決定されているか、3番目として、今ご案内いただいた内容に基づいて、子ども医療費助成制度について、これを見直し、所得制限、上限等、こういうものを設ける必要があるのではないか、こんなところが争点になるのではないかと考えております。

次に受益と負担のバランスはとれているかどうかですね。1番目として、負担を求めるべきサービス、求めるべきでないサービスを整理できているかどうか、2番目として、負担を求めると同時に、サービスに要する経費を減少させる工夫はないのか、そういうところをもっと落とし込んだ形で考えるべきではないか、こんなところがポイントになるのではないかとと思いますが、それでは早速いろいろご意見を賜りたいと思っております。

きょうはちょっと進行を変えて、片田委員からお願いしたいと存じます、よろしく願いします。

○片田委員 それでは、幾つか質問をさせていただきたいと思っております。まず両方ともに言えることであると思うのですが、ここで掲げてあるねらいと、本当のゴール、成果の関係がいま1つ明確になっていないような気がします。

例えばがん検診のほうでは、ここで掲げてあるような医療費の抑制までを視野に入れているということですが、実際にかん検診を進めた結果、医療費の抑制にどうつながっているのかわかるようでしたら教えていただきたいと思います。

同様に子どものほうですが、こちらは、ここにねらいで書いてあるとおりであれば、特に対象を制限しない書き方になっていますが、安心安全のことで考えると、いかなる子どもを持っている世帯であってもということであれば、ターゲットの絞り込みは特に必要ないと思うのですが、実際に、これはがん検診も同じですが、本来であれば、例えば低所得で受けられない人が受ける弊害を抑制するために、例えばお金がないからがん検診を受けられないとか、子どもを病院へ連れていけないというような事態をなくすというところからスタートしている制度だと思いますので、そういう観点が今どこまで、その目的とあわせて考えられているのかを教えてくださいたいと思います。

特に子どもについては、例えば年齢、ここで言うと中学生までですが、その年齢とか、あと所得、症状・症例——これは、子どもは乳幼児と就学児、中学生で病院へのかかり方が全然違うのではないかと思いますので、そういうもので、もし利用状況の分析等をされているようでしたら教えてくださいたいと思います。

あと、先ほど子どもの医療費助成について、他の各自治体も取り組みが進んできていて、都に対して、これは都でやるべきことであろうということで要望されていて、都は国へ同じように要望されているということで、まさに負担の範囲はだれに負担してもらうかと。

例えば世田谷区で考えると、世田谷区で育てる子どもを世田谷区民でどう負担していくかということから、みんながやっているのであれば都に対して、都民が都の子どもを負担すると。むしろそれは国であって、国民が広く負担すべきというふうなことだと思うのですが……。

このあたりについて、例えば区のほうで負担すると、これはがん検診もそうですが、区で予防することによって、最終的にその医療費の負担軽減が区に直接かかわってくる問題なのか、それは主に都へその成果が行ってしまうのか、あるいは国、国費に直接影響があるので、そちらで負担すべきと考えられるのかと。

そのあたりは、実際に現場でかかわられていると、みずから手の下せる範囲、例えば世

田谷区は都区制度をとって、都で取り組まなければならないものもあろうかと思えます。例えば医療であれば、地域医療であれば都でやっていたり、ものによっては国の施設でやっているところがあると思うのですが、その負担感を減らすために、あえて区が予防にお金を払うことが、なかなか、ひょっとして施策と効果の不一致があるのかなど。

それによって区から都、都から国という感じで、見方によっては、言い方はちょっとよくないかもしれませんが、押しつけているような感じもしなくはないのですが、もし制度を運用していく上で、何か直接的な効果が自分たちのところで出にくい、あるいは効果を出すための施策をみずからやりにくいというようなことがあれば教えていただければと思います。

○白井委員長 はい、ありがとうございます。今の内容についてご案内いただければと思います、よろしく願いいたします。

○健康推進課長 今、委員お話しの、この事業のねらいと成果がなかなか明確になっていないのではないかとということで何点かご質問をいただいているのですが、まずこういったがん検診が医療費の抑制にどのようにつながっているのかということです。

先日の勉強会の後もちょっと調べてみましたが、このがん検診そのものの医療費への抑制効果というようなデータはなかなか見つけることができなくて、1つ世田谷区の調査で見つかったものは、保健センターで、健康に不安がある方の診断を受けて、いろいろな運動の指導をしている事業がございますが、そちらで100人ぐらいの方を対象にして、そういう健康に向けたいろいろな体操等の効果がどれくらいあるかを平成15年、16年に調査しているのですが、それによると、そういう健康体操をやっていない方とやっている方で調査をした場合に、医療費の抑制効果が年間で約4万円あるという結果が出ております。

単純計算で国保加入者、当時は一般健診の時代だったのですが、2万5000人ぐらいが対象になっておりましたので、10億円の医療費抑制効果があるというような、私もそこはちょっと飛び過ぎではないかとは思ったのですが、そういう調査はございました。

ただ、このがん検診そのものについては、私どもの考え方としては、国は定量的な目標

として、がんによる死亡率を20%削減させるという目標を定めておきまして、国が定めている検診の指針という、検診のやり方等を定めたものですが、こちらは、いわゆるそういう死亡率を減少させる科学的根拠と言うんですか、よくエビデンスと言われているのですが、それがあある検診方法だと。

ですから、この検診方法を住民検診という形で各自治体を実施すれば、必ずそういう死亡率の減少につながるということを前提としてつくられている方針ですので、区としては、基本的にはそういう国の方針に基づいて、この検診を実施することが死亡率の減少につながるし、その副次的な効果として医療費の抑制にもつながっていくという一般的な考えのもとにやっているところでございます。

2点目の、低所得者向けの制度ではないかというご質問がございましたが、こちらは必ずしも低所得者向けというよりも、このがん検診そのものは健康増進法に基づいて、区民全体を対象として、いわゆるポピュレーションアプローチと言われているのですが、住民全体の健康度を上げていくという目的のもとにやっているもので、必ずしも所得の高い低いをもとにした事業の仕組みにはなってございません。

ただ、先ほどもご説明いたしましたが、一部自己負担があるものについては、いわゆる低所得者である生活保護受給者の方とか、中国残留邦人の方等には無料で実施しているという現実がございますが、必ずしも所得が低い方に向けた制度という位置づけはしていないところでございます。

あともう1点、都区の役割分担に関して、区として直接的な効果がなかなか得にくい、事業費、例えばがん検診では6億円とか、去年は7億4000万円かけている事業費とその効果がわかりにくいというご質問ですが、その点については、やはり国と都と区がそれぞれがん対策推進法に基づいて違う役割を持っていると考えております。

国は、先ほどのがん検診の方針を定め、その際に具体的な根拠についていろいろな疫学的な調査を実施するという役割を持っているかと思うんですね。

東京都は、やはり東京都の実情がございまして、人口が少ない地方の自治体と比べる

と、早朝検診ということで朝7時から集団で、地域ぐるみで検診をやっているような自治体も多いのですが、そういう体制は、こういう東京のような都会になるとなかなかやりにくいものがございますので、都は都でそういう各企業が行う検診の実態を調査したりして、都としてのこの検診のあり方等をいろいろ提言されております。都はそういう役割を持っていると思います。

区は、なかなか財政的な支援は余りないのですが、そういう区の自主財源の中で、検診を受けたいという住民の方にできる限り機会を提供していくという役割を持っているということがございます。そのように考えております。

○子ども家庭支援課長 それでは、子ども医療費助成のほうで先ほどのご質問にお答えしたいと思います。

まず医療費の抑制に関することですが、まずこの子ども医療費助成事業については、すべての子どもの子育てへの支援という観点で、子育て家庭においては医療費にも大変な負担があるという中で、こういう制度に世田谷区として先駆的に取り組んできたということでございます。

それからもう1つ、効果というところでは、予防型ということで、子どもがちょっと熱を出したところで、もう医者に行くのかという議論はございますが、そういう中で医者へ行って病気を未然に防ぐことができるということもあると考えております。

では、それがどれぐらいあるかということは、なかなか数字的に把握できていませんが、年間の受診件数というか、この場合、世田谷区が子ども医療費の助成をする場合は、先ほど制度のところでも申し上げましたが、診療報酬支払機関から、いわゆるレセプト、診療報酬明細で来たものに対して請求に基づき払う形になりますので、具体的な傷病名とか受診回数はその中に具体的には記載されていませんので、把握できませんが、全体の請求件数でいくと年間で140万件ぐらいございます。これを単純に人数割、対象割にすると14件ぐらいあると考えてございます。

そういうことで、お持ちの方は大体どなたもご利用いただいていると考えてございます

が、具体的な傷病、症状は把握してございません。

あと、どんな効果があるかというところで言えるとすれば、これはある意味、東京都も言っていますが、少子化対策の一環であるというところでございまして、世田谷区の場合は平成14年度から合計特殊出生率は上昇してございます。東京都も同じようにその辺から上昇しているということで、そういう効果と。

それから、世田谷の場合は自然増、出生による増よりも社会増、転入による増が上回っていて、世田谷のこういう子育て施策がご評価いただけているのではないかと、これは手前みそになるかもしれませんが、そういうことでゼロ歳から17歳までの人口は増加傾向で、子どもを含む世帯の転入が多いというような形で、世田谷区は子育てしやすいまちということを掲げていますが、その一助になっているのではないかと考えてございます。

それから年齢と所得に関しては、先ほどちょっと東京都の制度ということで申しましたように、児童手当に準拠した東京都の医療制度、子ども、乳幼児の医療、就学児の医療ということで考えますと、大体その半分の方が対象で、残り半分の方は対象にならないことになります。

そういうところで、世田谷区は平均的な所得階層が高いということがある中で、現在、世田谷区として所得でどうかというような形の試算をしたことはございません。

それから4点目が都、区、国の役割でございます。国もこういう乳幼児に係る医療費では、平成18年度に医療保険制度改革で、少子化対策というところで、それまで3歳未満児を対象とした医療保険の自己負担割合を、3割という措置をしていたものを2割にして、平成20年4月には未就学児、6歳までということで、国としてもそういう少子化対策の中で自己負担割合を引き下げているという傾向はございます。

都と区の役割のところでは、先ほど申し上げましたように、都は財政調整制度の中でその負担をしているということで、都の財政調整制度に組み入れられる前は、都制度に係る部分は、東京都は2分の1負担でやられておりました。それが都区財政調整制度の中では一括の算定なので、具体的に都が今どれぐらいの負担をさせていただいているかは、ちょっ

とこちらでは把握してございません。

○片田委員 例えば今、所得別に分析した結果がないというお話でしたが、低所得者の負担を減らすということもあると思うのですが、逆に半数が対象にならないとすると、高所得者も多いと思うので、高所得者は納税も結構していて、そこで負担しているのではないかという話もきっとあると思うので、多分両方の見方が必要かと思います。

○白井委員長 では、次に小野寺さん。

○小野寺委員 この胃がん検診の受診率を見ると、無料、自己負担なしという状況でこの受診率は大変低いという印象があるのですが、国と東京都の受診率の目標50%、この辺で、国と都と区の事業としてのすみ分けというのでしょうか、その辺はどのようにお考えになっていらっしゃるでしょうか。

○健康推進課長 資料23ページの「過去3カ年の事業実績等」のところかと思いますが、世田谷区の胃がん検診の受診率は、例えば平成21年度は4.25%で、平成20年度の全国平均は10.2%ですので、全国平均に比べると半分ぐらいの率になっているのが現実です。

世田谷区では保健センターの建物での胃がん検診と、検診車で地域の町会・自治会さんと協力して、予約等をお願いして実施しているものと2種類、それと心疾患等で特にドクターの立ち会いが必要な方は医師会の医療機関で実施しているのですが、大体97.5%が保健センターの胃がん検診になってございます。こちらは施設と検診車を合わせて年間500回ぐらいの機会をつくっています。

ですが、胃がん検診のやり方が、前日午後9時から食事をしないということなので、午後からとか夜にはなかなかやりにくい検診で、なるべく午前中の早い時間帯に受けなければいけないということがございますので、お勤めをしている方とか自営でお仕事をされている方は、なかなか検診を受けにくい実情があるかと思っております。

それがございますので、保健センターでも、なるべく地域の町会に情報を早目に提供して予約をとるといような形をとりながら受診率向上に努めているところですが、現実としては、区では5%弱の受診率ということなんです。

東京都全体で見ると、人間ドック等も含めると、率は胃がん検診が一番高く、恐らく全体で30%は超えているとは言われておりまして、私たちのほうでは、なるべくこの5%前後を、できれば今後議論をする中で数量的な目標も定めながら、いろいろな検診の機会をもう少し拡大できないか検討していこうと考えておるところでございます。

○世田谷保健所副所長 ちょっと補足させていただきますが、世田谷区では、がん検診に対して特に区民のアンケートなどはまだ直接行っていないのですが、ほかの自治体の検診に対する意識調査の結果等を見ると、検診の必要性を感じないとか、要するにぐあいが悪くなったり必要になったときに医療機関を受診するというご意見の方が多いような状況が出ておりますので、世田谷区にもそういうことは当てはまるような気がしております。やはり区民1人1人の健康への意識の改革が必要ではないかと思っております。

○白井委員長 では、江尻委員。

○江尻委員 それでは幾つか質問をさせていただきます。順番は逆になりますが、子どものほうから先に質問させていただければ、私も子どもを育てた経験があるので、まず子どもの医療費が非常にかかるということはもちろん承知の上ですし、子どもの医療費がゼロ円であれば、こんなにありがたいことはないということは前提としてあります。

ただ、医者へ行った場合に、この程度で医者に来ているのかというような状況で来ることがないのかどうか、最近気になるところがあります。子どもではありませんが、高齢者の場合、これはあちこちで問題になっていたり、状況が出されたりしていると思いますが、お医者様がサロンの的になっているということもあるようにも見受けられます。

逆に、本当にぐあいが悪くて早く診てもらわなくてはいけない人が、無料であったり安価であったりということで、医者を超にも気軽に利用しているというところがあるので、ということが気になるころではあります。

そんな実情の中で、もちろん医療費が無料であることは本当にありがたいし、これだけでも反対することではないと思うのですが、この程度であれば医者へ行かなくていいとか、こんなときは絶対に早く行かなくてはいけないというようなことを事前にもっと情報

提供していく必要はあるのではないかと考えています。

がん検診のほうは、過去にも、がんが非常に怖い病気だということが国民に知らされているということもありますので、怖いからこうしようとか、だんだん年を重ねていくと体も余り言うことを聞かなくなってくるし、こんなものを食べたほうが健康にいいというような情報は随分出ていると思うのですが、子どもの医療に関しては、そこら辺にまだまだできていないところがあるのではないかと考えているところがあります。

例えば世田谷区内の医療機関との情報交換のようなもので、もちろん個人情報があるので、特定のということは非常に難しいかもしれませんが、受ける側の医者としてはどうなのかという意見交換とか実態のようなものが調査されているのかどうか、ちょっと気になる場所だと思っています。

限られたお金の中で、子どもの医療費無料化を今後続けていくのであれば、世田谷区全体の施策としてポイントをどこに置くかは恐らく重要な問題になってくると思います。

外からの転入を含めて、子どもを世田谷でどんどんふやしていくということが世田谷区全体の方向性であるとするならば、無料化は大いに続けるべきであろうと思いますが、そうではない部分も含めて、ほかは大事ではないというわけではないのですが、子どもも大事だけれども、ほかもということであれば、やはり私はここである程度の所得制限をしていかないと、今後、子どもがふえていく状況が今あるというお話ですので、多少無理が出てくるのではないかと考えています。これは意見として申し上げておきたいと思います。

あと、がん検診のほうは、今のところ胃がん検診などは5%に満たないという状況なので、これはどんどん上げていきたいとおっしゃっていましたが、逆にこれが10%、20%になったときにお金は大丈夫なのかという部分があります。

逆算していくと、では何%までだったらいいのか、どの程度の金額だったら区として負担が可能なのかというあたりの数字が計算されているのかどうかですね。逆算した場合に、逆にもし10%になってしまったら区としてお金はもう出せないと言ったときに、では、これも制限をつけていく必要があるのではないかと。

ちょっと長期的なことになるかもしれませんが、そのことをあわせてお考えをお伺いできればと思います。

○子ども家庭支援課長 それでは、子ども医療の情報交換というなお話がありました。実際にそういうご懸念、いわゆるコンビニ受診というようなものがふえているのではないか、医療費無料化の中でそういう議論があったように思います。

そういう考え方と、もう1つは積極的に受診することが早期受診の結果として早く病気が見つかるとか、もう1つは治療期間がそういう中で短縮されるという効果もある。では、どちらが多くて少ないかは十分に把握できないと思っております。

そういう中で今回、世田谷区は子ども計画後期計画ということで平成22年度からの計画をつくっていく中で、いろいろな団体などとお話をする中で、医療機関の小児科医の先生とお話をする機会がありました。実際にそういうコンビニ受診がふえて診療上大変困っているという状況はあるのかとお尋ねした中では、特にそういうことは自分としては感じていないと、これはそういう中でお話をいただいた中では、特にそういうことはないというようなお話でした。

ただ、我々としても、いわゆるむやみにと言うのが、どこまでがむやみにかという判断基準は非常に難しいのですが、まずお医者様へ行く前に電話相談などの機関があるということの周知をしていこうということで、昨年度から子ども医療費の医療証をお送りするときのしおりの中に、子どもが発熱したとか心配な場合に、そういう電話相談なども周知しております。

そういう中で、もしもと思ったときは、電話でそういうご相談をした上で医療機関にかかるということもありかなと思っております。さらに、そういう中で医療機関とは今後いろいろな情報交換をしていきたいと考えてございます。

○健康推進課長 がん検診について受診率をどんどん向上させていった場合に、区の負担がどんどんふえていくのではないかと、その辺に対する考え方ということですが、当然お話のような心配はあるわけで、自治体によっては、このがん検診は先着何名様というように

形で切っている自治体も結構ございます。ただ、世田谷区は現在そういうやり方はとっていないことと、期間も1年間、4月から3月までどの時期もできる、区民が受診しやすいような形をとっております。

ただ、今後啓発を強化して受診率向上を目指した場合に、では、世田谷区の財政の負担能力が、このがん検診についてどのくらいまであるのかという点を、委員お話しのようなことも考えながら、その際に、検診を持続できる制度にしていくためには、やはり今、一部に負担をお願いしている検診がございしますが、そういう負担のあり方等も含めて検討していかなければいけないのではないかと考えております。

現在導入している子宮がんや乳がんについては、大体2年に1度の受診が基本になっているので、検診費用のおおむね1割弱の負担ということで800円ないしは1000円の自己負担をしております。

それから、先ほどは説明しなかったのですが、27ページ一番下の前立腺がんについては生涯に1度受けるような検診ですので、こちらは今600円、おおむね2割程度の負担をいただいているわけですが、その辺の負担のあり方についても一緒に検討していかなければいけないと考えております。

○白井委員長 では、引き続いて熊倉委員。

○熊倉委員 私は質問というよりも根本的なお話になるかもしれないのですが、今回の世田谷区のねらいとして財政の見直しということで、視点3が受益と負担についてということだと思っておりますが、その検証素材として、この命にかかわることである、がん検診と子ども医療費についての財政の見直しということは、まずどうかなということが私の心の中にあります。

それを見直すのであれば、施設料とか余暇に対するものからお金を徴収することを考えたほうがよくて、こういう命にかかわることは、やはり行政にはしっかりやっていただきたいことではないかと思うんですね。まずそれは根本的な、全然違う話なので置いておいて、そういう意見があります。

その上で、がん検診については、今お話を聞くと、やはり受診率が少ないので上げていきたいというようなお考えだと思うのですが、それであれば、もう広報に力を入れるしかないと思うんです。

今回もかなり大きな、がん検診をしましょうという区報が出ているので、そういう力は感じるし、実際に私は、がん検診のご案内をいただいたときに、かなりしっかりしたものが来たので、見ると本当に受けなきゃという気になったので、それはすごく努力されていることはすごくわかりますし、もったいないぐらいしっかりしたものが来るので、その後本当に使われなかったものはどうなったのか、もったいないなどは思うのですが、でも、やはりそれはすごく大切なことではないかと思います。

もし受診率を上げるのであれば、私が受けたいと思ったときに、やはり近くで受けたくても曜日が結構決まっていて、次の月も曜日が決まっていて、どうしても休めない曜日があると思うので、それであれば1週間なら1週間毎日というか、曜日を限らないで行ける時期をつくるとか、そういう別の見直し方があるのではないかと思います。

がん検診に関してはこのぐらいしか意見がないのですが、子ども医療費に関しては、実際に私が転入しなければいけない状況に置かれて、どこの区にと思ったときに、やはり子どもの医療費などを見て、負担してくれるところを選んだということがあるんですね。

やはり子どもは、すごくけがをしますし、第1子であると電話で聞いてもわからないで、どうしても診てもらいたいんですね。でも、お金がかかると我慢してしまったりすることもありますし、実際に今、医療費を払ってもらえない区に住んでいるお友達は、ちょっと我慢しなさいと言って我慢させたら結核になってしまったということもあったので、こういう命にかかわることに関しては余り見直しをしてほしくないなというところが正直な意見としてあります。

私の意見はそれだけです。

○健康推進課長 まず1点目が、がん検診に対する啓発の強化ですが、こちらについては、お話のように6月15日号は女性のがんの検診を1面に持ってきているわけですが、特

に女性の場合は職域、会社等で受ける機会が少ない方が多いということがございまして、こういった啓発を強化していること。

もう1つは、お話のあった個人あての受診票の送付、個別勧奨の通知と言っているのですが、従来は4万人ぐらいの方にお送りしていたものを、今年度は約12万人の方、対象者の半分ぐらいの方にお送りするような形になっております。

そういう受診の案内等のほかに、受診体制の整備をもう少し考えてほしいというご意見があったかと思えます。検診を行う医療機関等の体制についても、今ご承知のようにいろいろな医療機関側の厳しい状況もあって、これまでは例えば保健センターで月曜日の夜間にマンモグラフィーの撮影ができるような体制をとったり、マンモグラフィーの機関が19ございますが、そちらでも土曜日に午前中はほとんどやっていたのですが、できれば午後もやっていただきたいということで、幾つかの機関で土曜日の午後も実施していただくという協力もこれまでお願いしてきているところです。

お話のあった集中検診月間のような期間をつくったらどうかというお話も、今後参考にさせていただきながら、やはりその辺の受診体制の整備も引き続き検討してまいりたいと思っております。

○子ども家庭支援課長 先ほど、転入するとき世田谷区を選ぶ要件の中に、子ども医療費の無料化というようなお話がありました。ほかの委員からもお尋ねのあった、では、世田谷区の子どもの人口の割合はどれぐらいかということ、平成21年度で11.1%と、ふえているとは言いながら、まだ11%なので、引き続き世田谷区も少子化の状況は変わらないということでございます。

それから、先ほどの合計特殊出生率についても、まだ0.9なので、まだまだ人口を維持できるところまでには至っていないという状況からすると、世田谷区としては引き続き子育て支援というところではいろいろな施策に取り組んでいきたいと考えてございます。

○平野委員 今までの方と重複することを言うかもしれませんが、よろしく申し上げます。先ほどの話で情報伝達の方法は1つ重要なことだと思うんですね。こういう制度があ

るのに、区民の方がどこまで知っているかどうか。その辺について、皆さんの範囲の仕事ではないのかもしれませんが、今は区報と、そのほかインターネットぐらいしかないのではないかと思うんです。

それによると、今、新聞をとっている人が少なくなっているとか、インターネットを利用している人もまだ少ないということを考えると、やはりこれから、それにとってかわるものをもう一工夫考えていただかなければいけない状況なのではないかなと。

私が思うのは、まちの中にある広報板をもう少し充実してほしいと。実は最近、参議院選挙が始まりますが、あの掲示板の数が何でこんなに多いのだろうということは一方で感じておまして、やはりあれは法律で決まっているのでしょうけれども、広報板をもう少し大きくして、数をもっと多くすることも1つの方法ではないかなと。

図書館とか駅のところにあったりしますが、やはりこうやって区がやっているんだというのを訴える力を区民の人が感じるような動きをしてほしいと思っています。

それから、これに絡んで保健センターがありますが、この保健センターでなければ受けられない検診がありますよね。私は保健センターがどこにあるかわからないのですが、最近、出張所が名前が変わったと思うのですが、ちょっと今の名前はわからないのですが、その辺で出張所と同じぐらいの数にふやすことはできないのか、これもぜひ検討していただけないかなと。

それから、そうやってやると、世田谷区はどんどんいいことをやっているの社会増があるということがありますが、社会増で困ることはそんなにあるのですかということは検討してほしいなと。検討、検討と言うけれども、その辺は検討するのではなくて、こうだという意見をきちっと言っていただくような状況に早くしていただけないかと思っています。以上です、よろしく申し上げます。

○健康推進課長 まず情報提供の点ですが、お話のように「区のおしらせ」、ホームページが基本になって啓発を行っているところですが、お話の広報板への掲示等も、今全区で700カ所ぐらいの広報板が設置されているかと思いますが、そういうところも活用した

り、町会・自治会に回覧板をお願いして、昨年12月に、がん検診のお願いをしたら、やはり年明けに申し込みが物すごくふえたのですが、そういうことも活用しながら啓発を進めて積極的な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

あと、保健センターのお話でしたが、胃がん検診が保健センターを中心に、まちづくり出張所等も、検診車を駐車できるスペースと、待合ができるスペースがあるという、ちょっと条件があるのですが、そういうまちづくりセンター、あるいは出張所等では、保健センターから胃がんの検診車を回して胃がん検診をしたりはさせていただいているんです。

あとは、まちづくりセンターや、そういう地域の拠点でこういう検診がもっとできないかというお話かと思うのですが、これもそれぞれの検診を行う場合には、いろいろな医療の機器等も必要なものがございまして、協力していただいている医療機関に、それぞれのがんで数がございまして、なるべくふやしながら実施しているというところが実情でございまして。

○平野委員 やはりお金には限りがあるという状況は考えなければいけないのですが、今のお話を聞いていると、がん検診のほうは年間7億円ぐらいですよ。子ども医療の無料化も30億円ぐらいですか。今回いろいろと勉強させてもらったのですが、私の感じでは2500億円の歳入から考えれば、私はこの辺はもう少しふやしてもいいのではないかと。

ある程度ふえてもいいのだ、そういうスキームでこうだということで、やはり皆さんはそういう意味ではプロなので、そういう1つの提言というものは、やっていらっしゃるのしょうけれども、大いにやっていただきたいと思えます。

○白井委員長 何か大変応援団のような、いい話になってしまいましたが、今の内容について補足的なものもしございましたら……。よろしいですか。

それでは上田委員。

○上田委員 私も話が重複してしまったら申しわけありません。まずがん検診のほうですが、いろいろな検診がある中で、私も区からのお便りを見て、ちょっと疑問に思ったこと

は、無料のものもあれば料金がかかるものもある。それがどういう経緯でそうなのかと思ってしまうのですね。

もちろん子宮がん検診、乳がん検診は2年に1度ぐらい受ける必要があるので1割負担とか、前立腺がんの場合は一生に1度でいいだろうから2割負担とか、そういうお話は先ほどよくわかったのですが、一方で無料のものがある中で、一方で料金がかかるものがあるのはどうしてなのかなという素朴な疑問が1点です。

あと、子ども医療費助成に関してですが、ちょうど私に乳児がおりまして、生まれてすぐから、たまたまちょっと病気にかかってしまって、大きな病院にしばらくかかって、その後、個人のクリニックに通っているような状況で、普通の家庭よりも使っている回数は多いと思うので、非常に助かるという思いもあるのですが、一方で、やはり本当にただでいいのかなという思いがあるんですね。自分がそれまで普通に働いて税金を納めて、その税金がこのように使われているのかなと思ってしまいます。

もちろん予防にもつながっていると思いますし、私もたまたま大きな病院で聞いた話だと、母親が家で悶々と考えてしまうよりは、駆け込み寺ではないですが、病院は相談の窓口になっているから、いつでも電話してくれて結構ですよとおっしゃっていただいたりすると、やはりそういういい面もある、それがまた予防につながっている面もあると思ったりする。

その一方で、個人のクリニックなどへ行きますと、小さな子どもを連れて、例えば蚊に刺されたぐらいのお母さま方も結構いらっしゃるんですね。近くの薬局などへ行くとお金がかかって、そういう軟膏をもらうものが、小児科へ行けば負担なく、そういうクリームなどがもらえるような状況を考えると、そういうちょっとしたことでも受診しているということが、私個人としてはちょっと目についてしまって、どうしたものかな、このままだと子ども医療費はすごくかさんでいって財政を圧迫しかねないのではないかという思いもあるんです。

ただ、今までほかの委員さんのお話にもありましたが、やはり命にかかわるところの削

減はなかなか難しいかとは思いますが。また、ほかの23区と比べて世田谷区だけ見直しをして所得制限や上限を設けるということも難しいのではないかとすると、予防に力を入れていくしかないと思うんですね。

ちょっと話は違うかもしれないのですが、今、子どもの打てる任意の予防接種があると思うのですが、その負担が各家庭で非常に重くなっていると思うんですね。今H i bワクチンとか肺炎球菌のワクチンとか、小児科医的には子どもが受けるべきであるけれども、国はまだ認可していないというようなワクチンがあって、2つ合わせると、その負担が十数万円かかると思うのですが、そういうものの助成に力を少し注いでもいいのではないかと、それが行く行くの病気の抑制にもつながるのではないかと少々思っているのですが、今後そういうものに力を入れていく考えがあるかどうか教えていただければと思います。

○健康推進課長 今、委員のご意見としては、5つやっているがん検診の中で有料と無料のものがあることが腑に落ちないというお話かと思えます。この点については、子宮がんと乳がんについては、そういう体制を見直した機会がございまして、その際に、なるべく多くの方に受診を広げていきたいという思いから、一部負担をしていただいて、事業を再度構築したということでございます。

ご負担いただいている費用は、主にその他、いわゆる先ほどからご説明している個人あての個別の勧奨通知などに費用を充当させていただいているような実情でございます。ですから、ご負担いただいた1000円、800円を、ほかの受けていない方への受診の勧奨に使わせていただいているという実態でございます。

それから、胃がん検診はずっと無料で実施しているのですが、これはご承知のように、日本は胃がん王国で、日本人には胃がんが多いということで、今現実としては決して減っている状況ではなくて、ずっと横ばいの状況でございます。

これはこういう検診で早目に見つけることと、もう1つは、いわゆる食塩の過剰摂取ということで、ここ30年ぐらいの間に、従来、昭和50年ぐらいには男性1人で1日14グラムぐらいとっていた食塩を、冷蔵庫が普及したこともあって、今の摂取基準だと9.5グラム

まで抑えていまして、実態は10グラムを超えるような実情がありますので、そういう取り組み等も功を奏して、何とか横ばいになっているという状況がございます。

ただ、23ページの一番上の表をごらんいただきますと、1万三、四千人の方が受診すると、やはりがんが20何名見つかっております。それから要精密検査の率が高いんですね。平成21年の実績で2508名の方が要精検となっていて、率にすると18.6%なので2割弱なんです。

年とともに胃壁が収縮していくような状況がございますので、やはり私たちは胃がんには気をつけていかなければいけないので、今のところそういう検診を受けたいという方がいた場合は、無料でも受けられるような体制をとっているという現状でございます。

それから大腸がんについても、食事が西洋化しているということで現在ふえ続けております。こちらについても6カ所で、保健センターと5つの健康づくり課で便を受け付けるような体制をとってございます。

こちら、もしそういう受付の場所をふやしていくような改善をする際には、やはりそういう負担等についても検討していかなければいけないと考えているのですが、そういうことをそれぞれのがんについて、いろいろな観点から総合的に、検討委員会等を設置して検討していきたいと考えているところでございます。

それから、子どもの任意の予防接種にもう少し力を入れたらどうかというご意見ですが、これはお話のとおりで、この3月、区議会でも子どものH i bワクチン、あるいは肺炎球菌ワクチン、それと子宮頸がんワクチンについては国に対して定期予防接種化するよう、区議会全員一致で決議が上げられておりまして、区としても現在そういう国の動向を注視しながら検討を続けているところでございます。

○世田谷保健所副所長 ちょっと補足させていただきますが、今担当からもお話ししましたが、無料である検診と有料である検診があるということですが、一応過去において内容の見直しを行って、今まではずっと各がん検診は無料でやってきたのですが、その検討の時点で新規事業、新しい検診とか、内容を大幅に見直すものについては自己負担を導入し

ていこうということで、例えば乳がん検診であれば平成16年から、子宮がん検診については平成17年から自己負担を導入したと。その後、前立腺がんとか口腔がんについても有料、自己負担を導入したという経緯がございます。ちょっと補足させていただきました。

○白井委員長 では、堀口委員。

○堀口委員 私は、まずこの受診率を見て、大腸がんの検診の受診率がほかに比べると低いと思うんですね。そして、がん発見が非常に多いということは、大腸がんは今なる人がすごく多いということ。それからここには出ていないですが、ポリープの段階で切除すれば、がんに移行するようなものでも、ほとんど100%がんならないというすごく重要な検査だと思うんです。ここはもっと受診率を上げるようにしたほうがいいと思うんですね。

大腸がんの場合は、保健センターに持っていくことになっておりますが、若い人はいいますが、結局お年寄りがわざわざ容器を持って保健センターまで行くということは結構大変なことだと思うんですね。

私は、たまたま行っているまちのお医者様では、そういうものを一括して、普通の基礎検診のときに、一緒に受け付けてくださって持って行ってくださるようになっているので、それはすごくいいアイデアだと思うんです。

それから、この受診率を上げるには、やはり区報なのですが、定年過ぎてからでないとなかなかじっくり見ないとか、若いときは私も本当に余り見なかったのですね。それで、すべての情報で何が一番大事かと言うと、やはり見ることよりは口コミのほうが多いように思うんです。

まず第1は、どんな病院でも近所のお医者様へ行ったときに、そういうがんの検診の情報があって、それをお医者様が一言、あなたはもう1年たったから検診を受けなさいと言って、私が行っているところはちゃんとあの往復はがきに、何の検診を受けたいとかと書いてくださっているものを、ただ名前だけ自分で書いて、往復はがきの料金を払うと、そこで手続きができるような仕組みになっているんです。そうすると受けやすいと思うんです。ですから、もっとまちのそういう医院のお力もかりてやったらいいと思うんですね。

それから、この検診ですが、これは相当に意識を高く検診をしようと思っていないと、2年に1回とか、いろいろございますね。そして見逃してしまうこともあるし、大体面倒くさくて見なくなる人もいます。

ですので、最初に基礎検診の通知が全部一緒に送られてきますよね。そのときに、あなたはことし、このがん検診とこのがん検診は受けられますよということが1つ何かわかるようにするなり、受診票があってもいいのですが、そういうものがあつたらすごく、もう1ついいのではないかと思うんですね。

そうすると、今度は実際に、例えば何かのがん検診を受けたいというときに、また保健センターへ電話をすると、結局受診票が送ってくるわけで、そうすると私は二重の手間のような気がするんです。まあ、そういう細かいことですが、それとも、そういうことの変更はすごく大変なことなのか、ちょっとわからないんですけども。

○健康推進課長 ありがとうございます。1点目の大腸がんの関係ですが、きょうはちょっとこういうキットを持ってきたのですが、大腸がん検診を受けたい方にはこういうキットをお送りするんです。スティックが2本入っていて、これで便の上を二、三回なでて、あと何カ所か刺すわけですが、これを2日続けてやらなければいけないのですね。

出なかった場合は3日目でもいいことになっているのですが、便鮮血の検査法ということでやっているんで、この検査方法自体が日常生活の流れの中で、ちょっとなかなか合わないということがあって、お送りしても、これを送り返してくるものが六、七割という状況なんです。なかなか失敗される方が多い現状が1つございます。

それと便の持ち込みが、これは空のときは郵便でお送りできるのですが、便を採取した後は郵便を使うことができませんので、お話のように保健センターないし地域の健康づくり課に持ち込んでいただく、それも回収に回っております関係があつて、月、火、水という曜日も限定させていただいております。その辺は引き続き、もう少しこういう採便の持ち込みがしやすい体制も検討してまいりたいと考えております。

それから口コミュニケーションが一番効果があるというお話は、まさにそのとおりで、

私もいろいろな医療機関の方がお集まりいただいたときは必ずその話を私のほうからさせていただいております。

営業をしてくださいとまではちょっと言いにくいのですが、その方の年齢などは必ず医療機関の窓口でわかるので、医療機関へいらした目的以外に、検診は済みましたかとか、特定健診は済みましたか、あるいはがん検診はことし対象の年ですよということを、各医療機関の窓口でお勧めいただくことが一番効果があるということで、機会あるごとに私からもお願いしているところでございます。

それから、なるべく個人別に、その年の受診がわかるようにということも、特定健診を受診される方には、40歳以上の方ですが、一応その年齢で一部入れているものはございますが、すべてをカバーしているわけではありませんので、その辺はまた国保とも協力しながら同時受診を勧めてまいりたいと考えております。

○堀口委員 この2年に1度とか一生に1度とかとございますね。そうすると何か一生に1度やればいいのか、2年に1回でいいと勘違いしている人も多いと思うんですね。結局それは、例えば毎年やったほうがいいけれども、区としては2年に1回無料にするとか、そのようにとる話なんですか。

○健康推進課長 女性の検診が2年に1度となっているのは、国の指針がいろいろな研究の成果を踏まえて、子宮がんないしは乳がんのがん細胞の増殖していく期間をいろいろ調査した結果、2年に1度程度の検査で十分――間に合うと言っておかしいのですが、それで十分だという結果がございまして、それを踏まえて40歳以降の方は2年に1度としているところでございます。

ただ、子宮がんの20代、30代の若い方は、これまた受診率が大変低いという現実がございまして、一応毎年受けられるような体制を、世田谷区独自に上乘せして実施しているというところでございます。

○白井委員長 では、浅野委員。

○浅野委員 では3点、私からお話しさせていただきます。順番は反対になってしまうか

もしれませんが、先に子ども医療費の助成についてからで、まずこれはそもそもの検討から外してもいいのではないかというふうな気がしています。

先ほどアンケートで81%の方が、この子ども医療費助成についてはよいという意見があるわけですから、区民の多数の方からそういう意見があるわけですから、手をつけるということ自体からも話を外すというか、素材からも外すというぐらいの方針があってもいいのではないかと思います。

逆に言うと東京23区の皆さんが同じような制度をとっているわけですから、世田谷区は率先してこれを本当に始められるのかと。もし始めるとなったら、ほかの区も追随するのではないかということを見ると、影響の度合いから考えても検討するべきでもないと考えられるのですが、その辺についてはどうかということが1点目です。

2点目は、がんについては、済みません、検診ではなくて、むしろ先ほどの歳入から見て、もっと工夫をしたらいいのではないかという意見もありましたが、例えばですが、東京都の日の出では、条例が定められた後になると思うのですが、がんの治療費を無料化しようというような動きが出ていると聞いています。ですから、予防ももちろんですが、なった後もそのような手当てが検討されてもいいのではないかということが2点目。

そして3点目ですが、そうは言っても区の財政から見て何かしら手当てをすべきではないかということを見ると、この3つの視点がありますが、それ以外の視点があってもいいのではないかと。きょうお配りされた資料の中で、事業経費と利用者負担の対比という表がありますが、これを合計すると105億円あります。この中でもっとほかに検討すべき事項があるのではないかと。

例えばですが、放置自転車の対策で約4億円の支出があるようですが、これの利用者負担はわずか35%ですと。むしろこれについては、例えばですが、100%に近づけるというような考え方もあっていいのではないかと。

迷惑をこうむっているわけですから、その迷惑については今申し上げたように100%に近い負担があってもいいのではないかということが3点目です。

○子ども家庭支援課長 子ども医療費の助成で、検討素材からも外すべきではないかというお尋ねです。世田谷区の今までの経緯として、先駆的に取り組んできた中で、所得制限なくすべてのお子様に医療費無料という形で進めております。

そういう中で、今回これが素材に挙がったということですので、我々としては今までの取り組みを含めご評価いただければと思っております。

○健康推進課長 がんにかかった後のケアも重視すべきではないかというご意見かと思いますが、これについては医療ということで、国と都が役割分担をして、がん診療の拠点病院という制度をつくっております。

都は国の制度にあわせて認定病院という制度をしているのですが、これは都内で現在24の病院が指定されております。ただし、世田谷区には、がんの拠点病院がないというのが現実で、世田谷を含む23区の西南部については、渋谷の日赤医療センターと目黒区にございます東京医療センターが、がんの拠点病院になっておりまして、世田谷区の皆さんもこちらでいろいろな相談機能を活用したりとかということが今の現実でございます。

それから、日の出町のお話も出されておりましたが、がんで、病院で治療を行った後、やはり自宅での在宅となりますので、在宅の区民の方のいろいろな療養の支援は、今この地域医療を考えていく中では、今後は一番考えていかなければいけない点ではないかと思っております。

世田谷区でも現在、電話相談を行ったり、いろいろな医療機関の方、これは通常の診療所も歯科も含めて、在宅での医療の連携の動きができないかということで、高齢者の方の窓口は、あんしんすこやかセンターになるのですが、そういう相談機関と医療機関と行政が一緒になって、連携の仕組みをいろいろ今つくっているところでございます。

お話の点は非常に重要な点だと思いますので、引き続きそういうところの検討を続けてまいりたいと思っております。

○政策経営部長 3点目の放置自転車の問題ですが、自転車の撤去手数料が3000円なんです。自転車の問題は、自転車がたくさん並んでであると皆さん困るのですが、ご自分が自

転車に乗っているときは、つい放置してしまうという話ですが、昨今は自転車の値段が安くて、今は3000円取っているのですが、上げると、もうそのまま取りにこないという現状もあるものですから、今のところは3000円ということで、全体としては放置自転車は減ってきていますが、ちょっとそんな問題がございます。

○白井委員長 では、青山委員、お願いします。

○青山委員 いつも税金のお話が出てくるので、恐縮ですが、北海道の夕張市が何年前かに財政破綻したことは皆さんご存じだと思うのですが、それに近いような自治体も幾つかあるように聞いています。

大もとの国も800兆円の借金を抱えていて、税収が50兆円ぐらいですか。だから年収の15倍、15年分の借金を背負ってしまって、何で破綻しないのかと思うのですが、我々個人が年間収入の15倍の借金を背負うとか、中小企業あるいは大手企業でもそうですが、年間売上げの15倍の借金を背負うと必ずつぶれますよね。返済し切れないんです。

国は800兆円の借金を背負っていてつぶれないというのは、あれは借金を返さないで済んでいるから続いているんですね。国民1人当たりになると600万円の負担だというふうな数字もあるようです。

世田谷区は来年、再来年でせいぜい80億円ぐらいの財源不足だということで、まだまあまあいいのではないかという気はするのですが、いずれにしても私が日ごろ考えていることは、政治家とか政党が非常によくはないのだ、日本の政治自体がこの何十年間、非常に悪かったのだという思いがあります。そうでなければ800兆円の借金を背負うようなことにはならなかったのではないかと思うんです。

要は選挙のたびにマニフェストにばらまきの政策を掲げて、それで選挙に受かろうという動きがずうっと続いてきたと思うんです。もうばらまき、ばらまきのマニフェストあるいは公約ですか。

ところが、子ども手当も完全に実施すると5兆円かかると言われていますが、国の税収自体が50兆円しかないとしたら、5兆円の負担はできるわけがないので、全くばかげた話

だと思うのですが、そういうことで政府・自治体の財政が圧迫されているという図式ができて上がっていると思うんですね。

同時に、結果として国民や区民の皆さんの権利意識ばかりが高くなってしまって、区に過大な要求、期待がどんどん膨らんできてしまっているのではないかと思うんです。

だから、区の職員の方から聞いた話ですが、区に来られる区民の方が窓口の方に対して高圧的な態度をとったり暴言を吐いたりする。そしてその来庁者が帰られた後に、その窓口の方が泣いているというふうなことが非常に多いと。

そのようなことを聞いて、私は政治のあり方と若干つながっている部分もあるのではないかという気がします。そして、区民の権利意識が随分高くなって、自治体に対する要求、期待がどんどんエスカレートしているのではないかと思うんです。

基本的に我々の生活は自己判断とか自己責任とか自助努力を基本にして成り立つべきものだと思うのですが、もう最初からお上に助けられて生活していけばいいなどという意識が蔓延しているのではないかと思いますので、この辺を見直すと言ったら変ですが、改めて考えていただきたいという気は基本的にはしています。

ですから、受益者負担というような言葉とか、無料にするかいろいろ議論されていますが、常に財政とか政治のあり方というようなことを基本に考えた上で判断していかなければいけないのではないかという気がします。

私は、よい商品とかよいサービスについては、ただで手に入れる、もらえるということ自体が間違いだと思っていますので、やはりそれなりのお金を払ってよい商品を手に入れる、よいサービスを受けるということが基本にあると思うのですね。

政治には所得の再分配機能というものがあるはずですから、低所得者層に対してある程度の補助をつけるとか、手当をつけるとか、これはこれで仕方のないことだと思いますし、やるべきことだと思っています。

そして、これまでの基本的な説明とか考え方を見てみると、がん検診にしても子ども医療費の助成にしても、おっしゃっていること、やっていることは非常にいいことだし、お

金があるのだったら幾らでもどんどんおやりになっていいのではないですかという気持ちはあります。

ただ、やはり税金には限度があるわけですし、現に税収不足も見込まれているわけですから、不要なもの、無駄なもの、あるいは区がやるべきではないものについてはどんどん削っていくという方向も当然考えなければいけないと思うのですが、そういう視点が欠けているような気がします。

例えば先ほど説明がありました、がん検診に関して、成果目標としては受診率を高くすると。これはこれで非常に結構なことだし、当たり前なことだと思うのですが、その1つの方法として検診を無料にするという手段がとられているケースがあると思うのですが、私はこれは基本的に間違いだと思います。

先ほども言いましたが、所得の少ない人に対して手当をつけるとか扶助するとか無料にするという考慮は必要だろうと思うのですが、これを無料にして、要は区が全部負担してあげるとことは基本的な考え方としては間違いだと思っています。有料にして、貧しいところに対しては何らかの手当てをするという考え方でいいのではないかと思います。

それから、所得制限がほとんど設けられなくなっているという傾向も強いと思うんですね。先ほど860万円以下の所得の家庭に対してはということで、860万円の所得制限を設けるというようなご説明があったと思うのですが、860万円の所得と言うと、給与収入で1000万円を超えているのではないかと思います。

だから、1000万円を超える給与収入を上げている家庭が何でその対象になってくるのかなど。ワーキングプアという言葉があると思うのですが、要は、あれは年間収入、給与収入がせいぜい200万円とか250万円ぐらいという所得層だと思うんです。1000万円を超えるような給与収入で860万円以下の所得に該当したから補助がもらえるとか手当がもらえると、これもやはり間違いのような気がします。

先ほど保健所の副所長、あるいは健康推進課長がおっしゃったように、非常にいいことを言われたと思うんです。区民の意識の改革をして、あるいは啓発を強化して受診率を高

める。これは私は正解だと思うんですね。

区がやるべきことは、区民に対して啓発して、啓蒙して受診率を高めていくと。私は基本的な行政の役割はそこにあると解釈していますので、いろいろとふんだんに、ばらまきをやると言ったら語弊がありますが、過剰なサービスを区民に対して提供するということが自体は考え直すべきところが多々あると思っていますので、これは私の意見です。

○白井委員長 では、今の内容についてよろしくお願いいたします。

○健康推進課長 お話のあった国の財源等、借金等の話ですが、こちらについては、がん検診についても国のそういう社会保障制度の改革や、あるいは医療制度改革等を踏まえながらいろいろな経緯を経てきているところですが、がん検診については、以前は国の補助事業があったわけですが、平成10年度以降は一般財源化されておまして、各自治体が独自の財源で実施するという形になってきてございます。

ただ、例外的に昨年だけ無料検診事業がちょっとありましたが、基本は今、区の財源をもとに実施している事業ですので、お話のように区民というか国民の権利と義務のあり方という観点からも議論しながら、いろいろな負担のあり方等も考えていく必要があると考えております。

○世田谷保健所副所長 今、委員から大変参考になるご意見をいただきました。やはり区民みずからが自分の健康を守るという認識に立っていただくことがまず大変重要なことだと思っております。ですから、あと行政は多様な検診メニューを用意して、区民が必要なサービスを選択して受診していくという環境づくりが、行政に課せられたまですべて大切な役割だと思っております。

その上で、またその費用負担を必要な部分についてはご負担していただくというようなことで検討していくべき話かなと考えております。

○子ども家庭支援課長 子ども医療のほうですが、確かに先ほどのお話の中で所得制限860万円は収入であって、所得ではございません。実際に所得にすると600何十万円ぐらいになるかと思えます。申しわけありません。

それと、所得制限云々の話は先ほど保健所のほうでも申しましたように、やはりこういう医療にかかわる仕組みでは、少子化という中で、全体として国も少子化対策の中で乳幼児のそういう負担を減らしていくという流れの中では、財政的状况もかんがみながら、少子化の中で区として何がどこまでやれるのかという判断のものだと思っております。

○白井委員長 それでは渡辺委員。

○渡辺委員 今、区民の意識あるいは意識改革という意見が出て、少し関連するかもしれませんが、基本的に私自身が考えるのは、この健康の分野、特にこのサービスを提供している、きょう素材に挙がっているような分野は、あつて当然、なければ大きな不満要因になる。あつて世田谷区はすばらしいということにもならないような、衛生要因的な要因だと思います。

したがいまして、何かここで非常に明確な利用者への負担をどのくらいにするとか、どんなサービスにどんな負担を持ってくるかとか、そういうことに関して基準というか方向性というか、そういったものは非常になじみにくいところだと思います。

財政的な立て直しということもありますので、では、どうするかと言ったときに、やはり1つ重要なことは、この受益と負担ということに関しても、区の側が学習的な意図を持って徐々に漸進的に対応していくしかないのかなと思うのですね。

と言いますのは、例えば負担をふやしました。それで利用する側がふえました、あるいは減りました。少し期間がたってからふえましたというお話もありましたが、そういう検診の結果というか、区の試みに対してどのような結果が出たかを意図的に、何を知りたいのかを区のほうで、先ほども言いましたが、何を学習したいのかというような意図を持ってまずやってみると。細かい対応でいいと思います。その細かい対応の積み重ねで、どの程度とか、そういう尺度が徐々に見えてくることかなと思います。

ですので、ぜひそういう利用者側との相互作用の機会ですか、ここで言うと、やはり負担をふやしましょうという話にはなってくると思うのですが、それでもいいと思うんです。まずその試みを、ぜひ戦略的な意図を持ってやっていただく。

そして、そのフィードバックから学んでいただき、漸進的に最善なものに徐々に近づいていくという試みをぜひ積極的にやっていただく。何かきれいな統一的な方針はなかなか出にくい。先ほど申し上げたように、もしなければ不満は大きくなりますので、そういう意味で、そういう意図を持ってやっていただきたいという願いが1つです。

今まで対話はされてきたと思うのですが、そういうものをお持ちになってやってこられたのかをちょっと質問としてお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○健康推進課長 ありがとうございます。確かに利用する側とサービスを提供する側のコミュニケーションを本当に円滑にしながら、その事業のあり方あるいは負担のあり方等も考えていかなければいけないというお話かと思いますが、健康せたがやプランというものつくってありまして、これはもう何回か改訂を重ねてきているのですが、一応5年ごとぐらいに区民の意識調査を実施しておりまして、そういう意識についても、なかなか細かいところまではとりにくい面もありますが、そういう区民が今のこういう健康づくりの事業に対してどのようなご意見をお持ちかも、アンケート調査の結果などを踏まえながら、これまで議論も進めてきているところではございます。

さらに、その辺の学習的意図というお話でしたが、やはり行政としても、より目的意識を明確にしながら、事業の展開、それとその事業を展開する際に、その利用者のご意見などをより取り入れながら漸進的にやっていくというご意見かと思いますが……。

○渡辺委員 コミュニケーションなどももちろん重要だと思うのですが、その結果を見てパーセンテージであるとか、その成果を見て、ここはふやしても大丈夫とか、まあ、恐らく言葉に出して言うと、こうやらなければならないということになってしまうと思うので、そういう結果の分析をしっかりしていただいて、それを個々の、がん検診でしたら、がんの対処の仕方に充てていくというような小さな取り組みを期待しているということもちょっとつけ加えさせていただきます。

○健康推進課長 そういう観点で進めてまいりたいと思います。

○子ども家庭支援課長 おっしゃっていただいたような形で、子ども医療費については、

世田谷区の子ども計画は平成17年から10年間の計画があって、前期計画の中で区の方針として、やはり予防型行政を目指していくということと、子どもの育ちやすい環境づくりという中で、これは公助の仕組みとしてこういう子ども医療制度の拡充をしてきたところです。

また、後期計画でも、やはり子育ての支援という中で、これもしっかり位置づけてございますので、そういう意味では子どもの医療制度のような取り組みは引き続き必要なことだと思っております。

その中で区の財政状況のかかわりの中で、どんなことが小さなことから始められるかというところでは、制度がこういう医療補助の仕組みなので、非常に難しいところだと思っております。

ただ、それを実施する上での実行体制、事務の仕組みとしては、やはりトータルコストを考えれば、事務の仕組みについてもコストのうちと考えておりますので、そういうところでは、今年度は子ども手当という制度が始まる中で、同様に子ども手当は所得制限がございませんので、子ども医療制度とほぼ同じ対象者というところで、組織を簡素化して、私どものほうで後方事務を一本化していく中で、両制度をうまく運用していくというような、こういう事務コストに係る部分では手をつけてございます。

引き続き区の財政の中でどういう取り組みがよいかは考えていきたいと思っております。

○和田副委員長 これまでのお話を伺って、改めてこの受益と負担の視点にかかわって、2つの検診と子ども医療費助成を素材として取り上げたことは、本当に命にかかわる事業であるので、この受益と負担というテーマに的確、適切な素材であるのかということを考えて、当初はある種の疑問を持っていたのですが、この委員会のスタンスとしても、もちろん財源の問題がありますので、見直しでき得るならば削減というようなことも、当然、我々の委員会に課せられた課題だと思うんです。

ですが、逆に言うと、こちらに依頼されたときに、むしろいいものはきちっといいと位置づけておくという確認も含めた検証委員会の課題であるということと同時に言われて、

そうすると、ずっと聞いていますと、私は、命にかかわってくる点で言えば、やはり大事な施策であるのだなということを改めて確認させていただいたということです。

区民の税金は、当然低所得者、高額所得者とかかわらず負担をしているわけですから、その再配分をどう考えていくかという視点に立ってみると、がん検診においても子ども医療費助成においても、国民あるいは区民が平等にきちっと受け取るべきサービスであるのだということを思いました。

そういう中でも、では、どうやって限られた財源の中で考えていくのかということだと思いますが、がん検診については、お話を伺っている限り、やはりどうやってその受診率を高め、それが予防につながっていくのだという視点でお話がされていたし、当然担当部局であるならば、受診率を高めることは1つの成果をはかる指標ですので、とても大事な点だと思うんです。

ですが、これまでの議論を聞いていて大変感じたことは、財源の目から見てどこまでが受診率の許容の範囲であるのかと。できるだけ上がれば上がるほど、それは健康推進課においては当然、成果として、いいこととしてはかられるわけですが、財政的な面で言うと、どこまでが許容範囲であるのか、それぞれ財政部局と担当、健康推進のほうでのずれはあるかもしれません。

その辺については、もちろん設定は幾つかあるようですが、財政の問題もにらみながら、健康推進のほうとしては、正直なところどの辺を目標設定として置かれているのか。もちろん先ほど言ったように全体で考えなければいけない問題ですから、当然健康推進で考えている予算について、財政担当のほうで、それはいかんというようなこともあると思いますが、その辺をお教えいただけたらと思っております。

それから子ども医療費ですが、やはり国の政策も、ある時期から家庭のプライベートな領域の中で子どもを育てるといような視点から、広く社会の次代を担う存在として子どもを位置づけ、したがって、かなりの財政的な問題はあろうとも出生率を上げ、そして全人口の構成に占める年少人口の割合を、やはりバランスよく置くと。

片方で高齢化も進んでいるわけで、かなり人口のサイズが小さくなっていく上で、なおかつ高齢者の割合が高くなり、子どもの割合が逆に低くなるという、このゆがみを次の時代の中でどう設計していくかというときの、子どもの存在の大きさと。だからこそ、恐らくこれを見ている、平成4年から世田谷区においても、医療については制限なしでかなり広がってきているという動向に現在至っているのだと思うのですね。

そういう中で、単に23区の中で世田谷区はそういう取り組みを、これまでも先駆的に先進的になさっていて、恐らく都や国の制度をもここまで変更させるような役割を担ってきた。そしてこの段階で所得制限を設けるなりすることの意味は、23区横並びの中で、それを、逆に言うと今度は、所得制限を設けて、今の動向にさお差すような役割になると。

もし世田谷区がこれを見直すというようなことであるならば、そういう意味がかなりあるのかなということのを少し考えつつも、社会全体の趨勢で考えていくと、たかが医療費と考えると、やはり次のということを考えたら大変意味ある施策だなと思っております。

そういう中で先ほどの回答の中に子ども計画があつて、後期に向かつて、恐らくまたさまざまな施策をお考えになっていると思いますが、その点、今までやってきた子どもにかかわって、医療費のことも含めてですが、今後、世田谷区の、片方に財源の問題を含みながらも、子ども施策全般について、こういう世の中の趨勢の中でどのようにお考えなのか、その点をちょっと教えていただけたらと思っております。

○健康推進課長 今、副委員長からご質問がございました、それぞれのがん検診の受診率の数値目標をどのように考えているかという点ですが、結論から申しますと、現在そういう数値目標は、保健所内でも立てていないところが現状でございます。

東京都では5年置きに調査をしております、平成18年の調査では、例えば胃がん検診だと29.9%で、一応30%の受診率がある形になっております。この内訳がまたあるわけですが、住民検診で持っている部分と企業の検診、あと個人の人間ドック等で受けている検診、これはサンプル調査に基づくものなので、ほぼ実態に近いかと思うのですが、これはそれぞれのがん検診について毎回調査が行われているわけです。

こういう調査と、区で行う独自の調査等も踏まえて、引き続き世田谷区がこの住民検診として何%を目標にやっていく必要があるのかを、検討委員会等を設置して、まずその辺の数値目標が立てられるかどうか、そういう点からちょっと議論をさせていただきながら、もし立てられるものであれば、一定の数値目標を持って、区としてここまでやっていくという施策の目標を掲げていきたいと今考えているところでございます。

こう言うのはなんですが、例えば胃がんですと毎年20何名の方がこの決算の時点で発見されて、要精密検査の方が2500人ぐらい見つかるわけで、その中から、がんになっていく方がまた出ていくわけですね。そして胃がんで亡くなる方が250人前後なんです。

そうすると、今の受診率の中でも、そのがんの後の生存率等を考慮した場合、もしかしたら胃がん検診についてはちょうどいいぐらいの、5%ぐらいでもいい数字ではないかという考え方も立てられますし、いやいや待てよ、いろいろな生存率をもっと詳細に調べれば、やはり今の倍ぐらいはないといけないのではないかとか、その辺をそれぞれのがんで今後議論をして、目標を定めていきたいと考えております。

ただ、その際にも区の役割がどこまで、企業の役割あるいは個人の負担はどうあるべきか、そういう総合的な観点から考えていく必要があると考えてはおります。

○財政課長 財政負担の話で、ちょっとよろしいですか。今ご説明がありましたが、やはり受診率を上げて、がんを予防するという目標はだれも否定しないと思うんですね。先ほどありましたように国は基本計画とかで50%の受診率を目指すみたいな目標もありまして、では、世田谷が今10%も行っていないから、5倍から6倍で、30億円ぐらいかかるのですかみたいに簡単に行くわけですね。

そして気になることは、先ほど申し上げましたように、いわゆる財源措置がない中で、1つは国と市町村の負担割合はどうするのかというところです。それが1つ。

それと、今、職域の関係がございましたが、大きな企業は大体会社で検診をやってくれます。あと協会けんぽのほうもあります。区はそこまでなかなか把握できないものですから、ご通知は一斉に送ってしまうのですね。そのときに本来会社で受けていただくべき人

が区の検診にいらしていないかみたいな、そういう税金の使い方の問題も出てきます。

ですから、実施は自治体の役割とされているのですが、財政負担はどうなっているのかと言うと、健保組合があり、協会けんぽがあって、区は国保を持っていますが、そのすみ分けと言うのでしょうか、中小企業には、がん検診の実施義務はないそうですが、どこまで自治体の税金で中小企業にお勤めの方のがん検診を賄うべきなのかと。

そういうことと、国は、勝手にとは言いませんが、目標を持っていますが、それを一般財源化して、国はいわゆる地方交付税に入れているという言い方をしていますが、23区ではもらっていません。

そういう中で、いわゆる全国的には目標を持って取り組みましょうということになっていますが、では、区としてはどこまでその負担をしていくのかという意味で、結局どこまで耐えられるかというお答えにはなっていないのですが、いわゆる目指すべき方向としては世田谷区も同じだと思っているのですが、それを歩み出すに当たって、やはりだれがどこで負担すべきかということは整理していかないとならないと。

財政的な面、税金をご負担いただいている面から見ると、区民の方へ通知を多く差し上げて、受診率が伸びた、よかった、よかったということでもないのかなという問題意識を持っているところです。

○子ども家庭支援課長 それでは、子ども計画の絡みで、今後どのような施策を考えているかということをお尋ねいただきました。

先ほど申しあげましたように、子ども計画は平成17年から10年の計画で、前期5年間では、特に緊急対応の中で虐待予防というところで取り組んできたこと、そういう中で施設整備とか、在宅の子育てでは子育てステーションなどの取り組みをしてまいりました。

そういう前期の取り組みを踏まえて、後期計画では一定程度子育てに関するいろいろな施設絡みのものは、ご案内の保育待機児というところ、保育園の整備は置いておきまして、一通り取り組みは前期の中でできてきたのではないかと考えております。

後期計画では、先ほど来お話があるような財政状況の中で、最優先課題は何であろうか

と、子ども計画全体の中で重点取り組みを掲げております。その1つは、先ほどの保育待機児の解消、もう1つは支援を要する家庭のサポートと言っていますが、ひとり親であるとか、そういう困難な課題を抱えている家庭へのサポート、もう1つは、子どもが地域で育っていけるようにということで、子どもの育ちの支援というような形で重点取り組みを考えております。

そういう中で、今後の区の財政状況ということはございますが、後期計画の中では重点を掲げながら、そこに重点的な取り組みをしていくということで考えてございます。

○白井委員長 長時間にわたり貴重なご提言をいただきましてありがとうございます。時間の関係もありますので、私から簡単な形でまとめをさせていただきたいと思っております。

区民の健康管理、安心安全の観点から、世田谷区に住んでよかったな、やはりここに小さな子どもを連れて、ここで生活をしていきたい、またいろいろな面で活動していきたいと考えたときに、2つの観点から、がん検診についても、非常にいろいろな検診をやられている。さることながら、その結果を見たときに、受診率等を含めて余り成果が出ていないのではないかというような提言が多かったと思っております。

では、そこにどういう問題があるのかと考えたときに、やはりもっと広報的なところをうまく、運用面で促進を図ることによって、そういう問題が解決できるのではないかという内容のものだと思うのですね。

今、財政課長から出ましたが、その中で大きな特徴は、企業で受診できるものは企業で的確にやりなさいよ、何も区でやらなくてもよいのではないかということがあります。

しかし、やはり最も注目すべきところは、女性の皆さんの受診に本当にアテンションが払われているかどうかですね。がんのところだけでなく、子宮がんとか乳がんのところ、これは、だんなは会社に勤めていれば会社の健康診断で受診する可能性がありますが、家庭の奥さんのほうは、なかなかその検診の機会に恵まれないということがあります。

そういうことを考えたときに、各委員からも出ましたが、むしろもっともっと広報的なものを工夫しながら、その促進を図るべきだということだと思うのですね。

もう1つは、結果をいろいろお伺いしていると、よいことをたくさんやっていたりすることはよくわかりましたが、それに対するデータの分析、解析的なところがちょっと足りないのかなど。いろいろなものをいろいろな過程で分析していくと、いろいろなものが見えてくると考えますので、今後の展開の中で、せっかく費用を投入してやっている以上は、それなりの成果分析的なものをよくとらえていくことが肝要だろうと考えております。

さて、もう1つの子どもの助成ですが、私はあえて経験豊富な片田さんを含めて、がんのところと、また子ども医療のところでも冒頭にお話しいただいたのですが、両面のところで、どこにねらいを持ってその事業を推進しているのかですね。

もう1つのところで考えたときには、先ほども申し上げましたように、がんの検診等を含めて、そこが明確でないということは、もう1度原点に戻ってとらえた場合には、今までやられている経験等を踏まえて、非常にいいところにつながっていくのではないかと考えています。

その子どものところですが、やはりすべてをこちらで対応しているということは、その財源の抑制的なものを考えたときにどうかと。その中で各委員は、子どもの医療助成を考えたときに、本来そんなに大げさな形でかかるべきことがないのに、何でもかんでも病院に行ってその治療をしているのではないかと。また病院が1つの場、駆け込み寺ではないですが、いろいろなものたまり場になっている可能性もありますねという環境が懸念されるものがありました。

その中で、ほかの自治体と比べて世田谷区は大変恵まれた環境にあると考えた場合に、やはりその医療費も、所得制限的なものも十分これから検討材料として取り入れるということは必要だろうと、こんなふうに考えております。

もう1点、それ以外のところで大変貴重なご意見を賜っているものがあります。世田谷区はほかの自治体と比べて、医療等を含めて大変優遇策がある。したがって、ほかの区から世田谷区に移って子どもを育ててみたいと考えたときに、これは区としての政策は大変

的を射たものだろうと思うのですが、さりとて、やはり財源を考えたときに、何から何までという形にはいかないのではないかと考えております。

その中で、財務、経理がご専門の青山先生から大変貴重なご意見をいただいたのですが、やりたいのはやまやまだ、やることは結構ですと。でも、それをやるにはお金がかかってくる。やはり財政をよくかんがみた形で取り組んでいくということを考えたときに、区民の意識改革が必要ではないかと。

何でもかんでも要求する、これはやはりそうではなくて、自分でできることは自分でやるというような意識改革を持った中での取り組みということは大変重要だろうというご指摘をいただいたもので、大変貴重なものだろうと思っています。

もう1つですが、浅野委員から、特にこの子どもの医療費のところは、この素材に挙げる必要はないのではないかと、こんなものは当然だということもありましたが、それはやはり大変貴重なご提言だと思います。その中で考えたときに、すべてこれはもう財源がどうかと。余裕のある環境ということを考えてときに、できることはやるけれども、できないことは無理なのだ。

区の行政も知恵を出すけれども、区民の皆さんも大いに知恵を出してください、力をかしてくださいよという中で、より一層この健康管理、安全安心の世界を、奥行きを深く取り組んでいくべきではないかなと、こんなふうに考えています。

こういうものを各委員のご提言という形で私なりにまとめさせていただきましたが、そして最後に平野委員から、世田谷区の財政から見たら微々たるものではないか、もっと投入しろよというご提言もいただいておりますが、これはまたこれで重要なんです。というのは、やはり財源の問題もありますが、ほかのものを削ってもここに費用を投入しないといけないというものがあります。

したがって、今回3つの素材という形で取り組んでおりますが、ほかにもっと費用を削減して、こちらに投入するんだと、私自身、こういうことの大きな提言だととらえておりますので、またぜひご参考にしていただければと思っています。

そういうことで、大変簡単ですが、これを最後の取りまとめというところで、より一層落とし込んだ形で、我々のほうでまとめていきますので、きょうはこの限られた時間ですので、簡単にまとめさせていただきましたが、よろしくご了承いただければと思います。

そういうことで、事務局にお渡ししたいと思います。

○政策経営部長 きょうは午前中、ありがとうございます。これから休憩ですが、再開は1時40分ということでお願いしたいと思います。どうもありがとうございます。

午後0時22分休憩

午後1時40分再開

○白井委員長 大変お待たせしました。それでは午後のセッションに入らせていただきたいと思います。

今まで各委員からいろいろな議論を賜りましたが、この時間帯では、それを踏まえて今後どのような形で整理をしていったらいいかというところを中心に進めていきたいと思っております。

その中で、これから委員の皆さんにご討議いただくポイントとして、区の施策・事業を今後どのように見直していったらいいか、これが1つのポイントですが、その中で各視点の議論の確認と、または今までの討議ではちょっと漏れてしまったというところを追加のご意見として賜りたいと思っております。

その1つが、行政と民間との役割分担の考え方を今後どのように考えていったらいいか、これが1つ。

もう1つは、これからの時間の中で、ここがちょっと激論になるかと思っておりますが、外郭団体とどのような連携を図って、より一層効率化を図って、またうまく運営していくことが必要なのか、またできるのか、このポイントですね。

そして、午前中ご討議いただいた受益と負担のバランスはとれているかどうか、実際に区の財政等はいろいろなものがありますが、そういうものを考えたときに、区民の皆さんにいろいろご協力いただくところは、やはり積極的に相談して展開していくということも

これから可能だろうと思っておりますが、受益と負担のバランスは、本当にこれからのことで考えたときに、今までとれていたかどうか、これからどうしていったらそのバランスがとれるか、こういうことについてご討議いただければと思っております。

もう1つ、世田谷区独自の施策、特性を生かした、他に模範となるべき施策の展開は、これからもっともっと知恵を出すことによってできるのではないかと、その展開をしていくためにはどうしたらいいかということですね。

その他、皆さんに資料等でご案内したとおり、類似の事業があるわけですが、その見直しというようなことに対して、ちょっと議論を賜ればと考えております。

そしてもう1つは、これから議論を進めていただいた結果をまとめて区に提言案として作成をしてご報告申し上げるわけですが、その内容として、議論を踏まえた検証委員会としての基本的な考え方、お忙しい時間にご参加いただいた中で、本当にこの委員会に参加して、いい意見を提唱できたというような形につながるものをぜひまとめていくことができると考えております。

そして、区の施策・事業の評価軸の確認ですね。これは渡辺委員からも最初にご案内いただきましたが、区が取り組む施策・事業の展開に対して、やはり評価軸を設けるべきだ、そういうものを明確な形で確立することによって新たな展開が生まれるだろうという考え方の中で、この内容についてのご討議ですね。

その他、提言に盛り込むもろもろの要素があると思いますが、それは適時、委員のお考えをご提言いただければと考えています。

こういう内容について、これから議論に入らせていただきますが、よろしいでしょうか。

それでは、これからの時間帯は、既にこれで討議してしまってもよろしいですか。

○和田副委員長 1つ1つやったほうがいいんじゃないですか。

○白井委員長 そうですね。では、1つ1つ進めていきたいと思っております。

最初の「行政と区民との役割分担の考え方について」ご意見を賜りたいと思っておりますが、

では、和田副委員長。

○和田副委員長 昨日の午前中の議論の結果がこちらにあります。素材は池之上青少年会館・成年の家、そして世田谷市民大学を取り上げてやりとりをいたしました。その結果、皆さんのご意見は、かなり料金設定の問題とか事業の、とりわけ市民大学については、事業の見直しのアイデアも幾つか出されておりますが、もしできるならば、それに追加的に何かご意見をいただけたらと思いますが、どうでしょうか。

堀口委員、何か。

○堀口委員 青年の家まで一緒に考えてよろしいですか。

○和田副委員長 はい。

○堀口委員 ちょっと青年の家のところで、宿泊施設について疑問に思ったことを、きのうは言う時間がなかったのですが、ちょっと1年間の内容を見ると、78団体1419人が使ったと出ています。

多分こういうところはリピーターが多いと思うんですね。だから1つの団体が何回か使っているということもあるかもしれないのですが、それを抜きに考えても、大体300日のうちの100日は使っていないくらいの計算になって、あと200日はあいていると。

私も行って見たのですが、すごく環境のいいところで、どうして利用者がどんどん減っているのかなということがすごく疑問なんですね。多分何か理由があるのだろうと思うのですが、その辺を解決しないと建て直しということに結びつかないのではないかと思います。

○和田副委員長 昨日も今のような稼働率の問題が指摘されて、ですから、利用のされ方、建てかえの問題もかかわっているんで、その辺も再考と言うか検討していただきたいというようなことは出たかと思えますね。

○堀口委員 その理由が不明確と言うか、私は、多分今は都内でそういう宿泊施設を使って何か研修をするよりは、もっと環境が変わったところでやるほうが、きっと効率がよくて成果も大きいのではないかと、この表を見てそのようにとったんです。

○和田副委員長 宿泊施設を持つことがいいのかどうかということは昨日も出ましたね。どうでしょうか、今の点にかかわってでもよろしいですし、この際、これについては何か追加的に言いたいというようなことで……。

○小野寺委員 何か青年の家とつくと、青年が使うのかしらというふうになるので、これは青年の家という形で限定して持っている必要はなくて、いろいろなことに柔軟に使えるような施設に形を変えて、あいている時間はこういう人たちが使って、泊まるときにはこういう方が使ってみたいな柔軟な使い方がもっとできないかなと思うんです。

○上田委員 先ほど、青年に限らずに、あいている時間はどなたでも使えるようにというお話があったのですが、確かに私の考えとしては、箱物があって、だれでもそこで参加できるような環境、青年に限らずということが、稼働率が高まるのでいいとは思いますが、それによって維持費とか、そういった行政の負担が大きくなっていくようでは余り無意味ではないかと思うんですね。

特に視点1で挙げられたような素材は、サービスというものは、午前中もちょっとがん検診のところで出てきたと思うのですが、基本的には対価を支払うものである。けれども、行政が行うポイントは、だれでもが参加できるものである。そういうことを踏まえて、限りある財源の中で考えると、今、特に視点1で出てきたような青少年の家とか市民大学に関しては、今ある規模を広げずに、本当にその目的に沿ったものだけに集約して事業を続けていくということがベストなのではないかと私は思います。

○和田副委員長 それも1つの考え方ですね。その点、ほかに……。

○熊倉委員 私は昨日もちょっと宿泊施設として必要かどうかということを投げかけたときに、やはり区の中、世田谷区にしかないということで、そういう地域の住民の方の意見も参考にしながら、今後新しく建てかえるということで納得したんです。

それはそれで、地域の方が望んでいるのだったら、それはそれでいいとした段階で、私の考えとしては、宿泊するから稼働率が減っているみたいなことを、ちょっと違う場面でお聞きしたので、それであれば、毎日稼働させたいのであれば、宿泊施設としての機能は

必要ないのではないかと思ったんです。

宿泊と言ってもいろいろなパターンがありまして、ベッドとか畳はなくても、現に子どもは児童館に泊まろうということで、寝袋を持って泊まる体験というのができているので、そういう形でもできますし、実際に小学校でも体育館を借りて泊まる事業みたいなものがありますので、特別宿泊施設としての機能がなくても、そういう体験はできると私は思っているんです。

だから、世田谷区には川場村というすばらしい施設というか事業団もありますし、そこでそういう体験を主にできると思うので、そこでそういうことをしていただくような形をとればと。

私の意見としては、やはり青少年会館、青年の家に関しては、すごく老朽化も進んでいるので、建てかえるのであれば、もうそういう宿泊施設みたいなものは必要なくて、それならば図書館が隣にあるのだから、もっと勉強ルームとか、今、千代田区でやっているらしいのですが、図書館を第2のオフィスとして使ってもらおうということで、何か無線LANなどを無料で使えるような形で開放しているらしいんですね。

そうすると、いろいろな地域の方も集まってお話ができたり、企業の方も1日借りて、そこで別の会議ができたりするというお話をちょっと聞いたので、そういう使い方もできると思うので、私の意見は、やはり宿泊施設としては必要ないというふうには今も思っているのですが、それは区の判断なのでお任せしたいと思っているんです。

○和田副委員長 その提供する機能のあり方の見直しも、宿泊するかしないか、どちらに決めるということではなくて、そのような使い方の工夫もかなり必要ではないかということですよ。

○片田委員 今のお話も含めて、きのうのお話でもそうだったのですが、やはり目的があるはずなんです。あったのも結構崇高な目的はあるのですが、それに対して手段として、今はこの青年会館を使ったり、市民大学という形をとったりしていると思うのですが、その手段が、今まで行政がやらなければならないと思ってやってきたことに対して、民間で

もできることが世の中にふえてきて、手段としてという観点からすれば多様性が出てきて、それもより効率的に運用できるのであれば、そちらの手段をとってもいいのではないかというような時代なのかと思うんですね。

今回の素材で言えば、1つは身近なところで、緑ある環境の中で青年を育てる、青少年を育てるというときに、この青少年会館という方法がいいのか、例えば先ほど熊倉委員もおっしゃったように、勉強するようなところとして、緑の中で勉強できるということが、例えば青年を育てていく上で重要なことであると言うのであれば、それも1つだとは思いますが。

共通して言えることがあるとすれば、昔掲げた目標があって、今もそれが引き続き重要なのであれば、その目標は、やはり考えて今風にしていかなければいけないでしょうし、手段についても、やはり今風にやっていく必要があるのかなと思います。

そういう意味では、実際にやるに当たっても、民間でできるのだったら、もう民間に任せてしまおうと。だけれども、その本意のところは曲げないで、こういう利用目的、このような達成をするための手段として民間を活用するのだと。

そして活用する上で言えることは、1つは効率性ですね。行政が非効率、不効率だという話は、ややステレオタイプになりつつはありますが、皆さんが努力していく中で、まだ不足しているところがあるのであれば、一部民間にお任せすることによって効率性を追求すると。

もう1つは、必ずしも効率性だけではなくて、例えば羽根木公園とかプレーパークなどがある、あそこはNPOの方々がプレーパークの運営をしているんですね。それはNPOとして、より小回りがきいて、子どもたちを育てて、多少けがをしてでも、それは自己責任で育てるのだというようなことで、それも体験の1つだということでお任せをするということも1つだと思うんですね。

では、それを例えば行政の職員が出張って行って、みっちり手とり足とりやりますという話になると、やはりそれはコストがかかってくる話なので、1つは効率性の問題と、も

う1つはそういうサービスの多様性にこたえるときに、よりよい手段。例えば子どもと遊ぶということであれば、専門性が高い、地域のNPOの方にお任せするとか、そういう専門性の高さからも任せていく部分があるのかなと。

そういう意味で、この中では目的の話と手段の話が取り上げられていくべきかなと思います。

○白井委員長 午後から進行役を変えていただいて、ちょっと私からも、まとめという方向も含めてご案内をしたいと思うのですが、人を育てるということを考えたときに、今の環境から見るとマンネリ化的な要素が非常に強いのかなと、昨日のお話を承って、いろいろな面で感じているところがあるんです。

そういうことを考えたときに、この世田谷区は、平野さんからいろいろなご提言もいただいたのですが、いろいろな人材が出ていらっしゃる。その世田谷区から輩出されているいろいろな人材にご支援いただいて、お金のかからない付加価値の高い、いろいろな面のご指導をいただくという発想というものはこれからあってもいいのかなと。こういう場合は余りお金のかかる話ではない、場所も限定されるものでないと考えております。

その一例として、実は板橋区の事例をちょっとお話ししたいと思うんです。板橋区には実業界で大変活躍されている方がいらっしゃって、皆さんご存じのアフラック、アメリカンファミリー生命保険という会社の創業者で、大竹美喜という方がいるんです。この方は、私利私欲ということではなくて、一代で事業を育て上げて、あとはどうしようかと言ったときに、社会貢献性の非常に高い活動をしていらっしゃるという中で、いろいろなところでこれからの人材を育てようということで指導をしています。

その中で、板橋区の次世代起業家人材育成というような、これはちょっとステージが上がるのですが、そのような塾をやっているんですね。これを忙しい実業家が毎月時間をとってやっているんです。これにその地域の方が参画して、いろいろな面でその指導を受けていると。

このときの塾の拠点はどこかということ、その都度なんです。板橋区内の区の官舎の中で

こういう会議室を借りてやる場合とか、またはほかのゲストを迎えてやる場合は、その人の会社で研修をやらせていただくとか、そのようないろいろなことをやっているんです。したがって、その場所的なものはそれほど固執する必要はないということもあるんです。

そんなことを考えたときに、やはりこれからの青少年教育、次代を担う人材育成ということ考えたときに、そういう今までにない人たちの力をかりながら、方向性を定めて取り組んでいくということも大きなポイントになるのではないかと考えています。

もう1つは、今まで国とかいろいろな自治体さんがやってきたものは箱物なんですね。ハード的なものを中心はずっと取り組んできた。ハードよりもソフトの環境のほうが重要だろうと思うんですね。特にハードにはどうしても先行投資的なお金がかかりますから、そういうものを、ちょっと視点を変えた形でやれば、そんなに大きな投資をしなくても、そういう次の時代の人材育成的なものの環境をつくり上げることは、うまく考えられるのではないかと考えております。

○和田副委員長　では、片田委員のご指摘にあったように、これは3つの視点共通に言えることですが、政策目標があり、それに見合って、具体的にはさまざまな事業が、その目標達成のための手段としてあるわけですが、その手段が時代の変化によって変化してきている状況であるし、とりわけ財源の問題とも絡み合いながら、やはり見直しがされるべきだと。

そういう中で、ここで言う青少年会館とか青年の家は、それぞれの提供している——ここで議論になったことは宿泊という問題ですが、そういうこともきちっと見直しながら、その目標がより達成されているのか、そのためにはどういう手段、すなわち事業の内容も含めて検討されるべきではないかと。

その際に、ここでテーマであった行政と民間の役割、それからその民間の力を活用するということも含めて、かなり全体的な視点に見合った検討がなされるべきではないかと。

そのことは市民大学についても言えるようなことで、ここでは生涯学習と市民大学と生涯学習講座、3つのご説明があって、さらに市民大学で目指すべき目標と提供されている

施策の内容に若干ずれがあるのではないかということが各委員から出され、そういう中で、例えば講義は地元の大学をもっと活用すべきであるとか、ゼミに大変効果があるならば、それだけ残すべきであるとか、いや、すべてを地元大学にすべきだという意見が出されましたが、その点、私が申し上げた以外に意見がございましたら、ぜひいただけたらと思います。

○片田委員 民間活用と、次のテーマのサービス提供体制とも関係してくるかと思うのですが、事業の継続性、サービス提供の安定化と言いますか、そういったものは割と重要なところにあるのかなと。

特に受益と負担のところで挙がっていた医療費の話とか、生命にかかわることについて、例えば民間事業者がやって、途中でだめになりましたということはなかなか受け入れにくいことでしょうし、単に効率性だけを追求するものではないのかなと思いますので、1つは事業継続性のようなものは観点に入れていただきたいなと思います。

あと、同じように、ちょっと前回もお話しさせていただいていますが、サービスの品質については、どうしても昨今の予算カットという視点から言うと、まだ余り大きな事故は起こっていませんが、安かろう悪かろうになって、それが生命に関係するところだと、本当に死亡事故が発生するということも、これはない話ではないと思うんですね。

そういう意味では、品質の確保というところについて、行政から切り出しをするのも、行政がやるのでも、やはり必要なのかなと思います。

○和田副委員長 視点2と3に共通するという事になってしまっていますので、その点も含めて、もし行政と民間はとりあえず終えて、視点2の外郭団体とどのような連携というようなことで、昨日の午後でありましたが、さらにご意見をいただけたらと思います。

13の外郭団体があって、素材として取り上げたものはサービス公社と社会福祉事業団でしたが、重なっても結構ですので、どうぞございませうかね。

○白井委員長 委員の皆さん、今回のご討議で、最初の条件が私のほうでうまく設定されていなくて、ご案内がまずかった面があると思うのですが、この外郭団体については、こ

の時間帯でももう少しシビアに、鋭く表現をしてもいいのかなど。

ここは国の事業仕分けとはまたやり方が違いますが、多少その方向を同じような軸にかんがみたときに、自治体、区が外郭団体をつくるということは、やはりそこに当然天下りの要素もある程度視野に入れながら取り組んできているということも、ここの討議の中ではどうしても避けて通れないのではないかと考えております。

その中で、そういう環境条件等を踏まえた中で、今13ある外郭団体が、先ほど片田委員からのご提言がありましたように、本当に継続性を持って、もっとよりよく付加価値を高めていくということを考えたときに、これからの外郭団体の運用、運営的なものはどうあるべきか、そこにどういう人材を投入していったらいいのか、また行政としてのメリットがどこにあるのか、また民間とのコラボレーションということを考えたときに、その相乗効果はどういうところにあるのかというところを、やはりもう少し落とし込んだ形でまとめていくことが必要ではないかと考えています。

その中で考えたときに、もう1つのやり方として、青山委員から、国の問題もありますが、一生懸命に頑張ったからには、働いたものの価値は当然必要だ、退職金にそれなりのものも配慮すべきだというご案内もいただきましたが、それは当然のことなんですね。

そこで働く以上は、それなりの付加価値を提供するわけですから、それに対するインセンティブ的なものは、やはり人を動かす以上は、それなりに配慮するということは大変重要なことでもありますので、そういうものを踏まえながら、より一層この外郭団体が大きな機能を持って、より付加価値を高めて、この世田谷区の行政にとってよりインパクトあるものにするためには、もっともっと方向転換していくということも可能ではないかと。

その方向性を見出すということを考えたときに、やはり皆さんのもう少し厳しいご提言をいただくことができれば、区に対するいろいろな要請的なものもおのずと生まれてくるのではないかと考えますが、いかがでございましょうか。

○江尻委員 それぞれの外郭団体が、それぞれの経緯の中で、そして特徴を持って今現在、世田谷のために役に立っているということを大前提にした上で思うのですが、昨日の

議論の中でも出てきましたが、事業に対するいわゆる既得権の部分なんですね。

今役に立っているし、なくては困る存在であるということは説明の中でもわかりますし、いただいた資料などを読んでもわかるのですが、この既得権というものがどんどん膨らんでしまうと、新しい組織の参入ができなくなってきてしまう。

そうすることによって、例えば世田谷の区民の区民自治、市民自治というところで、まさに自分たちがまちをつくっていこうという意識がどんどん薄れていってしまうということが懸念される部分だなということはありません。

現在は世田谷区と、区がかなり出資しているところもありますし、補助金を出しているところもありますが、区と外郭団体の行ったり来たりというところの関係だと思のですが、そこからもう1つ進めて、やはり地域とか、民間の事業者なども含めて、世田谷の中にある同じような職種であったり事業をやっていたりとかするところとの連携の強化を図るべきであろうと思います。

世田谷ではありませんが、よく財団、社団の方といろいろお話しする中で、人材交流がなかなかできないという話を聞くんです。特にプロパーの方はもう一生そこにいることになってしまう。外へ出て研修会のようなものに参加をすることはできるけれども、なかなか、実際に役所の職員のように異動があって切磋琢磨されるという機会がないというようなお話をよく伺います。

要するに、言葉は悪いですが、井の中のカワズみたいな状況になってしまって、中では上手な泳ぎ方をするけれども、外の状況がなかなか入ってこない、中での事業だけを淡々とやっていけばいいというような状況に陥りやすいという話を伺うことがよくあります。

せっかくいろいろな組織とか団体とか事業者もあると思いますので、人材交流をしていくとかいうことをも含めて、少しく外の人の中に入れていくということも考えていくことの1つかなと思います。

もう1つは、やはり事業をもう少し分けていく必要があるのではないかと思います。

○和田副委員長 事業を分けていくということは……。

○江尻委員 今一括して受けているものが、例えばホームのお話も出ましたし、施設運営のお話も素材の中にあっただので、出たと思いますし、まだまだほかに、この一覧表を見ると、かなり大きな事業を受けているところがたくさんあるわけですから、そこを少しずつ分けていくということですね。

そこでやはり、また人の命にかかわるといところが問題になってきますので、そこはケース・バイ・ケースで、何%外に出すとか、何%何々しなければいけないということではなくて、本来の目的は何であったのかというところへ立ち戻りながら、もう1度全体を整理していく必要があるかと思います。

○和田副委員長 ほかにいかがですか。

○片田委員 続けてで申しわけないのですが、私も今回、今の事業を小分けにしていって、受け入れられるところをふやすことによって、もうちょっと民間参入の機会がふえなかなと思う部分もあるのですが、一方で管理コストがすごくふえる可能性があるんですね。まとめてどんと頼めればボリュームディスカウントもききます。あるいは契約にしても1本の契約で済むということはあると思うんです。

これを例えば30に分けると言う、30の契約が発生するということも考えられると思うのですが、そのあたりはどうなのでしょう。

○江尻委員 これは区の考え方だと思うんですね。何を大事にするかというところだと思うんですよ。コストは、まあ、恐らく最重要ですね。お金がないと何もできませんというところはありますから重要な部分だと思うのです。

ですが、やはり私はどうしても市民自治というところに立ち戻りたいと思うんです。地域の中、世田谷の中で育ってきているNPOとか市民グループとか、それがまた法人化されていったり、小さいながらも会社をつくっていったりというような、区民の人たちが区民目線で事業をつくっていたり仕事をしていたりというものがあると思うんです。そこを区のほうが政策の中でどれだけ重要視していくかということではないかと思うんです。

ですから、例えば区民協働であるとか、NPOとの協働や連携の考え方が、区の施策の

中のどのぐらいの位置にあるのかと。その辺のところは、いやいや今はちょっと違うよ、もっとコストのことを考えて効率を重点的に考えるべきだよということであれば、余り考える必要はないかなと思います。最終的には区の考え方ではないかと思います。

○白井委員長 今、江尻委員からも出ましたが、これからの世田谷区として、より成長して、他に模範となるべく行政的なものやっていくという場合に、本当にこの区として、今までやってきたことに対して大きなものを生み出すことができたかどうか、そういう外郭団体がどれなのか、その外郭団体のやってきたノウハウをほかのところへもっと生かすことができるかどうかですね。

もしそういうものがあれば、そこにもう少し大きなものを投入して、より一層幅広く拡大した取り組みをしていくということが大事かと思っているのですが、それ以外のもの、やはり外郭団体として何となく存在しているから継続しないといけないのかなというものは、どんどん淘汰してしまおうという発想も必要だろうと思うんですね。

その中で、ここにかかわっている人材で、本当に将来をリードできる人に対しては、それなりの役割、場を提供する。こういうものはある程度めり張りのきいた新たな取り組みが、今の環境としては、課題としてあるのかなと思っているんです。

○浅野委員 まさに委員長がおっしゃったこととかぶってしまうのですが、今こういう情勢に置かれている中で、民間の考え方を取り入れたらどうかと。つまりは、さっき投入というお話がありましたが、投資とリターンの関係で、当然リターンが見込める——リターンにも考え方はいろいろあると思いますが、収益であったり、さっきおっしゃったような、区民に対してベネフィットはあるかとか、そういうリターンを求めるものについてはどんどん育てていき、さらにそれを伸ばしていくと。

逆に言うと、見込めないものについては、委員長がおっしゃったように淘汰すると言うか見直しをすとか、そういう考え方は非常にあってしかるべきではないかと。

きのう青山先生もおっしゃっていたと思うのですが、投資とリターンという関係においては、当然配当だとか、そういう考え方もあると思いますし、そういう観点に立ち返って

確かめるということについては非常に意義があるのではないかという意見です。

○平野委員 ちょっと脱線していくかもしれませんが、きのうのお話の中でエフエム世田谷の話が出ていたと思うのですが、ちょっとこの件で私の最近の話で恐縮ですが、私はこの会社はぜひこれからも継続していただきたいと思っているんです。

浅野さんも今おっしゃっていましたが、やはり外郭団体ですから、区との絡みがある中で、区民に対してベネフィットがあるとか、いろいろなことを考えなければいけない中で考えなければいけないということでやっていただきたいのですが、やはりこの13の各外郭団体が、より緊張感を持ってやっているということが区民にわかるような1つの意思表示を常に出してもらうような体制をつくっていただけないかなと。ちょっと抽象的かもしれませんが、ぜひお願いしたいなという意見です。

ちなみに、私がこのエフエム世田谷はこれからもぜひ続けていただきたいと思っているのは、私は去年定年を迎えて、少し時間が余って、区報を読むようになりました。その中で、エフエム世田谷は余り知らなかったのですが、特派員の募集が区報に出ていて、応募したのですが、外れたんです。案内が来たら、世田谷区のいいところを説明してもらい担い手を募集しているということで、世田谷にはこんないいところがありますよというようなもので、非常にいいと思って手を挙げたのですが、そのときは落っこちてしまって、また来年あたりリターンマッチをしてみようと思っています。

1つは、やはり世田谷区にこういうエフエム世田谷のようなものがあるということが、私にとっては非常にシンボリックに、何か世田谷っていいところだね、放送局を持っているじゃないかという1つの——それはちょっと甘いと言われればそれまでですが、美術館を持っていることと同じで、美術館は、せたがや文化財団がやっていると思うのですが、これもやり方次第で、世田谷に美術館があるのはいいなという1つの、やはり自分自身、世田谷に住んでいていいな、住みやすいところだなと感じておりますので……。

そういう意味で、ちょっとうまくまとまって言えませんが、外郭団体がそれなりのことをやっていて、いいなということ常々区民にわかるように言ってもらおうということをや

っていただきたいということをお願いしたいと思います。

○白井委員長 今のお話は非常に貴重なご提言だと思うんですね。というのは、ちょっと事務局にお伺いしたいのですが、海外からの留学生であったり、旅行者とか、いろいろな人たちがこの世田谷区にも来られると思うんです。そのときに、そういう人たちがこの日本に來られて、東京に來られて、世田谷という地域、エリアに來たときに、本当におもてなしの心ではないですが、そういうものの対応ができているかどうかと。

やはりそういういろいろな情報の提供とかいうことを考えたときに、このエフエム世田谷というものを有効かつ、いろいろな面の利用価値的なもので存在価値を高めていくことができれば、もっともっといろいろなものが生まれてくるのではないかと思います。

○和田副委員長 では、昨日はかなり区と外郭団体の話が多かったかとも思いますが、きょうは地域との関係とか、新しく区内に育っている新規参入企業であるとか、そういったまさに民間の分野と外郭団体のご指摘もあったように思います。

では、もしよろしければ次の視点3に入っていただけたらと思いますが、どうでしょうか。受益と負担のバランス、これは大変難しく、午前中は今の素材2つが、がん検診と子ども医療費の問題でしたので、まさに命にかかわるということで、今のまま維持すべきだというようなご発言と、こういう時代であるから、負担についてもきちっと一定の基準なりを精査すべきだという議論があったかと思いますが、改めてその点を付加していただいても結構ですし、いや、こういう視点があるというようなことでご意見があれば……。

○平野委員 午前中の話で、ちょっとわからなかったのですが、放置自転車対策の件で、撤去手数料等は3000円と言うのですが、これはもう少し具体的に教えてほしいんです。

○政策経営部長 自転車放置をしますと、それが放置禁止区域にあった場合に通行の方々邪魔になりますから撤去いたします。そうすると、それを保管所というところにお預かりするんです。自転車には大抵番号がついていますから、それを調べてご連絡をする。

それから、ご自身で、ここに置いたのに、なくなってしまった、撤去されたと。それは、ここは撤去しましたという札を置きますので、そうすると保管所へとりにきていただ

いて、そのときに3000円という料金を徴収するということです。

○浅野委員 午前中にもお話ししようかと思ったのですが、そうだとすると、さっきおっしゃった番号というのは防犯登録番号ではないかと思うのですが、それで割り出しができるのだとすれば、ちょっと厳しい意見かもしれませんが、罰則というか、車だったら駐車違反をしたら、当然道路交通法に基づいて罰金が科せられるわけなので、当然区の条例が先立つかもしれませんが、条例を定めて、撤去手数料というよりは、そういった罰金で、例えば23区の一部の区では、たばこをポイ捨てすると即罰金だというようなところもあるわけで、世田谷区は23区に率先してそういう放置自転車に取り組み、罰金制度を定めるといようなことも1つの考え方ではないかと思います。

○政策経営部長 今のお話ですが、一口で言うとペナルティーを科すという意味合いですが、一番きついものは刑事罰です。例えば世田谷区の場合、新聞紙を回収所に出した場合、違う方が持っていってしまうことがあるんです。これについてはおやめくださいということで行政の通知を出して、それでもやった場合には告発をして刑事罰がかかります。これは10万円ですが、そうすると、いわゆる警察が出てくるという世界でございます。

それとは別に、行政の中で行政処分という形で過料というものがあるのですが、そういう形で取るというようなやり方もございます。さまざまありまして、今の浅野委員のお話の千代田区の例は過料のほうの話ですね。あれは単純に言うと罰金ですが、その場で納付書というものを渡して、納めてくださいよというような形でやるので、納めないと、それはそれで終わってしまうという話なんです。

いずれにしても、それは、特に刑事罰をかける場合には条例も要ります。ほかにも全部条例は要りますが、検察、警察との協議だとか、罪の重さだとか、さまざまそういうことがあるものですから、今のところはそういうことを勘案して、保管手数料という形でお取りしているというふうな現状でございます。

○平野委員 それは1万円にするとか、もっと高くはできないんですか。というのは、私の知る限りで、私も世田谷に61年住んでいますが、放置自転車というものが出てきて、そ

ういう感じに、だらしなくなっただのはここ二、三十年で、昔はなかったと思うんです。これは我々お互いに一種の甘えだと思っんですね。

だから、ここでやはりこういうことでやろうよという形で提案して、そのかわり駅の周りに放置自転車を防ぐような施設を、例えば小田急線だったら、ちょうど高架になったし、やっていらっしゃるとは思っのですが、そういうところをより充実させて、放置自転車がないうな形もきちんとやって、ただ取り締まるというだけではなくて、そういう形をセットした形という動きはこれからどうなのでしょうか。

○政策経営部長 おっしゃるとおりで、駐輪場が整備されていないところで、いきなり放置禁止区域というものは、区はやっていないんです。整備して、ちゃんと置く場所はある程度確保しましたよねと。その上でかけて、それでも置かれる方については、恐縮ですが撤去するという理屈で、そういう意味では鉄道事業者にも非常にご協力いただいて、有料ですが、駐輪場の整備は進めています。ですから、全体的には減っています。

それから先ほどもお話ししたのは、その3000円というお金ですが、これが5000円、8000円になると、今自転車は9800円で買ってしまうものですから、例えば自分で撤去されてしまったというときに、ああ、もう1年たったから新しいのに乗ればいいやということもあります。

それから置いてあると、よその人の自転車に乗ってってしまう人がいるんですね。そういうものは知らない間にどこかへ行ってしまっくと、それを放置すると保管所へ持っていかれてしまっ。だけど、そういう場合には、保険を掛けていれば、では、保険で買いかえようとか、ちょっとそんなさまざまな事情がございます。

○平野委員 その割には、私の物差しでは4億5600万円というのは高いと思っんです。差し引きすれば3億円ですが、3億円という金はちょっともったいないなど。優先順位はいろいろあるのでしようけれども、もっと考えていいのではないかと思っんです。

○和田副委員長 今、その他の項目で類似事業の見直しがございますが、受益と負担のところでは、参考資料として今挙げられていた放置自転車の、この一覧表がありますので、

その点も含めて何かご意見なりがございましたら、お願いします。

○上田委員 今、ほかの委員の方からも放置自転車の問題について少し意見が出ていますが、確かに自転車を置きっ放しにする人が悪いですし、そういう人たちからきちんとした罰金を取ることが、それは一番いいとは思いますが、ただ問題の本質と言うか、そこに罰則を求めるよりも、区民が生き生きと自発的に、そういうものを放置しないだとか、自分たちがまちづくりに積極的に参加しようとか、そういう意識改革をすることがベストではないかと思うんですね。

意識改革するということは大きなことではなくて、お金をかけずに、今ある広報板、数が余り多くないと午前中も出ましたし、ちょっと小さいので余り役に立っていないという意見もありますが、今あるものを、できることから始めていく、それが一番お金をかけずにできることだと思うんです。

そして、受益と負担のバランスはとれているかという問題に立ち返ったときに、午前中の話だと、やはりサービスとして対価を支払うべきであるという委員の方のご意見もあれば、また反対に、命にかかわる部分でもあるし、もうすべて無料化にしてもいいのではないかなというような、その2つの分かれる意見があって、やはりその部分に関しては、なかなかどっちがいいということは、話はまとまりづらいかと思うんですね。

そう思ったときに、やはり先ほどの自転車放置の問題と同じように、予防に意識を向ける。しかもその予防に関してもお金をかけずに、午前中、区役所の人から病院の先生たちにもお声がけをしているんですというような話がありましたが、私は、そのような今ある中でできることを考えて、率先してやってもらい、それによって区の抱える負担も、長期的に見ればですが、自動的に減っていくことをねらっていくことがいいのではないかと思います。

○白井委員長 今の駐輪場の管理的なところですが、これは一般的に外郭団体のシルバー人材センターさんが管理しているというところですよ。

○政策経営部長 区立の駐輪場ですと、指定管理者ということなので、シルバー人材セン

ターも入っています。大半はそうですが、一部に一般事業者さんも入っております。

○白井委員長 こういう問題が出るということは、やはり委託はしているものの、実際にしっかりした管理運営がなされていないということにもつながるわけですね。

実はほかの自治体で、こういう事業をやる上において管理運営が非常によくできていて、地域住民に対する貢献が高いのかなというところもあるんですね。その1つ模範となるところが、陸の孤島のような場所ですが、江戸川区なんですね。

江戸川区は、世田谷区のようにいろいろな面で恵まれてはいないのですが、そういうことを考えたときに、ほかの自治体が模範とするべく、いろいろな管理運営に対する行政としての取り組みが大変よくできていて、この駐輪場の管理的なものも大変すばらしいので、ほかの自治体の関係者も非常によく見学に来られているところがあるんですね。

特にオープンスペースがあるということもありますが、やはり世田谷区は人口も多いし、限られたスペースの中で考えたときには、外から見たときには非常にみっともないというか、まちの美的な面を考えても、やはりもう少し検討すべきものがあるのかなと。

こういうものをうまく外郭団体の、ここにかかわる関係者が知恵を絞って、いろいろなものを提案できて、行動するということができれば、その存在価値はもっとあると思うのですが、その点はいかがでしょうかね。

○浅野委員 実は私、江戸川区民だったことがあります。ですから、その経験を踏まえるというわけではないですが、委員長がおっしゃるとおり、そういう意味では駅前の管理が行き届いているなど非常に感じました。

つまり、わざわざその地下に駐輪場をつくって、非常に駅の近くに駐輪場を設ける、だからこそういった自転車対策にもなっていると。

先ほど小田急さんの話が出ていましたが、個人的に小田急さんが駐輪場を設けられても、ちょっと駅から遠くなってしまいます。ですから、結局放置自転車がなくなる。ですから、おっしゃったような江戸川区の施策を見習うということは非常に大事ではないかと思えます。

それから、済みません、反対意見を申し上げるつもりは余りないのですが、決して罰金がいいとは言っておりません。ただ、何らかの対策をすべきではないか。そうすると先ほど平野委員もおっしゃいましたが、3億円の支出があるということを考えると、区民の意識改革のためにも、そういう罰則規定も考えるというようなことを訴えることによって改革につなげるということがあるのではないかと、そういう意見として申し上げました。

○片田委員　ちょっと幾つかお話しできればと思うのですが、さっきの駐輪場の話で言うと、ある自治体で実際にそういう話を伺ったこともありますし、世田谷でも例外ではないと思うのですが、今、国が持っていた土地、あるいは自治体が持っていた土地、民間企業が持っていた土地、結構大きなところが手離されてマンションになってきていると。

特にここ何年かの中に、例えば民間企業の保養所的なところ、レクリエーション施設などがあつたところ、テニスコートがあつたところとか、杉並もやはり同じような問題があるのですが、マンションにどんどん変わってしまう。

そして、それも駅からの距離が15分ぐらいのところという話になると、大抵新しくその住民になった方から足がない、バス便をふやしてほしいとか、ワンコインバスのようなものをふやしてほしいとか、あと、そんなに急にはできないので、結果的には自転車に乗って、駅がパンクするというようなことがある。

ですので、利用者負担ということ言えば、もう少しその原因を明らかにして、負担すべき人がどういう状況になっているのかという分析も必要なのかなと。

それは先ほど午前中のお話でもあつたように、これは明快な回答は得られていないという認識でいるのですが、どの状態でサービスの供給が厳しくなるのか。例えば今は10%そこそこのがん検診が30%になると、純粹に言えば3倍かかります。3倍になったときに、なおかつ無料で進めていくという政策目標で行くのか、あるいはそうではなくて、もうこれ以上の負担は難しいということで、利用料をある一定負担していただいてやっていくのかというあたりが、やはり明確ではないと思うんですね。

例えば民間企業的な発想で言うと、余りこういう例え方は好きではないのですが、実際

に物を売る対象がどうなっているのかとか、幾らだったら払ってくれるのかとか、どの状況までならマーケティングとして無料でやって、そこから先はお金を取るのかとか、幾らぐらいで皆さんが払わなくなってしまうのかというような話は結構分析されていると思うんです。

それは経営資源を投入するという観点からすれば当然の話だと思うのですが、命にかかわることという大前提であれば、あるいは公社のときにお話が出ていたように、福祉雇用のような観点であれば大なたは振るわれたいのではないかというような、何かそういう背景があるんですね。

それを大義名分にしてお金をどんどん使っていくということではなく、どの時点であれば負担が限界になるのかということについては、やはりきちんと分析をして持つべきのかなと思います。

あともう1点が、利用者負担ということで言えば、当然この間話があったように、生活保護を受けていらっしゃるような社会的弱者と言われている方々に、さらに大きな負担をかけるということは当然ない。そういう意味でのサービスとして最小限のものは何かということは押さえる必要が当然あると思います。

ですが、一方で先ほどの子ども医療費の例で、東京都の基準を入れると、世田谷の場合は対象が50%に絞られてしまいますよと。今は所得制限なしでやっていますという話ですが、一方で考えれば、世田谷はほかの区に比べると、高い税金を払っていらっしゃる方が多いということかとも思います。そういう意味で言えば、それだけ税金を払っているのだから、受けるサービスはただで使わせてくれということだって成り立つと思うんですね。

その際に、どこでどう線を引いて、だれにどう負担してもらおうのかというときの、そのバックグラウンドとなるデータがない、マーケティング的なデータがないということは、やはり問題なのかなと思います。

○渡辺委員 私は第1回のときに評価軸ということを述べさせていただきましたので、ちょっと考えておりましたが、3つに共通するような動きとして、直接的な区の関与

から間接的な関与というような流れが大きくなうねりとしてあるのかなと思います。それは皆さん今までの意見でおっしゃっていたことだと思います。

そのときに、その直接的な関与というものを、今までやってきたものを手離していくときに何が重要かとなると、やはりどんな視点でこの3つを評価していくかだと思っています。

恐らく今までは区しかできないというか、公共性というような観点から、区がやるべきことを評価されてきたのかなと思いますが、やはり間接的な関与の動きの中で、民間の台頭とか、そういう民間事業者的な評価軸も取り入れざるを得なくなってきたということが現状だと思います。

ですので、あと区しかできないということの代替可能性が1つあるとすれば、それに加えて、事業の成長性などもぜひ評価軸に加えていただいて、例えば世田谷市民大学というものは、皆さんの意見をお聞きしていますと、こういうものには今後なかなか期待は難しいなというような意見がほとんどでしたので、そういう成長性という面では少し劣っているのかなと考えます。

また、健康づくりのほうは、やはり区民の意識も、国民全体の意識が高まってきていますので、今後成長するところかなと思います。

それから3つ目の視点として、やはり収益性ということがあると思いますので、こういった点では外郭団体などには期待できるところかと思っています。

今ちょっとざっと考えただけですが、そういう3つの視点を組み合わせて資源配分というようなことをぜひ考えていただくといいのかなと思っています。

○和田副委員長 ありがとうございます。議論が既に2の提言案作成に向けたまとめの評価軸の点に入ってきておりますが、委員から今ご指摘のあった民間性、事業の成長性、あと収益性ですか、そういう点が挙げられました。

その前に、先ほど効率性とか継続性とかサービスの質とかいったことも指摘されておりますが、今の評価軸や基本的な考え方も結構ですので、ご意見をご自由に言っていた

けたらと思いますが、青山委員、どうでしょうか。

○青山委員 先日の新聞を見ると、今度の参院選挙に向かって自民党と民主党の政策みたいなものが発表されていました。その中で気がついたことは、5年とか10年先に財政を均衡させるということをうたっているんですね。5年、10年たたないと収入と支出をバランスさせることができないということなのでしょう。

そんな悠長なことを言っていたら民間の会社はつぶれてしまうのになと思うのですが、よくわかりませんが、政治であるから簡単にそういうことができないのでしょうかね。

来年、再来年に向けて世田谷区は80億円の収入が不足するのだ、支出がオーバーするのだというお話で、それを起因として今回の委員会が持たれたというようなこともあると思うのですが、基本的には収入と支出はバランスさせる、均衡させるべきものであると。

ただ、災害とか、特別な雇用対策を実施して、その年度に大きな予算を使わざるを得ないということはあるのでしょうかけれども、そういうものがなければ収入と支出はバランスさせて、財政を均衡させるんですね。私は政府にしても自治体にしても、そういう考え方をとるべきだと。

だから、無理して、借金までして施策を、あるいは政策を、行政サービスをやるべきではないと考えているんです。区役所は民間事業とは違いますから、営業努力によって売り上げ、収入をふやすなどということはできませんから、そうすると、もう収入はある一定で、あとその財政を均衡させるには、支出を抑えるしかないんですね。

当然、民間事業であれば、赤字が出るのだったら、この赤字をどうやって削っていかうかという話になりますが、仮に売り上げが伸ばせないとする、経費を削るしかないんですよ。真っ先に削られる経費は、いわゆる冗費と呼ばれる交際費だとか過剰な福利厚生費をがっつとカットする、それで収入、支出をバランスさせようとする。

最終的には、それでも全然間に合わない場合には人件費にまで手をつけざるを得ないようなケースが過去にはいっぱいあったと思うのですが、役所といえども、やはり基本的に財政を均衡させるためには、カットしなければいけない経費があると。

経費とは何かと言うと、区の職員の給与のことではなくて、これは区の独自の行為判断ではできないと思うのですが、ある程度は行政サービスをカットせざるを得ないのではないかと思うんですよ。

例えば年1回多摩川の花火大会で1億円使うなどという話は聞いたことがありますが、あんなものはやめようと思ったら簡単にやめられるので、これで1億円、毎年やっていたものを仮にやめると1億円浮くわけですよ。

ところが、そうでない行政、施策もいっぱいあるので、それをどうやって80億円カットするか。でも、カットせざるを得ないと思います。

だから、私は区の方にお聞きしたいと思ったことは、政策によって重要度がつけられていて、要はそのように財政が不足する場合は、重要度の低いものからカットしていく、あるいはやめていくというような考え方があって、それに基づいて各事業ないし施策について評価点を与えられていて、80億円足りないのだから、重要度の低い、評価点の低いこういう予算から削っていかうぜというような考え方はないのですか。私はあると非常にいいのではないという気はしますが、乱暴な意見ですが、それはちょっと思いました。これが1つです。とりあえずそこで区切らせていただきます。

○和田副委員長 もしお答えがあれば……。

○政策経営部長 おっしゃいますように、税外収入みたいなことで確保する、例えば区も広告をやって収入を得るとかいうことは考えられるのですが、では、それですべて財源が埋まるかと言ったら、そんなことはないわけで、基本は青山委員のおっしゃるとおりで、収入と支出の中でやっていくということでございます。

優先順位というお話ですので、もちろんそれは行政運営をしていく中で考えていかなければいけないことだと思います。今回この行政と民間の役割分担、外郭団体との連携、それから受益と負担のお話で、これはここの委員会の皆様のご提言をいただこうと思っておりますが、それとは別に、これとは並行して、区としても今ある計画をどう見直していくのかとか、そういうこともやっていかなければいけないということがございます。

大きく分けて福祉が先か、教育が先か、都市整備が先かという議論はないだろうと思うのですが、総体として基本的にはそれぞれやらなければいけないことがあって、どちらかというとなら各分野で徐々にやっていくということが一番の答えかと思うのですが、その中で、まさにこの委員会をお願いしているところの視点をお出しいただいた上で優先順位をつけていきたいと。

それは提言をいただければ区長が方針をまとめますので、それに基づいて各部が取り組んでいくと、そんなことになるのかなと思っております。

○青山委員 午前中にもちょっとお話しさせていただきましたが、日本人は中流階層になったということが随分前に言われたと思うんですね。そういう意味では、昔々に比べると皆さんの生活水準は極めて高い。ちょっと語弊はありますが、押しなべてかなりの生活水準を維持していると思うんです。

それに比例して、行政サービスはその昔々に比べると物すごく充実しているんですね。50年も前と言うと随分昔のことで、私が小学生のころの話で恐縮ですが、行政は何もしてくれないと言うか、それが当然のものだという潜在意識があったんですね。

だから、何か学校へ行っても、やってもらったことは、試験的にお昼の時間に牛乳が出されたなどという記憶しかないんですね。

それと、昔はかなり雪が積もる地方だったものですから、その地域が豪雪で交通遮断されて経済もストップしてしまっただけで、だから地域の人は困っただろうということで、国が自衛隊のヘリを使って緊急物資を届けてくれたんです。でも、そのときにうちに届いたものはネギ1本だけだったのですが、行政というのはそんなものだったと思うんですよ。

ところが、それから50年たって、今、世田谷区の行政をいろいろ見ていると、行政ってここまで、こんなことまでやってくれるのかなと感心することばかりで、そのぜいたくと言うか甘えに区民は浸り切っているのではないかという気がしてしょうがないんですね。

我々の基本的な考え方として、少なくとも50年前に行政に期待するものはなかったと思うんですよ。要は自己判断、自己責任で自助努力するというのが当たり前なのだという

潜在意識を持っていたのではないかと思うのですが、今は逆に国民あるいは区民の潜在意識の中には、自分の生活を中流で維持しつつも、エキストラの支出が出てくれば区に頼ればいいや、国に頼ればいいやというような意識が強いのではないかと思うんですね。

私は何を言いたいかと言うと、区のやることとして、区というものはそこまでやるべきものではないんだよ、区民が独立した個人として、区に甘えるべきものではないということ、いろいろな方法を通して区民を啓発、啓蒙して、そういう意識を普及させるということは、僕は区の責務だと思うんですね。

そういう視点を長期的に取り込んで、いろいろな甘え——甘えを許すというのは変ですが、金があれば幾らでも行政サービスはできますが、限られた資源を有効に使うためには、そういう視点を忘れずに、区と区民の関係性を、これまでみたいに、要は政治家が、あるいは政党がばらまこう、ばらまこうとする方針に対して抵抗するような考え方で、区民に対する啓発、啓蒙をやっていただくべきではないかという気がしております。

ちょっとおこがましいと言うか乱暴な話で恐縮ですが、そういう意見を持っています。

○和田副委員長 今の青山委員のご指摘は、先ほど上田委員も江尻委員も指摘されたという点で、市民としての責任性と言ったらよいのでしょうか、それはこの段階できちっと問われるべきだし、行政としてもそのような考えを啓蒙していく必要性もあるのではないかということですね。

ほかにどうでしょうか。

○白井委員長 今のことに関して、大変重要なお指摘をいただきましたが、今回3つのテーマを取り上げて、今まで皆さんに提言をいただきましたが、この3つのセクションというものは、ほかの部署の人たちに対して大きな影響があるべきものでないかだめだと思うんですね。

それは、この1つの事業性ということ考えたときに、前回もお話ししたと思うのですが、どうしても企画立案能力がないとだめなんですね。

きょうは午前中、ちょっとある方にお話を承って、あなたはみずから事業計画ができて

すかと問いかけたら、できないと言うんですよ。できない者がいろいろなものをシミュレーションできるはずがないんですよね。

私自身も会社の経営者で、いろいろな短期、中期、長期の企画立案書をつくり、また大学、大学院で学生たちを指導しますが、みずからできなければ指導はできないんですよね。

ということは、これを機会に今回の大きな成果として、やはり各部署の人たちがみずから青写真を描いて、その物語をつくって、自分たちが課題として取り組むものをうまく推進していくためには、どういうプロセスを経て、1つの目標を達成することができるかどうか、それをやるためにはどういう数値目標を立てる必要があるのかですね。

そのものを運営していくためにはどれだけのマンパワーが必要で、どれだけの経費がかかるのかですね。当然予算がなければ、やはりそれだけの費用は投入できないわけで、そういうところで1年間の条件を設定して、それを最近では四半期単位、クォーターオペレーションという形で表現していますが、そういう目標の中で検証をしていくと。

やはりそういうもののノウハウを学んでいただくこと、いろいろな部署の方がそういうものを学んでいただくということをかんがみたときに、その出っ張りの80億円というものが、意外と思っても寄らない形で、みんなで目標を設定して達成できてしまうのかなど。

特定な部門、分野を取り上げてやったって、ピンポイントでやる話ですから、できないですよ。そうではなくて、みんなの関係で骨格をちゃんとした形で、もう1度再構築するような形で積み上げていくということの中で、いろいろなものが見えてくるのではないかと考えておりますが、どうでしょうかね。

○浅野委員 今、委員長のおっしゃったことにまさに賛成で、今回いろいろな事業と言いますか、いろいろな対象、視点が取り上げられたかと思うのですが、それをもっと広げるということについては、当然何千億円という予算の中でやっているわけですから、今回取り上げられたものは本当にその一部ではないかと思えます。ですから、広げるということは大切ではないかと思えます。

それで、青山委員がおっしゃったことにちょっと入るのですが、先ほど歳出を減らすし

かないというお話があったかと思いますが、立ち返って歳入をふやすということも、もっと考えてもいいのではないかと考えているんですね。

私も利用者ですから、自分の懐が痛むことについては、意見として述べるよりは、そのようなことも検討材料ではないかという言い方にちょっととどめさせてほしいのですが、また同じ話をしてしまいますが、この参考資料の平成20年度決算の概算を見てみると、5から11のうち、先ほどの熊倉委員の、命にかかわるものは避けるべきではないかということを見ると、この福祉関係のものは取り除くべきかもしれません。それを取り除いても、この歳出と歳入の関係を見ると、歳出が約30億円で歳入が3億円程度しかない。そうであるならば、歳入をふやすということを検討してもいいのではないかと。

私自身も使っていますし、総合運動場のプールとか、区民会館、区民センターとか、それを区民の方に負担を求めるということは本当はよくないのかもしれませんが、先ほども委員長がおっしゃった区民の意識改革ということを見ると、今申し上げたような利用者負担、意識改革、そして歳入をふやすということを検討材料にすることはあっていいのではないかと思います。

○片田委員 歳入の話と歳出の話が出て、主に歳出にかかわる話だと思うのですが、今回いろいろ議論させていただいた中で、十分に効率化ができていくかということは、いろいろな局面で皆さんも疑問符が残ったのではないかと思います。

私は特に市民大学と生涯大学と生涯教育のご説明を受けたときに、明確な区分がわからなかったんです。自治をできる区民をはぐくむという、その入り口は違うかもしれませんが、やっている内容自体は、部署間で極めて重複しているような内容でしたし、やり方についても、民間大学で提供されているもので、利用料金を考えたときには、もう少しやり方に工夫ができるのではないかと思いますものもありました。

ちょっと今回は、事業としては素材ということなので、これが1つの契機になればと思うのですが、例えば部署間、組織連携をして、もっと効率的にできるのではないかというもの恐らくあると思うんですね。

さらに、これも昨日も議論が出ていたと思いますが、1つの自治体だけでやるのではなくて、例えば隣の目黒とか渋谷と一緒にやることによってコスト圧縮ができるのだったら、それも1つだと思います。その形態として公社をつくるということも、ひょっとするとこれまではあったのかもしれませんが、やり方によってうまく競争することによってコストがさらに圧縮できるのであれば、それも1つだと思うんですね。

どうも話を伺ってきた中では、まだその余地があるのではないかと考えていますので、当然先ほど来申し上げているように、安かろう悪かろうでは困りますが、事業テーマを選んで、もっと効率化できるところはあるのかなと思います。

これは歳出を減らすことにもなってくると思うのですが、そういう観点で、特に縦割りという話とか、場合によっては国、都、区、あるいは隣の市と区というような区分かもしれませんが、そういう組織をめぐる横断的な取り組みによって、もっと効率化できるところがあるのかなという印象を持ちました。ぜひそういった視点も取り入れていただければと思います。

○白井委員長 国とか自治体の決算の方法は単年度オペレーションなんですよね。ということは、さっきの外郭団体とか各部署に予算として計上されたものは、その年で我々が受けたものは使ってしまうといけないとかいう発想が非常に強いのではないかなと思うんですね。

これは事例として結構参考になると思うのですが、国立の大学には文部科学省から交付金が出て、100億円なら100億円の交付金が出たときに、そのうちの1億円が余ったと言ったときに、今までは国に返還だったのですが、これが今はそうではないんです。

我々はこういう方法で、いろいろな形で財源を有効に活用して、なおかつ余らせました。この余った1億円は次年度に別予算として、ぜひ我々に有効に活用させてくださいという申し入れを文科省にすると、そういうものがプラスアルファで使えるんですね。

これは自分たちが努力して削減をしたものなので、これを次年度に、実際の有効な人材の育成とか研究開発的なものに大きく寄与することができるというものがありますので、

今までの単年度オペレーション的な発想では、もらったものは全部使ってしまうということ、使わなくていいものも、どんどん予算を処理するための無駄遣いのものに引用されていたというものが多にあるということは、紛れもない事実だと思うんですね。

したがって、これからの発想としては、できるだけそういうものを次年度に引っ張ることができるということであるのだったら、そういう要素を管理した中の取り組みということもできると、実際に各部門の関係者が取り組む上において工夫の余地というか、いろいろなものを実際に運用、活動していく上における創意工夫というものが生まれてくるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○熊倉委員 ちょっと話が戻るのですが、浅野委員がおっしゃっていた利用負担という点において、私は以前住んでいたところで区のスポーツセンター、120円だったものがいきなり200円に上がったんですね。それで割と周りにいたおば様方はブーイングをされていたのです。でも、結局その200円のラインになれていく、別にそれが普通になれば普通になるということもあると思うんです。

それで、まだちょっと結果とかはわからないかもしれないのですが、プラネタリウムが、以前無料だったものとか、大人が100円だったものが、6月でしたか、400円に上がりましたよね。あれで利用率がどのくらい減ったのか、ふえたのかということとかを参考にしていけば、別に多少は上がったって大丈夫かとか、その辺のことはわかってくると思うのですが、区はそういうことを数字的に管理していらっしゃるのでしょうか。

○政策経営部長 プラネタリウムは、前にあった機械が古くなったものですから、ここで相当の額を使って新しい機械に入れかえたんですね。したがって、物すごくよく見える星空になりました。その関係で使用料改定もさせていただいたということがございます。それはつい1カ月ぐらい前の話なので、もちろん何人入場するかということは全部把握しますので、それはその時点で全部把握はしています。ただ、まだ1カ月かそこらしかたっていないので……。

それから受益と負担に関係して使用料のほうで、区では公の施設という言い方をするの

ですが、地区会館とかスポーツセンター、プラネタリウムもそうですが、使用料改定も3年ぐらい前にはやって、多少またご負担増はいただいているんですね。それは適宜見直しということで収入増は図っております。

○熊倉委員 ありがとうございます。だから、そういう意味でも収入という意味を、やはり浅野委員がおっしゃるように考えていって、負担しなければいけないところ、お金をかけるところは削減しないで、がん検診とか、そういうところへ持っていってもらって、こういう物価とともに上がったものなのだなと、なれるようなものに関してはお金を取っていてもいいのではないかということが私の簡単な意見です。

○江尻委員 まず、今までの皆さんのお話を聞いて、大方私も同じような意見なんですけれども、区役所の中でだれかが悪者にならないといけないのかなと思うんですね。

それはどういうことかといいますと、私もやはり同じように、例えば宿泊型の施設のお話があったときに、熊倉委員から、児童館でも宿泊をやっている、学校でもやっているよというような話で、宿泊というところだけのキーワードをとると、あちこちでやっているわけですね。青少年の育成と考えたときに、多分またいろいろな施設で同じようなことをやっているというものが出てくるのだろうと思うんですね。

それは1つの課でやっているということであれば、比較的整理はしやすいのかもしれませんが、横断的にいろいろな課でやっているとなったときに、予算の取り合いが必ず起きますね。それをどこかが、これとこれは同じ事業でしょう、これとこれは横断的に整理できるでしょうということをやらないと、それぞれの課なり部局に任せていても進まないだろうなとは思うんですね。

そういう意味で、どこかが悪者になって、頑と整理をして、やはりこれとこれは一緒ですね、これとこれは似たものですねというところを出していった上で事業の整理をしていき、かつそこを主管していくのはどこの部局であるのかという整理をしていくというところまでやっていかないと、多分先には進まないのではないかなと思いました。

私は似たような、特に今回1日目の午前中にあった市民大学に関しては、皆さんも本当

に同じようなお考えだなということはしみじみ思ったのですが、もう本当にあれに関しては絶対に整理しなければいけないだろうと思うのです。今のところ市民大学の事務局をなさっているところでおやりになるようなお話でしたが、多分あそこだけでやったら絶対に前へ進まないだろうと思います。

ですから、では、同じような市民に対して生涯学習的な知識の伝達も含めて、提供をしているようなサービスにはどういうものがあるのかを1回全部洗い出しをした上で、ここはやめて、では、これ1本にしましょう、それをやるのはここでしょうという整理をつけないとうまくいかないのではないかなと思いました。

○平野委員 今の話に関連するのですが、割り切りということが1つ、それから、やはり人事登用なり成果主義というものをに入れていっていただかないと——まあ、ここまで言っているのかどうかはちょっとわからないのですが、そういうことを今ふと思いました。

というのは、事業というものは必ずゼロか100ではないということで、やはり割り切らなければいけないということがあると思うんですね。やはり失敗しても怖がらないでいいという1つの人事管理と言うんですか、昇給昇格とかそういうこと、それから成果主義みたいなものを、もう少し、よりウエートを置いたような形のことをやらないと、区民の目線に沿った事業というものから、だんだん整合性が離れていってしまうような気がしてしよがないと今思っています。

○和田副委員長 先ほどのさまざまな重複する事業の再点検などを取りまとめる部局は、今の機構で言うと政策経営部ですよ。ぜひ対応して、その点も提言に入れたほうがいいのかもわかりませんが、そのあたりは思いますが、ほかにはいかがでしょうか。

○片田委員 反対しているわけではないのですが、常に気にしなければならないという観点から、2つコメントさせていただければと思います。

1つは今お話が出た成果主義ですが、行政の中における成果主義は、導入が結構難しいのかなということと、あと、今、民間企業において成果主義が揺り戻しになってきている部分があると思うんですね。なので、当然成果について、私も先ほど来、目的と成果とい

うことについてはきちんと見てほしいというお話をしていますので、そういう観点からの成果は非常に重要なのですが、余り安易に入れると、組織的にもえらいことになってしまうので、そこはちょっと気をつけていただきたいなということが1つです。

もう1つは、先ほどの青山委員からの、なぜ国、自治体はこんなに借金をしてつぶれないのだという話ですが、一番大きな理由は、課税権があるんですね。いざとなったら税金を課して、お金を集めればよいと。それがあるので、基本的に一般民間企業に比べると、例えば外部評価、資産評価などをしてもランクが非常によい、例えばトリプルAとかダブルAというような評価が付きやすいのだと思うんですね。

当然、利用者負担というものは、こういう時期なので、1つ考え直さなければならない部分があると思うのですが、安易に利用料負担、あるいは徴税、課税を上げるということだけに出口を見つけるのではなくて、もう少し内部での努力もしていただきたいです。

また、もう1点として自治、自助ですね。これも青山委員がおっしゃっていましたが、その自治、自助が随分減ってきて、外部サービス化して、これは民間企業の外食などもそうかもしれませんが、我々、外でサービスを購入することになれ親しんでしまっているがゆえに、行政においてもいろいろなことを求めてしまうのかもしれませんが、権利ということ以前に、やはり義務とか責任ということがあると思います。

そういった観点での自治とか自助。まあ、これを啓蒙して、自治、自助を高めるためにいろいろ努力するというのも、何か言葉だけで言えば、その行為そのものが反しているような気がしなくはないのですが、自治、自助というところももう少し視点に入れていただければと思います。

○和田副委員長 はい。

そろそろ時間ですが、さまざまな意見が視点や評価軸にかかわって出されたのではないかという印象を持ちます。

では、続きまして2の提言案作成に向けた、何かご提案なりをいただけると大変ありがたいなと思っております。

評価軸については先ほど来出ておりますものを——対極にあるものは、ちょっとまた整理しなければいけません、基本的には、考えとしたり、こういう財政状況の中で、限りある財源、資源の中で、今までやってきたサービス、事業を見直すという方向では確か、その際に、それぞれのご指摘されたような政策目標に対してどれだけの成果を生み出しているか、それを我々が点検したということになるのでしょうか。

そして、その際に出てきたものは、やはりそれぞれの目標に見合った成果が生み出されていないと。ご指摘のように、必ずしもきちっとした評価なりがデータとして出たかという事は、少し疑問がございますけれども、かなり問題のあるものもあると。

したがって、できるだけ目標に見合った事業内容に見直していくという方向では一致するのではないかと思います、幾つか出された視点、評価軸も含めた、どうなのでしょう、検証委員会としての基本的考え方というのは、恐らく1にある「世田谷独自の施策、特性を活かした施策の展開はできないか」ということともかかわって、世田谷区はこれまでこんないいことをしてきたのだから、それは継続してやっていくべきなのだとということにもかかわってくるのではないかと思います。

例えば命については、子どもの医療費についても、やはり先駆的に無料化を所得制限なく進めてきたなどというようなことも、いろいろ評価はあるにしても、子どもというようなことについては一定の評価があり得るのではないかと思います。

それをもうちょっといくと、何人かの皆さんがお話しいただきました命であるとか、新たに市民の責任とか、そういうキーワードも出てまいりましたが、その点ぜひ当委員会として、何かを出していただけるありがたいかなと。これまでも随分出てきておりますけれども……。

○白井委員長 ちょっと私もよろしいですか。

○和田副委員長 先生、あとはバトンタッチいたします。

○白井委員長 ありがとうございます。

私は、これからの世田谷区、また区民の皆さんのためということを考えてときに、短

期、中期、長期の視点から言って、ほかのものをうまく工夫して、節減をして、それから浮かび上がってきた財源は、これから大事な、区民のためになるような1つの取り組みに対して思い切って投入するという形の発想は大事なことだと思うんですね。

すべてのものに投入するということではなくて、やはり必要なものにはそれなりのものを投入して、これからの世田谷区により発展性をもたらしていくと、そういう礎になるような取り組み、考え方、こういうものは大変重要だと思うのですが、この委員会としてはそのような提言がうまくご案内できれば幸せだと思っているのですが、そういうもので皆さんのご意見を賜りたいと思います。

○和田副委員長 どういたしましょうか、では、最後に1分ずつとかにいたしますか。

○白井委員長 そうですね、皆さんに一言ずつ。

○和田副委員長 そうですね。では、最後、基本的な考え方というようなことにかかわらず、では、申しわけない、渡辺委員。

○渡辺委員 私は提言と言えるかどうかちょっとわかりませんが、全体の流れでひらめいたことと言いますと、行政機能の再評価、みずからを問うというような、行政にかかわる方々がこういった場を積極的に開いて、そして我々の意見をいろいろな見地から聞かれるということが、もうその第1歩でありますし、その機能、今までの提供してきたサービスのあり方そのものをみずから問うていらっしゃるということですので、まだその答えというものは徐々に見えてくるものだと思いますが、その機能の再評価ということをやっているのだというところを強調されたいのではないかと思います。

そのときに1つ参考になるのは、先ほど副委員長もおっしゃっていたような、世田谷区独自の施策、特性ということになると思いますので、それは何か、もうあるというのではなくて——済みません、今までの取り組みの中で、副委員長もおっしゃったように、命とか、きっと振り返ってみて、これが戦略的な行動パターンだったというようなものが、世田谷区独自のものがきっとあると私は思います。

それをもう1度、私、冒頭に言ったような機能の再評価というところに乗せていただい

て、何かということのみずからもう1度考えていただくきっかけにさせていただきたいということですが。

提言と言えるかどうかわかりませんが、以上です。

○堀口委員 やはり世田谷区としては、子ども、命、そういうことを長期的にやっていったらいいと思うんですね。

それで、1つその長期的にやっていくという中で提案なんですけれども、新BOPという新しく始められたことですが、これは、ただ子どもの安全を考えるということで、各学校に、授業が終わると、そのままそこへ行って、ただ5時まで見守るということで、安全という面では大変よいのですが、もっと将来的な子どものことを考えたら、貴重な小学生の毎日の2時間、3時間を、ただ行って、何となく過ごすということは何かもったいないなと思うんですね。

そこで、これは思いつきなんですけど、例えば聞かせたい音楽をBGMでかけておくとか、そういうさりげないことをやっていくとか、それから、今のあれだとBOPは学校の図書館が使えるんですね。だから、そういうものももっと利用できるような形にして、何かもうちょっと安全プラス、ここで毎日2時間か3時間いたから、こういう点がプラスだったということもあつたらいいなと思っております。それが将来的につながるようなことではないかと思っています。

○平野委員 いざ、そういうふうに提言書のあれと言われると、まとまらなくて、あれですが、あえてこういうふうに言わせていただきます。

世田谷に住んで、今までもよかったと思っています。それから、これからもぜひ住み続けていたい。そのための事業をこれからも進めていただきたい。ついでには、やはり世田谷というのは相当インテリが多いまちだと思いますので、そういう人たちでサイレントマジョリティーと言うか、声に出していない人たちの意見、考え方を常に、まあ、やっていらっしゃるとは思うんですけれども、サイレントマジョリティーの方たちの満足いけるような世の中になるような形で進めていただきたいと、今のところそんな感じです。

○熊倉委員 私も提言というのではないのですが、今、平野委員がおっしゃったことをまさしく申し上げたいなと思っていて、世田谷区の基本計画というのに「いつまでも住み続けたい魅力あふれる安全・安心のまち 世田谷」とうたっていてらっしゃると思うんですが、まさしくこれを望んでいて、これプラス何か求めるとしたら、わかりやすい、本当に私たちでも子どもでもわかりやすい世田谷区の役所なり施設であってほしいと思います。

そこは、ちょっと戻って、生涯大学とか市民大学とかのこともそうですが、いろいろな部署に分かれているもので、わかりにくいものが、やはりまだかなりあると思いますので、本当にこれプラス、わかりやすい区にしていきたいなというのが思います。

私も世田谷区に引っ越してきて、とてもよかったと思っていますし、世田谷区がとても好きなので、ずっと息子にも世田谷区に住んでもらいたいなというふうに思っていますので、ぜひ魅力のある世田谷区をよろしく願いいたします。

○片田委員 これまで視点に相当するようなことはお話しさせていただいてきたと思いますので、今回の検証を通じて、どういうふうになってほしいか、今回の点検、検証というものがどういう位置づけになってほしいかということをお話しさせていただければと思います。

一番大きな問題としては、今回いろいろ担当部局の方とお話しさせていただいて、社会インフラとか公共サービスというものの需給関係といったところが、多分、十分に把握できていないがゆえに、何となくということではないとは思いますが、サービス供給をしている現状があるかなと思います。そういったもの、需給のシナリオをきちんと持つきっかけとなってほしいなど。それがきちんとできてくれば、本来あるべき政策目的とか、政策の成果で、それを実現するための手段というところがきちんと形づけられるのかなと思います。

そこには当然、行政との関係性を見直しということがあるでしょうし、我々区民としては、自治、自助というところが重要になってくると思います。そういったことを考えるきっかけになればいいなと思います。

あともう1点としては、これはもう少し前のときにちょっと気にはなっていたのですが、昔と違って、サービスを利用するときに、利用するサービスは公共サービスなんですが、提供している人たちが必ずしも行政であるのか、民間であるのかという意識は前よりもなくなってきたのかなと思いますので、その新しい時代の公共サービスのあり方、提供の仕方、管理の仕方というところを見直すきっかけになればと思います。

○小野寺委員 私がいつも考えていることなんですが、世田谷区というのはもう可能性をすごくいっぱい秘めていると思うんですね。そして、まだまだ生かしていない、いいところもたくさんあると思うんです。先ほども平野委員のほうからサイレントマジョリティーというご意見がありましたが、マンパワーを生かして、どこか団体に所属していない個人でも、お役に立ちたいと思っている方はたくさんいらっしゃるんですね。そういう声などもどんどん生かして、マンパワーを使って、もっと活気のある区になっていけばいいなどいつも考えています。

○江尻委員 私は、やはり区民1人1人が自立をできるような環境を提供できるような区であってほしいと思っています。そしてこの環境というのは自然環境とか社会環境とか、いろいろな環境があると思いますが、世田谷区という1つの環境が、そういった市民、区民を自立できるような方向性のあるものになっていくようなことを、今回の委員会を通して考えていただきたいなと思っています。

やはりどうしてもサービス過剰の状況になっていると思います。これは世田谷だけではありませんが、それを受ける区民、市民側にとっても当たり前の状況になっています。これが当たり前ではないということを、やはり、私自身も知っていかなくてはいけないと思いますけれども、そのためにも、やはり自立できる区民というものを応援していく仕組みをつくってほしい。

世田谷らしい価値ある継続性のある事業などというような、何か随分せいたくなんですけれども、世田谷らしいというところで強調してできたものが、今後提言として上げられればいいかなと思っています。

○上田委員 私は、今回の話の中で、特に外郭団体との連携とか、この短い限られた時間の中では理解がなかなか難しかったりとか、奥深いところまで踏み込めなかったのかもしれないなと思っているんですけども、ただ、こうやって区民が参加して、この事業についてはどうだろうというふうに考えることができる、また、そして気軽にこうやって行政の人と一緒に話ができるということはすごくいいことなのではないのかなと思うんですね。

できればこういうきっちりとした、結果ではないけれども、方針がこの話し合いの中でまとまらなかったとしても、こういった話し合いというのは継続していったらどうかと思います。そして、世田谷区が子ども医療費助成に23区の中で先駆けてやったように、今度は世田谷区が区民と一緒にあって、区民が自立してまちづくりに参加している区というふうな形でアピールして、どんどん活性化していけばいいのではないかなというふうに思います。

○浅野委員 もう皆さんがいろいろなことをおっしゃってくださったので、それとかぶることはもう言わずに、ただ、委員長がさっきおっしゃった、世田谷区の予算組みが年間単位で行われているということをちょっと踏まえて発言させていただきますと、民間企業というものはそんな甘くなくて、上場している会社は必ず3カ月ごとの決算を発表しなければなりません。

私自身も民間企業に勤めていますけれども、月に1回必ず社長に対して、自分の統括している事業の収益状況を報告します。当然そこで叱責があって、それに対する改善というものを月単位で行います。

ですから、ぜひ世田谷区におかれても、年間という視点をさらに細かく、1カ月とは言いませんけれども、6カ月であったり3カ月であったり、そのぐらい厳しい認識を持って動かれてはどうかということが1つ。

それから、非常に細かくなってしまうのですけれども、先ほど平野委員から、もっと情報の伝達の仕方の工夫があってもいいのではないかということの1つとして、ホームページ

ジであるとか、あるいは今、携帯電話はほとんどの方が持っていらっしゃるの、携帯電話のホームページの有効活用であるとか、そういったものも1つの手段として考えていてはどうかというように思います。

○青山委員 今回、世田谷区の基本計画に書かれている基本的な考え方の1つの中に協働というのがございます。区民と区が一緒になって仕事をしようということだと思っておりますが、これが今回の委員会では取り上げられなかったのはちょっと残念かなと思います。

実はその協働の中で、区と区民の間で、区が何をやるの、どこまでやるのということについて時間をかけて合意を形成していくというふうなことが、私はこれからの行政で必要なことだと考えていますので、ぜひこの点を提言の中へ取り入れていただきたいということ。

もう1つは、エフエム世田谷に関して触れましたが、これは本当に区がやるべきものなの、都がやるべきではないの、国がやるべきではないのということで、行政がどういうふうな行政サービスを、どこがどの程度やるかということについての世論が確定していないと思うんですよね。これについても将来的には考えていかなければいけないことだろうという気がします。

○和田副委員長 では、私が話して、最後に委員長に取りまとめていただくというふうにしたいと思います。

今、青山委員のほうから協働の視点を取り上げられなかったというお話でしたが、考えてみれば、世田谷区というのは、今、新しい公共で、政権がかわっても、あるいは首相がかわっても、恐らくそれで進むのだろうと。その実質が協働という考え方に当たるのだと思うのですが、世田谷区におかれましては、もう90年代後半から、そういう意味では国、あるいは全国の自治体の中でも先駆けて取り組んでいたところであるので、ある意味ではそれが前提となって、ここでは改めて掲げなかったというようなことも思います。

ですけれども、青山委員のご指摘のように、協働を進めていくときには、江尻委員からも、地域やNPOや住民やさまざまな事業所とのコラボレーションがあるわけですが、片

方で、やはりそれを進めていくと、まさに今回の、行政の役割は何で、住民の役割は何で、そして企業もこういう時代ですから入ってきますが、そのことが問い直されてくるということで、既に世田谷区で協働が提示されたころは、その辺のところも議論されたのではないかなど。しかし、以降、90年代後半から随分社会状況が変わってきている中で、位相が、共存の意味や新しい公共の取り上げられ方が随分変わってきていることは確かだと思います。

そういう意味では、きょうの午後の議論の中では、住民やNPOや、あるいは町会も出てきましたし、そういう意味ではさまざまな住民、行政以外の団体なり個人なり、さまざまな主体であります。そういうものが出てきて、その点で言うと、提言にどのようにまとめられるかは別にしても、やはりこれまでの世田谷区が行ってきた区政といいますか、そういうものの、ある意味では、ここで再点検、しかも取り上げた素材が、考えてみれば、やはり世田谷が先駆的に取り組んでいたり、あるいは世田谷を説明するときの特徴的な施策が挙げられていたなということを改めて感じております。

ぜひよい提言が、皆様のご協力を得て、あと1回残っておりますけれども、まとめられたらと思っております。

○白井委員長 どうも皆さん、大変すばらしいご提言をいただきましてありがとうございます。私は、行ってみたいまち、住みやすいまち、住んでみたいまち、こういうものをいろいろな自治体さんでやっていますけれども、こういうものの本当の環境を考えたときに、本当にいろいろなところに住んでいる皆さんも、世田谷に住んでみたいなど。特に最近の地方から出てきたり、またいろいろな大学に入学する学生たちもそうですが、世田谷に住んでみたいという声は非常に多いんですね。

でも、それはやはり今までこの世田谷区に早くから住んでいらっしゃる住民の皆さんの受け入れ体制といいますか、そういうものがすばらしいのではないかとということと、もう1つは、これを運営していく行政の皆さんがすばらしいのではないかなど。今まで取り組んできたご苦労というものが相当にここに実ってきているのではないかなど、こんなふう

に思っておる次第でございます。

それにしましても、今まで、きのう、きょうで取り組んできた内容も、やはり我々は現場にかかわる人たちが一番大変なのだ、やはり一番その人たちに頑張ってもらっていて、その人たちが、本当に自分たちがこういったものを担当してよかったなというふうに言うていただくことが、一番実りある成果につながるのではないかと思うんですね。それがひいてはいろいろな予算的なものにも大きく反映していくのではないかと考えております。

もちろん我々もそうですが、地域住民の皆さんにおかれましても、ぜひそれぞれの部門で取り組んでいるご担当者の皆さんを尊敬の目で見えていただいて、なおかつ、やはり厳しい指摘もしていただくということが、より成長をもたらすものだろうなど、こんなふうになっている次第でございます。

中で、この世田谷の特性を生かした場合にどうかということを考えてときに、やはり皆さんもご案内いただいてきましたように13の大学があると。こういうものはほかの団体ではあり得ないんです。

ですので、そのことを考えたときに、最後の私の提案、これは片田委員も和田委員もご提言されておりますが、世田谷区は幾つもの図書館を持っています。この図書館は世田谷区民の皆さんが大いに活用したいということになります。毎年図書の購入に関する費用も、それは小さなものではないだろうと思うんですね。

こういうことを考えたとき、より世田谷区民の皆さんにより環境を与えていくためには、やはり独自でやったら、そこには無理があると考えています。したがって、そこを世田谷が持っている特性的なところ、この13の大学を抱えているということを考えてときに、大学と世田谷区とのコラボレーション、連携を、ほかの自治体と比べていち早くやるべきだというふうに考えています。

そうしますと、これは世田谷区だけのメリット、恩恵ではなくて、大学側も物すごく助かるんですね。大学の図書に関する経費は莫大なものがあるわけですから、そういうものも考えたときに、そういう経費を必要最小限のところまで抑えることができ、それを区と

のコラボレーションでお互いが補てんし合うことができると。

こういうものができれば、大学にとっての経営的な面も大きく変わってくると思いますし、また、区の皆さんも積極的に大学の図書館に行って、いろいろな図書を見て、大学のキャンパスの中でその時間を過ごしていただくと。また、大学の学生たちも、いろいろな区の管理運営する図書館でいろいろなものを学ばせていただく、使わせていただくという形のものであれば、やはりそこでお互いに効果があって、なおかつ費用的な面でも非常に大きなものにつながってくるのではないかと考えています。

これが、ひいては、今、大学は経営に非常に厳しいものがございまして、和田委員が最初に言われたことが頭に残っているのですが、やはり大学自体がもっともっと努力をしないといけないと。自治体も努力をしないといけないところがありますが、大学も努力をしないといけないものがあるということを考えたときに、この世田谷区の地域にある大学がどれぐらい努力をしているかということですね。

世田谷区というところは大変恵まれたところですから、努力をしなくても何とかなってしまうという思いがある中で、やはりその時期を逸してしまうという可能性もあるわけですね。この隣の国士舘大学もしかりですが、これは交通の便とか、道をどのように考えるかということでも表現されるのですが、やはり大変恵まれた環境にあるということは、その中でその恩恵をこうむっているものがあるわけですが、そのために自主努力的なものを怠ってしまって、後で振り返ってみたら、あのときにもっとやっておけばよかったなということにつながるケースがあるわけです。

ですから、そういう面も踏まえて、自治体さん、世田谷区のほうは、お互いが大学とのコラボレーションの中で、そういうものを叱咤激励の中で進めていただくと、もっともっとすばらしい環境が生まれるのではないかと考えております。

こういう団体は、やはり見渡してもほかにはありませんし、その特性的なものを大いに生かしていくことによって、この世田谷区で取り組むことが、ほかの自治体さんに対する模範となるべきものになるのではないかと、こんなふうに思っているわけですが、こうい

うものを委員の皆さんのご提言を踏まえた形で、より一層実りある成果につながるようなまとめをこれから進めていくという形になるわけです。

そういう中で、細かいところはまたお時間をいただいて、より付加価値のあるものを区の方に提言したいと思うので、この内容をもとにした形で、次回の委員会の中で、皆さんに対してどのようなものをまたご提言いただくかということ準備するわけですが、今まで皆さん方にご案内いただいた内容を、和田副委員長と私とで、ちょっとまた事務局の皆さんのお力添えをいただきながら整理させていただきたいと思います。それを踏まえて、また皆さんにフィードバックをして、次の議論の糧としたいと思っておりますが、いかがでしょうか、よろしゅうございますか。——どうもありがとうございます。

こういう中で、今までの皆さんの貴重なご意見をまとめて、より先進的な形で進めていくことができるように次回の準備をさせていただきますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、事務局のほうにお渡ししたいと思います。

○政策経営部長 本日は本当にどうもありがとうございました。次回の第4回委員会で、今、委員長からお話でしたが、ご提言をまたお時間をいただいてご決定いただくこととなりますが、7月12日月曜日、午後1時からということでお願いしたいと思います。

昨日もご案内いたしました、「区のおしらせ」の6月15日号では7月13日とご案内していますが、その点はちょっとおわびをさせていただきまして、7月12日月曜日、午後1時からということでお願いしたいと思います。

本当にきょうは1日ありがとうございました。

午後3時50分閉会